

第百九十五回国会

参議院厚生労働委員会會議録第三号

平成二十九年十二月七日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

十二月五日

古賀 之十君

古賀 之十君

十二月六日

古賀 之十君

十二月七日

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

古賀 之十君

第七部

厚生労働委員会會議録第三号

平成二十九年十二月七日

【参議院】

三原じゅん子君

藤木 眞也君

補欠選任

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

三浦 信祐君

副大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

厚生労働大臣

衆議院議員

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

厚生労働委員長

櫻井 充君

濱口 誠君

伊藤 孝江君

三浦 信祐君

倉林 明子君

石井 苗子君

福島みずほ君

薬師寺みちよ君

高鳥 修一君

加藤 勝信君

高木美智代君

牧原 秀樹君

田畑 裕明君

大沼みずほ君

吉岡 成子君

猿渡 知之君

宇都宮 啓君

武田 俊彦君

福田 祐典君

宮本 真司君

定塚由美子君

定塚由美子君

定塚由美子君

定塚由美子君

定塚由美子君

定塚由美子君

定塚由美子君

定塚由美子君

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省老健局長

厚生労働省年金局長

国土交通大臣官房審議官

観光庁次長

環境大臣官房審議官

防衛大臣官房審議官

宮崎 雅則君

濱谷 浩樹君

木下 賢志君

眞鍋 純君

水嶋 智君

米谷 仁君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

宮崎 雅則君

濱谷 浩樹君

木下 賢志君

眞鍋 純君

水嶋 智君

米谷 仁君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

辰己 昌良君

○委員長(島村大君) 旅館業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○馬場成志君 おはようございます。自由民主党の馬場成志です。

この度は質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。久しぶりの質問と申しますか、実は厚生労働委員会では初めての質問になります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

民泊新法がさきの通常国会で成立をいたしました。来年六月に施行されますが、旅館法が追い付いていませんでした。民泊新法は言ってみれば規制の緩和でありますから、それだけをスタートさせれば、今問題になっております違法民泊のトラブル等は対処できないままになってしまいますし、新法はほとんど役に立たないということになってしまいます。二つ合わせて一対の法案であります。そのことは皆さん十分御承知でありますので、今日は旅館業法改正案の一つ一つを確認するような質疑になると思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

ただ、本題に入るその前に、一、二点、お尋ねしたいことがあります。

私は熊本県選出であります。昨年の熊本地震以来、多くの国民の皆様が力をいただいております。

○委員長(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(島村大君) 旅館業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

第七部

厚生労働委員会會議録第三号

平成二十九年十二月七日

【参議院】

ました。被災地の現在は、日常必要なインフラはもちろん、道路、橋梁、トンネル、河川等も全力で復旧活動を行っていただき、多くのインフラは回復してまいりました。阿蘇の国道や大橋も、一日も早く完成するように取り組んでいただいております。熊本県のシンボルであります熊本城の天守閣もそうです。

多くの人に日常というものが戻ってきております。それもこれも、全国からの御支援と、総理を先頭に政府一丸となった御支援のたまものと心から感謝をいたします。被災者支援についても、厚生労働省に手厚くお世話をいただいております。ありがとうございます。改めて感謝を申し上げます。

しかし一方で、被災した家屋の解体もまだ完全には終わっていません。また、解体が終わっても再スタートが切れる状態まで至っていない方も多く、仮設住宅にはまだ一万九千戸、四万四千人が暮らしています。徐々に自宅の再建計画などが整っていき元の生活に戻っていくわけですが、中には、生活設計が立たないなどの理由だけでなく、区画整理等、まだ調整が必要なことなど、自己都合ではなくて仮設に住まざるを得ない人もいらつしやいます。災害公営住宅の準備も現在進行中ではありますが、もう少し時間が掛かります。

しかし、どのような状況でも、仮設住宅の入居期限はあつという間に近づいてまいります。原則二年である期限は、来春以降、順次訪れます。関係者には自然と不安が漂っていました。

そのような中、政府は、今の状態で二年での生活再建は難しいと判断し、一年延長を決定していただきました。おかげで入居者も自治体もほっと胸をなで下ろしたところがあります。

ここから質問に入るわけですが、今申しましたようにほっとしたところがありますけれども、仮設住宅、みなし仮設も合わせて、高齢者も多いことから日常生活支援や心のケアを重要としております。現在は、厚生労働省にも支えていた

だいて、地域支え合いセンターやこころのケアセンターを設置して、見守り、健康支援、生活支援、交流促進などを行っていますが、これが続けられるかどうか、来年度のことの心配であります。

家が壊れて元々住んでいたところから仮設住宅へ移り住み、仮設住宅では皆さん励まし合いながら暮らしていられつしやいます。元々の近所の方々も近くいたり、自治会の皆さん、役員の皆さん方も、自分たち、自分自身大変な中にリーダーシップを取ってくれています。多くの激励イベントも開催してもらっています。

しかし、そのような中でも、復旧復興が進む中で仮設住宅を去る人、残る人、心中は様々であります。みなし仮設に関しては、元々のコミュニティを離れていることから更に見守りの重要性が増しています。しかも、住まいが点在していることから、訪問するにしても、地域支え合いセンターやこころのケアセンターだけでなく多くの手助けをいただいても、なお孤独死などの心配をしている状況であります。

今現在、孤独死、仮設住宅での孤独死が十月まで十二名ということですが、これから寒くなるとまた体調にも変化を来すと思いますので、またこれからの時期というのも大事な時期になつてまいりますが、そういった状況も御理解をいただいて、引き続きこの両センターの支援をお願いしたいというふうに思っております。

これについて、来年度以降の展望を聞かせていただきたい。よろしくお願い申し上げます。

○政府参考人(定塚由美子君) 御質問いただいたうち、地域支え合いセンターにつきまして私からお答えをさせていただきます。

熊本地震から一年七月既に経過しておりますが、依然として約一万九千世帯が仮設住宅等に入居されつしやいまして、被災前とは大きく異なる環境での生活、余儀なくされているという状況でございます。こうした中で、被災された

方々の孤立防止のための見守りや日常生活上の相談支援の取組、御指摘いただいたとおり大変重要と考えております。

昨年九月以降、熊本県内の十八の市町村に地域支え合いセンター、設置していただいております。国として市町村の取組を支援していただいております。被災自治体の皆様のお話を伺いながら、被災地のニーズや動向を踏まえて支援を行っていく必要があると考えております。平成三十九年度につきましても、必要な予算を確保し、事業が継続できるよう努めてまいりたいと考えております。

○政府参考人(宮崎雅則君) 熊本こころのケアセンターについてお答え申し上げます。

先ほど委員からも御指摘ありましたが、熊本では依然として一万九千世帯の方が仮設等に入居されているということで、被災前と大きく異なる環境で生活されているわけですが、専門的な心のケアを継続していくことが大変重要であるというふうに考えております。

二十八年度からその熊本県心のケア事業を実施して、活動拠点となります熊本こころのケアセンターを起点に、専門職による被災者の心の悩みに対する相談や訪問支援、必要に応じた専門的医療の連絡調整の実施、心のケアに関わる専門家の人材育成等を行っているところでございます。

厚生労働省としては、専門的な心のケアの重要性に鑑みまして、平成三十九年度概算要求においても必要な予算額を要望しているところでございまして、今後とも被災地のニーズを踏まえながらしっかりと対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○馬場成志君 よろしく申し上げます。

続けて、もう一点お尋ねをいたしますが、福祉施設などの被害も甚大でありました。福祉施設には自力での避難が困難な方が数多く入所されている中で、災害時にも食料やライフラインの供給、傷病者の病院への搬送など、その状況に応じた迅速に行われなければなりません。

そのためには、災害発生時に、まずは福祉施設の被害状況を迅速に把握することが必要であります。緊急時、パニック状態に近いような状況で冷静に把握するということは、日頃からの訓練とともに、連携相手としつかりと共通の言葉で、まあ、ふだんなまりの強い私が言うのもおかしいんですけども、共通の言葉で通じ合うと申ししますか、それぞれの物差しが違ったりすれば情報に狂いが生じてきます。その上に伝言ゲームが続くというふうなことになる、もう本当に何の情報も分からぬようになってしまふというふうな状況もありますので、これは厚生労働省のいろんな現場でももう既に多くの経験をしておられることだというふうに思います。

そういったことの中で、統一した体制づくりについて厚生労働省としてどう考えているか、聞かせていただきたいと存じます。

○政府参考人(定塚由美子君) お答え申し上げます。

災害が発生した際に、福祉施設の利用者の方々も安心して継続的にサービスを受けられるようにという観点からも、各地域において福祉施設等の被害状況を迅速に把握をして、その状況に応じて必要な支援を速やかに行っていく、こういう体制がつけられていくこと、重要と考えているところでございます。

このため、厚生労働省では、近年、熊本地震を始め多くの自然災害が発生しているということも踏まえまして、今年二月に各都道府県等に対して通知を發出しております。具体的には、福祉施設の被害情報の収集のための責任部署を明確にすること、また、災害に備えて関係者間のネットワークをつくること、また、福祉施設の住所や利用者数、緊急連絡先などの事前のリスト化を行うこと、そしてこのリストを自治体間で共有すること、また、被害状況の把握や報告方法の検討などの取組をお願いしているところでございます。また、災害に備えて、関係者間のネットワークづくり、ネットワーク構築を支援するために、情

報交換や連携の場の設置、また、災害時の支援活動に携わる人材の研修や訓練などの都道府県における取組に対して、国として支援を行っており、災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業という事業でございしますが、国庫補助を行っており、全国的な体制整備を進めているところでございます。

今後とも、自治体及び関係者に対して、災害の発生に備えて平時から福祉施設の被害状況を迅速に把握する体制づくりの重要性について周知を図るとともに、災害時にあっても福祉施設が適切に確保されるよう国としても支援し、必要な取組を進めてまいりたい、このように考えております。

○馬場成志君 ありがとうございます。

やはり現場力が最初になければなりませんので、そういったそれぞれの施設での、ほかの機関とも連携ができるようなものをしっかりとつくり上げていただきたいというふうに存じます。

それから、今回の地震で、病人やけが人を受け入れるはずの病院や施設が危なくて受け入れられないとか、あるいは逆に避難させなくてはならないといったことがありました。本当に残念の極みであります。

建て替えや耐震補強が進みますように、医療施設に対する補助制度の拡充と、特別養護老人ホームや養護老人ホームなどに対して国による耐震工事に対する補助制度などの創設を検討いただきたいというふうに思います。これはもうお願いにさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

それでは、今日の本題であります旅館業法の一部を改正する法律案について質問します。

まず、本法律案の趣旨について伺いたいと思います。

本法律案は、大きく二つの柱からできていると承知しておりますが、一つ目は、ホテル営業と旅館営業の一本化です。ホテル営業と旅館営業を旅館・ホテル営業への一本化をするものであります。この一本化によって規制緩和が図られると把握

しております。旅館業の規制緩和については内閣府の規制改革推進会議において議論されており、昨年末には、客室の最低数や寝具の種類など、旅館業法上の構造設備全般について見直すように提言がなされています。厚生労働省は、昨年末に出されたこの規制改革推進会議の提言に対してどのように対応されているか、聞かせていただきたいと存じます。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

平成二十八年十二月に規制改革推進会議におきまして旅館業規制の見直しに関する意見が決定され、旅館業法の構造設備基準の規制全般についての見直し提言されたところでございます。

厚生労働省としては、この意見を踏まえまして、公衆衛生としての必要最低限の規制とする趣旨から、今回の旅館業法の改正法案によりまして、ホテル営業と旅館営業の営業種別を統合した上で、客室数の最低数、寝具の種類、客室の境の種類等については撤廃する、採光、照明設備や便所等の具体的な数値の要件については定性的な表現に改めるといった方向で検討を進めているところでございます。

○馬場成志君 続いて、続いてというか、今お話しがありましたけれども、利用者の多様なニーズに応えることは大事なことでありますし、これまで規制が細か過ぎるという話はあっております。これ、これでそれぞれの旅館、ホテルで企業努力の中でやれることが増えてくるというふうに思います。

ただ一方で、利用者の安全、安心を確保することとはもつと大事なことであります。日本のホテルや旅館は清潔で安心でサービスが良いということが世界に誇るべき利点であります。厚生労働省におかれては、過度に規制緩和を進めることはせず、引き続きこの清潔や安心という日本の誇るべき利点を大切にしたいだいて、我が国のお客様へのもてなし、その精神を大切にしたいだいたところ、今回この法案は、基本的に、現在急

激な広がりを見せている民泊への対応が主眼と理解をしております。これについて、取締りの強化については後ほど伺いますが、旅館業の規制緩和が民泊との関係でどのような意味を持つとお考えか、改めてお尋ねします。

○大臣政務官(大沼みずほ君) 馬場理事、御質問、御指名ありがとうございます。私も二年ぶりの厚生労働委員会復帰で、本日が初答弁になりますので、真摯に丁寧にお答えさせていただきますというふうに存じます。

今回の改正法案により規制緩和は、民泊とのイコールフットリングを図る観点から、関係団体からも強く求められているものでありまして、民泊制度の創設に当たりまして、民泊との公平で健全な競争ができるような環境を整えるためにも必要な規制緩和であると考えております。ホテルや旅館と民泊とが利用者のニーズに応じた適切なサービスを提供できるようにしていくことが重要と考えておりまして、関係省庁ともしっかり連携しながら制度を円滑に運営してまいりたいと思っております。

○馬場成志君 大沼政務官は前の政務官よりもはるかに能力も高く、厚生労働省からは大変期待されているというふうに思います。御活躍を祈念いたします。

次に、法案の二点目の柱であります違法民泊の取締り強化について伺いをいたします。

今回の改正は、違法な民泊サービスの広がりを踏まえた無許可営業者に対する取締りを強化するものでありまして、無許可営業者への立入検査権限規定の創設や罰金の引上げが盛り込まれています。しかし、現在許可を得ないで旅館業を行う違法民泊が広がっております。無許可の可能性のあるものは、正確な把握は難しいと思いますけれども、平成二十八年の調査では一万件以上あると聞いております。

現在は民泊物件を紹介するサイトもあり、特に外国人観光客に人気がありますが、こうした仲介サイトの中には、旅館業の許可を取っていない違法

法物件を掲載しているものもあるようであります。また、都道府県等が仲介サイトで見付けた物件を現地調査してみたら、事業者と連絡が付かなかったというようなケースも聞いたことがあります。

もし、自分たちが旅先で当てにしていたところに泊まらないというような状況があったらどんな気持ちになるでしょうか。というか、どう対応したらいいかということで、もう本当に二度と行きたくないとか、そんないろんなことが、危険にさらされることさえあるかもしれません。そういった違法民泊対策というものは待ったなしの課題というふうに認識しております。

今回の法改正によって違法民泊対策をどのように進めていくのか、見解をお伺いします。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

御指摘いただきましたように、旅館業の許可を受けていない無許可営業の可能性が疑われる事案として、都道府県等から報告を受けた件数が、平成二十七年に千四百十三件だったものが、平成二十八年には一万八百四十九件と急増しているところでございます。このうち五千七百七十九件は営業者と連絡が取れないなどの理由で調査中となっておりまして、都道府県等に無許可営業者に対する立入調査権等が付与されていない現行制度においては、こうした事案に対する対応が十分に取れない状況にあるというところでございます。

今回の旅館業法改正法案は、無許可営業者に対する立入権限を付与するとともに、罰金の大幅な引上げを盛り込んでおりまして、これらの措置を総合的に講じていくことで無許可営業の取締りの実効性を確保していきたいと考えているところでございます。

なお、住宅宿泊事業法におきましても、住宅宿泊事業者の届出制度、住宅宿泊仲介業者による違法民泊あつせん禁止等の措置によりまして、住宅宿泊事業の適正な運営を確保し、違法民泊を実施しづらい環境の整備を進めるとともに、観光

庁におきましてワンストップの苦情窓口を設置することを検討してございまして、これらの措置を通じて、無許可営業者のより正確な把握及び違法民泊対策が可能となると考えているところでございます。

○馬場成志君 地方自治体の無許可営業者の立入り権限の規定を強化するのであれば、また地方自治体が本当にそれに対応できるのかという点にも配慮が必要があると考えますが、取締りを実際にを行う地方自治体の保健所の体制を強化するために国からも必要な支援を行うべきと考えますが、お尋ねします。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。現在、都道府県等では、旅館業営業者の調査や監視、指導を行っているところでございますが、今回の旅館業法改正法案によりまして、無許可営業業者への立入検査等の権限も付与されることとなるので、旅館業法改正後は無許可営業業者に対する立入検査等の業務が新たに発生することとなります。

このため、都道府県等におきまして、委員御指摘のとおり、これらの業務が円滑に行われますよう、無許可営業者の実態等を踏まえて、関係機関と連携しながら、都道府県等の体制整備に対する支援について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○馬場成志君 しつかりと対応をお願いします。やりながら補強していくという部分も出てくるだろうというふうに思いますけれども、何しろしつかりとやっていただきたいというふうに思います。

また、罰金については、今回無許可営業者に対し、現行の三万円から百万円に引き上げることとしております。これについては、百万円というレベルではなくて、更に大きな金額を設けているところなどあればもっと高くするべきではなかったかというような議論もあります。これも質問にしておりましたけれども、一回お尋ねします。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

無許可営業者に対する罰金の上限額は、旅館業法と同様六か月以下の懲役刑を科している法令のうち、百万円より多い罰金額を規定しているのは一法令のみでございます。それは三百万円以下ということで、議員立法でございました。その他は全て百万円以下であるといった他の法令との均衡を踏まえまして、現行の三万円から百万円へ最大限引き上げるものでございます。

なお、住宅宿泊事業法におきましても、住宅宿泊事業者に対する罰金の上限額は百万円となっているところでございます。

無許可営業者に対しては、この罰金引上げに加えまして、都道府県知事等が報告徴収や立入検査等を行う権限を創設することとしていたるところでございまして、これらの施策に総合的に取り組むことで無許可営業業者への取締りの実効性を担保してまいりたいと考えているところでございます。

○馬場成志君 よろしくお願いします。改めて、この旅館業法改正法案は急いで成立させなければならぬということを確認したいというふうに思います。

さきの通常国会では、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が既に成立しており、来年六月にも施行されます。本来なら、この旅館業法改正法案は違法民泊対策を強化するもので、民泊新法とセットで成立すべきものであります。通常国会では、私自身も衆議院の厚生労働委員会に政府席で出席をいたしております。

採決される前に国会が閉会して、その後衆議院の選挙ということになりましたので今に至ったというところであります。この改正法案の成立を急ぐ理由について改めて説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

今回の旅館業法の改正法案の成立を急ぐ理由でございますが、まず一つ目は、無許可営業者に対する立入り権限の創設、罰金の上限額の引上げ等、現に広がっている無許可の違法民泊の取締りを強化し、実効性を確保するものであり、違法民泊で困っておられる周辺住民や自治体から強い要請があるということでございます。

二つ目でございますが、今回の旅館業法の改正に伴う規制緩和は、住宅宿泊事業とのイコールフットイングを図る観点から、住宅宿泊事業法との同時施行が関係者からも強く求められているというところでございます。

三つ目でございます。実際の施行までのスケジュールを考えますと、政省令の整備、パブリックコメント、地方自治体における条例制定手続等の期間を要するというところでございますが、住宅宿泊事業法が来年六月に施行されるということを考慮しなければならぬということでございます。

これらの事情を考慮しまして、今国会での速やかな成立を是非お願いしたいというところでございます。

○馬場成志君 是非、この法案が成立して円滑に進むようにしていただきたいというふうに思います。今日は国土交通省にも来ていただいておりますが、民泊新法の下での民泊サービスは住宅でできるものでありまして、届出をすればマンションなどの集合住宅でもできるようにあります。マンションで民泊を実施する場合は管理規約や決議に明示的に禁止がないことを確認すると把握しておりますが、これは逆だということのような議論がもう既にあっておりました。

なぜ明示的に許可を得た場合のみ住宅宿泊事業をできるようにとしたのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(眞鍋純君) マンションの民泊について御質問をいただきました。お答え申し上げます。

住宅宿泊事業法では、住宅を一年の半分未満の期間だけ活用するといった一定の要件を満たす事業については、都道府県知事に届出をすれば実施できる仕組みとなっております。また一方で、住宅宿泊事業を行う施設には標識を掲示することも

に、住宅宿泊事業者又はその管理者に対して、宿泊者への説明あるいは苦情対応など周囲への悪影響を抑制するための措置を義務付けることとしております。

こうしたことを踏まえつつ、住宅宿泊事業をマンションにおいて実施する際に、区分所有者や管理組合の間で特に異論がなく、禁止する必要がある場合であっても、その事業を許可する旨が管理規約などに明示されている場合に限りこれを認める、届出を認めるということにしたいとしますと、本来は問題のない事業についても事業ができなくなる、実施が困難となる事態が生じ得ると、このように懸念しております。

こうしたことから、住宅宿泊事業の届出の際に、マンションにおいては、先生が御指摘のように、民泊を禁止する旨の管理規約がないことを都道府県知事の確認事項として省令に位置付けさせていたしまして、そうした場合にきちんと審査をするということにいたしました。そのような立て付けになっておりますことを御理解賜ればというふうに存じます。

○馬場成志君 続きまして、また、管理規約で禁止されていないので住宅宿泊事業を実施したというように後に、マンション内で民泊が盛んになったため管理規約で新しく禁止規定が設けられるというような場合、既に民泊新法の下で適切に事業を実施している住宅の取扱い、これはどうなるんでしょうか、お尋ねいたします。

あわせて、観光庁にも来ていただいておりますが、宿泊者にマナーをこれ守っていただかなければ適切なことはできないわけですが、適切な民泊サービスを実施するためにどのような対応をされるのか、教えていただきたいと存じます。

○政府参考人(眞鍋純君) お答え申し上げます。

住宅宿泊事業の届出の際、マンションにおいては民泊を禁止する旨の管理規約等がないことを都道府県知事の確認事項として省令で位置付け、管理規約に禁止する旨の規定がある場合、あるいは管理組合の総会や理事会において禁止する方針が

決議されている場合については事業の実施を認めないこととしております。

届出を認めて適法に住宅宿泊事業が開始された後に当該マンションで民泊を禁止しようとする場合には、現に住宅宿泊事業を行っている区分所有者も含めてマンションの区分所有者間で十分な議論をしていただくということが必要になると考えられますが、そのような議論を経て、区分所有法の規定に基づき管理規約の有効な改正がなされ、民泊が禁止されるなどにより届出事項を満たさなくなる、こうした場合には当該マンションにおいて住宅宿泊事業を行うことはできなくなると、こういうことでございます。

しかしながら、民泊に限らず一般的にはございますが、一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼす規約等の改正を行う場合には、区分所有者間の争いやトラブルが起り得るということも想定されます。このため、そうしたトラブルを未然に防止する観点からは、できる限り早い時期に規約の改正や決議を行っていただくということが望ましいと考えております。

そのため、管理組合において早期に民泊の可否を議論していただけるよう、今年八月二十九日にマンションの標準管理規約の改正を行いまして、これはマンションの管理規約のひな形のようなものでございますが、それを周知しております。具体的には、住宅宿泊事業を許可する場合、禁止する場合、双方の事例をお示しいたしまして、その改正の内容について管理組合に対して広く情報提供を行ってきたところでございます。

そうした議論を各管理組合で早急に開始していただきたいというふうに考えてございまして、今後とも引き続き周知の徹底に努めてまいりたいと思っております。

○政府参考人(水嶋智君) 宿泊者のマナーに関しまして御質問ございました。お答えさせていただきます。

ブルを防止するために、住宅宿泊事業者に対して、周辺地域における生活環境の悪影響の防止についての宿泊者への説明や周辺住民からの苦情への対応などの義務を課すこととしているところでございます。

さらに、観光庁におきましては、都道府県等関係機関と連携をいたしまして、住宅宿泊事業に関する相談窓口を設置することを検討しております。当該窓口で受け付けた苦情などにつきましては、関係行政機関や都道府県等に連絡して必要な対応を求めることとしておるところでございます。

このような取組を通じまして、宿泊者にマナーを守っていただくことによりまして健全な民泊の普及を図ってまいりたいと考えている次第でございます。

○馬場成志君 しつかりやっていただきたいと思っております。

時間がなくなりましたけれども、大臣に最後に意気込みをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(加藤勝信君) 今委員からいろいろ御意見あるいは御質問もございましたけれども、この法律そのものは、近年、訪日外国人旅行者の急増によって住宅を活用して宿泊サービスを提供する民泊が我が国でも急速に普及している一方で、旅館業法上の許可を取らずに無許可で営業し、そしてそれが周辺住民とのトラブルになっていくものなどがあることから、その是正を図り、健全な民泊の発展を図ることが急務であります。

そして、その関連で今年の通常国会で住宅宿泊事業法が提出され、可決、成立し、来年六月には施行すると、こういう段階になっておりますので、こちらの方に、旅館業法においても、民泊事業者としての届出もせず、旅館業法上の許可も取得しない違法民泊に伴う取締りを強化するなどを目的として、この改正案を出させていただいたところであります。

あわせて、規制緩和も盛り込ませていただいで、この民泊新法と相まって、やはり健全な旅館

業者、民泊事業を育成して、そして急増する訪日外国人旅行者へのインバウンド対応、これを進めていくものであります。そして、それは我が国の経済発展にも資するものと考えておりますので、是非、御審議、そして早期成立を図っていただくとともに、我々これにのっとってしっかりと対応させていただきたいと、こういうふうに思っております。

○馬場成志君 ありがとうございます。終わります。

○そのだ修光君 自由民主党のそのだ修光です。今日は、旅館業法の一部を改正する法律案について質問いたします。

今、馬場委員から、この法律案の趣旨、内容、改正を急ぐ理由といった基本的な事項について質問がありました。私は少し視点を変えて、これから我が国の宿泊産業を振興して、外国を含む大勢のお客様をどのようにおもてなしをするのか、そしてまた来年から始まる民泊の準備状況がどうなっているのかなどについてお伺いをしたいと思います。

御案内のように、日本を訪れる外国人は年々増加しており、昨年は約二千四百万人でしたが、今年十月時点で既にこの数字を超えて、十二月までには二千八百万人まで増えると言われております。私の地元、鹿児島県の奄美大島でも、世界自然遺産の登録を前に、国内外からたくさん観光客が訪れるようになっております。さらに、これからオリンピック・パラリンピックが開催される二〇二〇年には年間目標四千万人を見込んでおり、宿泊ニーズも大きく増えると思っております。

そこで、宿泊の受入先となる旅館、ホテルがこれに対応できるかが問題になります。そこでまず、厚生労働省に、現在、旅館、ホテルとして営業している施設数、そしてこの十年間の推移についてお伺いをいたします。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。ただいまお尋ねいただきました旅館、ホテルの施設数につきまして、平成二十八年度末の現状と

十年前の平成十八年度末についてお答えさせていただきます。

旅館は、現在三万九千四百八十九件で、十年前は五万四千七百七件でしたので、一万四千六百件の減少、ホテルは、現在一万百一件、十年前は九千八百八十件ということで、約九百件の増加、ちなみに、旅館業のその他の営業形態でございます簡易宿所は、現在二万九千五百五十九件、十年前は二万二千五百九十件ということで、約七千件の減少、下宿営業は、現在六百九十三件、十年前は九百四十一件ということで、約二百五十件の減少となっております。

したがって、旅館業全体で、四類型合わせまして、現在七万九千八百四十二件、十年前は八万六千八百十八件でしたので、約七千件の減少となっております。

○そのだ修光君 今御答弁いただきました。ホテル、簡易宿所は増加をしているんですね。しかし、旅館が大きく減少をしており、全体としては減少をしているということでもあります。先ほど申し上げたとおり、訪日外国人がこれから更に増えていくことを考えれば、この先、宿泊先が足りなくなるといった状況も考えられるわけであります。

そこで、更にお伺いを申し上げますが、旅館とホテルの客室の稼働率はどれぐらいなんでしょうか。近年五年間の傾向があれば教えてください。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。旅館とホテルの客室稼働率でございますけれども、平成二十八年度におきましては、シティホテルの客室稼働率が七八・七%、一方、旅館の客室稼働率は三七・一%となっております。

最近五年間の傾向といたしましては、シティホテルは七〇%台で、旅館の方は三〇%台で推移をしているということでございますが、シティホテルと旅館共に若干の上昇傾向にあるという状況であると認識しております。

○そのだ修光君 全体としては緩やかに上昇し

ているということでも今ありました。中でも、シティーホテル、ホテルと言われるところ、もう八割近い数字ですから、八割を超えろという感覚は満室に近いということではないかと思ひます。現状、ほほいっぱいという状況になっております。

それに対して、御紹介があった旅館については四割以下ということは、ここではまだキャパシティに余裕があるのではないかと思ひます。旅館については日本独自の風情のようなものがあります。外国の多くの外国人を迎えて、日本のおもてなしの心で迎えるにはびつたりではないかと思ひます。もちろん、日本のお客様にとても和風の旅館で温泉を楽しんでいただくことは魅力的であります。これからまだまだフル稼働に向けて余裕がある旅館の活用というものを考えていかなきゃならないと思ひます。

そこで、お伺いいたします。外国人のお客様にもっと旅館を利用していただく、都会だけではなくて地方にも来ていただくような工夫やインバンドに対応した支援が必要と思ひますが、どのような振興策を考えておられるでしょうか。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。訪日外国人旅行者の方々にもっと旅館を御利用いただくためには、外国人のニーズに合った宿泊サービスを事業者の皆様に提供していただくように、旅館のサービスの在り方をまずは工夫していただく必要があるかと思ひます。

一方で、観光庁といたしましても、旅館などの宿泊施設に対しては、訪日外国人旅行者の受入れ環境整備の促進を図るために、宿泊事業者の皆様が行うWiFiの設置でございますとかトイレの洋式化など、こういったインバンドの対応に対してその経費の一部の支援を行っているというところでございます。

また、三大都市圏を中心といたしたいわゆるゴールデンルートだけではなく、訪日外国人旅行者の方々に地方を訪問していただいて宿泊していただくといったことも重要であるというふうに考えておりまして、このため、観光庁といたしま

しても、地方部への誘客を目的とした海外プロモーションの支援でございますとか、広域の観光周遊ルートの形成を支援するといった措置を通じて、各地域における誘客努力を後押ししてまいりたいというふうに考えております。

○そのだ修光君 しつかりやっていただきたいと思ひます。民泊という、すぐに、旅館、ホテルが足りないからという議論になりがちでありますけれども、ここまで見てきたとおり、都会の一部のホテルはそうかもしれないけれども、目を旅館や地方に向ければ、まだまだ活用できる既存の宿泊施設があるわけでありまして。是非こういった視点を持って旅館業の振興にも取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、民泊です。これまで、旅館とホテルに加えて、新たな宿泊施設として来年六月から民泊が加わるわけでありまして、そのこと自体は、消費者の嗜好が変化化する中で選択肢が増えることになり、多様なニーズに応えられるものと、受け入れるべきものだと思ひます。

他方、民泊は住宅地域で行われるわけでありまして、近隣の住民が不安になるようになってはなりません。実際、旅館、ホテルは住居専用地域では営業できないことになっており、住宅環境を守ることを求められております。

このため、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊法新法の第十八条では、生活環境の悪化を防止する必要があるときは、自治体の条例によつて区域と期間を定めて営業日数を制限することができるとされております。この条文については通常国会の国土交通委員会の審議の中にも議論が行われたわけでありまして、その後、十月に政省令が出されていると聞いております。

そこで、お伺いをいたします。生活環境が悪化する例として具体的にどのような状況を想定しておられるのか、実際に条例内容を検討している自治体の例を知っておられたら、その内容をお示しいただきたいと思ひます。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、住宅宿泊事業法の第十八条では、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、条例で住宅宿泊事業を実施する区域、期間について制限することができるというふうに規定をされておるところでございます。

生活環境が悪化する例といたしましては、これまでのところ、例えば多くの宿泊客の滞在による騒音の発生でございますとか、ごみの不法投棄などといった事例が指摘されておるところでございます。

実際に条例内容を検討していらつしやいます自治体といたしましては、例えば京都市におかれましては、住居専用地域において、いわゆる家主居住型の場合などを除きまして三月から十二月までの期間は営業してはならないことを定めるなど、そういったことを検討しておられるというふうに承知をしておるところでございます。

○そのだ修光君 今の観光庁におかれては、全国の自治体が円滑にこの条例が定められるように積極的な支援をお願いしたいと思ひます。

更に民泊についてお伺いいたします。条例で期間と区域を区切つて、例えばある住居専用地域では土日だけ営業してもよいというルールにした場合があると思ひます。そして、多くの民泊はそのルールに従つて営業すると思ひますが、中には他の日も営業する事業者が出てこないとも限らないんです。これは年中営業が認められている旅館やホテルでは考えられないことであると思ひますけれども、民泊に特有の現象ではないかと私は考えております。

当然、こうした条例違反に対してきちんとした対応を取る必要があると思ひますが、先ほどの例でいうと、土日以外に営業している事実を確認することは、ずっと見張るわけにもいかないため、なかなか大変なことではないかと思ひますけれども、そこでお伺いいたします。

条例で営業区域と期間が定められた自治体において、この期間を違反して営業している場合、どのような方法で違反の事実を確認できるのでしょうか。また、違反が確認された場合にはどういう指導が行われる予定なのか、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。

まず、住宅宿泊事業者が人を宿泊させた日数の確認につきましては、住宅宿泊事業法第十四条などの規定によりまして、当該住宅宿泊事業者が二か月に一度、都道府県知事等に対して宿泊実績を報告しなければならぬという義務を課しているところでございます。このことにより、住宅宿泊事業者の監督をいたします都道府県等は、届出住宅に人を宿泊させた日数については把握することが可能というふうになっております。

また、観光庁におきましては、ワンストップの相談窓口を設置いたしまして周辺住民などからの苦情を受け付けるということを検討しておるところでございます。こういった窓口を通じて問題のある住宅宿泊事業者などについて把握できた場合には、関係行政機関が連携をいたしまして、適切な指導監督を行つてまいることとしております。

委員御指摘の条例による制限に違反した場合でございますけれども、この場合は、本法に基づきます業務改善命令でございますとか条例に定める罰則規定などに従ひまして、自治体において適切に指導監督を行つていただくということになろうかと考えております。

○そのだ修光君 来年六月の施行まで残された時間は余り多くありませんから、観光庁等を中心に、法律に基づいて違法な民泊を排除して、そして健全な民泊をしっかりと育成してほしいと思ひます。

次に、旅館業法について、今お伺いいたしました住宅宿泊事業法における対応と、本日審議をしている旅館業法による対応が合致して違法民泊対策をしつかりと進めることが必要であります。

まず確認ですが、先ほど住宅宿泊事業法における取締りについてお伺いをしましたが、そもそも適法に住宅宿泊事業としての届出をしていない場合どのような取締りができるのか、教えていただきたいと思っています。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

御指摘いただいたような住宅宿泊事業法の届出を行わずに民泊を営業している者につきましては、旅館業法違反として取締りの対象となります。今回の旅館業法の改正案によりまして、無許可営業者に対する都道府県知事等による立入検査権限の創設や、無許可営業者に対する罰金の上限額の三万円から百万円への引上げなどによりまして違法民泊への取締りの強化を行うとともに、抑止効果を高めることとしていくところでございます。

無許可営業者につきましては、特に家主不在型の民泊で営業者との接触や指導が困難な事例が多いところでございますが、今回の改正によりまして立入検査権限の創設などによりまして客室等における営業実態の確認が容易となり、取締りの実効性が高まるものと考えているところでございます。

○そのだ修光君 今、その関連でちょっと一つお伺いいたしますけれども、旅館業法の違反については家主の国籍を問わずに罰則が掛かると思いますが、最近では外国人がオーナーとなっているマンションも増えているように聞いております。もちろん、適法に届出をして民泊を営業する人もいらっしゃるけれども、実際問題として、外国人が部屋のオーナーの場合には、言葉の問題もあつたり、適正な届出がなされずに、なかなか取締りが難しいのではないかと思っております。

そこで、厚生労働省にお伺いしますが、こういった外国に居住する外国人が経営する違法民泊に対して罰金を科せられるのでしょうか。科せられない場合には、どうすれば実効性のある違法民泊対策を担保できるのか、御答弁をお願いいたします。

○副大臣(高木美智代君) お答えいたします。

外国に居住する外国人が旅館業法に違反して日本国内で民泊サービスを提供した場合ですが、外国領土には日本の主権が及ばないために、直接旅館業法に定める罰金を科すということは困難と考えます。ただし、この取締りの実効性につきましては、今回の旅館業法の改正によりまして、無許可営業者に対する都道府県知事等による立入検査権限の創設等をしておりまして、違反の実態の把握が可能になります。また、公衆衛生上の危害の発生などのおそれがある場合は、営業停止命令などを講ずることができるとしております。こうしたことから、外国に居住する外国人が経営している場合であっても、違法民泊の取締りの実効性が改善できると考えております。

このほか、先般成立いたしました住宅宿泊事業法におきましては、仲介事業者に対して違法な民泊サービスのあっせんを禁止する規定を盛り込んでおりまして、これによりまして、外国人が経営している場合についても違法民泊を実施しづらい環境の整備が進むことになると考えております。

○そのだ修光君 今副大臣から答弁をいただきましたけれども、取組については大変難しい面もあるかと思えます。しかしながら、やっぱり厳正、公平な取締りは不可欠であつて、自治体と連携しながら取組をお願いしたいと思います。

ここまで既存の旅館、ホテルの振興、健全な民泊の育成、その一方で違法な民泊の取締りについてお伺いをしてまいりました。冒頭申し上げた訪日外国人数の増加や日本人も含めた消費者のニーズの多様化に対応するためには、旅館、ホテル、民泊がそれぞれの強みを生かしながら、お互い共存していくことが大切であります。

そこで、最後に大臣にお伺いをいたします。民泊が増えていくと、そちらに宿泊客が奪われてしまつて、旅館、ホテルが潰れてしまうのではないかと心配をしている方がおられます。旅館、ホテル業もしっかりと振興するという意気込みをやつぱり大臣から示していただきたいと思ひます。

けれども、どうかよろしく願ひします。

○国務大臣(加藤勝信君) 旅館の状況については、先ほど数字をもつて事務局の方からもお話をさせていただきましたけれども、この間、旅館においてはたしか三割ぐらい閉めてしまつたところがあると、こういったことで大変厳しい経営実態にあると思ひます。

ただし、他方で、先ほどお話がありましたプロとしてのおもてなしのサービスを提供する、そうしたことを期待する旅館、また一方で、住宅の空きストックを活用する新たな宿泊モデルである住宅宿泊事業、これは要するに様々な旅行者のニーズに対応して、それぞれがそのニーズに応じていくという意味においては共存し得るというふうに思ひます。また、それが相まって日本に対する観光客の増大にもつながっていくというふうに思ひます。

そういった意味で、両者の間でこの規制のイコールフットイングをさせたいということで、今回、旅館やホテルに係る各種規制について的大幅な規制緩和を図ることとしていくところであります。また、マクロ的に見れば二〇二〇年の訪日外国人旅行者は四千万人になるだろうということが観光立国推進基本計画に掲げられておりますけれども、そうした訪日外国人旅行者の増加に伴つて、宿泊施設不足、これを、早急に図るということも求められているわけでありまして。

現在、株式会社日本政策金融公庫において、急増するインパウンドの受入れに対応するための外国語表記の設備あるいはスタッフの研修に必要な資金等について、低利による支援を行う。また、国においては、旅館、ホテルの事業所税の減免などの税制優遇措置などを設けているところでありまして、引き続きこうした努力をされていくという旅館、ホテル、この支援に努めていきたいというふうに思つております。

いづれにしても、今お話ありましたように、ホテルと旅館、また民泊、それぞれがその特徴を持ちながら、訪日外国人、また国内で旅行される

方々の多様なニーズに対応していけるように、公平で健全な競争ができる環境を整えていきたいと考えておりまして、観光庁ともしっかり連携を取りながら、旅館、ホテルの振興にしっかりと取り組まさせていただきますと考えております。

○そのだ修光君 シェアリングエコノミーの時代と言われますけれども、これまでの旅館、ホテルに加えて新しく民泊が始まります。この三つが共存、共同して我が国の宿泊事業を健全に育成して、海外、日本のお客様、おもてなしを進めていただきたいと思ひます。

そのためには、最初に成立した住宅宿泊事業法、そして今回の旅館業法が成立して、この二つの法律によってしっかりと制度設計することが必要であります。法案の成立後も、観光庁そして厚生労働省が密接に連携して適切に対応するようお願いを申し上げます。

少し時間が余りましたけれども、さて、今国会で厚労大臣に意見を申し上げる機会、最後でありますから、少し私から申し上げたいことがございます。

今回、医療、介護そして障害者サービスのトリプル改定を前に、最後のチャンスなんです、この場が。今改定は、介護一つを取つてみても、今後の三年間を決める改定ではありません。二〇二五年、二〇三〇年、介護保険制度の在り方を決めてしまいかねない大事な改定であります。

大臣は、この委員会の冒頭で、所信表明演説の中で、七十五歳以上、団塊の世代が全員七十五歳以上となる二〇二五年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を一層推進していくことが必要ですと、また、家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、働き続けられる社会の実現を目指しますと、このためには、介護の受皿五百万人分の整備を進めるとともに、他の産業との賃金格差をなくしていくために更に処遇改善を進めるなど介護人材の確保に取り組み、二〇二〇年代初頭までには介護離職ゼロを目指しますとおっしゃいました。

この政策目標を達成するには現場の力が必要なんです。しかし、現場の肌感覚としては、景気上昇に伴い人材がとにかういなくなっているんです。二〇一五年六月に厚生労働省から出されました二〇二五年時点の介護人材の需給ギャップ、推定数三十八万人と打ち出されましたが、この目標が達成される感覚では現在もないんです。

また、前回のマイナス改定二・二七の報酬改定の影響と介護職だけに配分される処遇改善加算の影響で、経営の体力がなくなっているのも事実であります。厚生労働省が出した介護事業の経営実態調査の数字が、介護事業の経営体力がなくなっていることは、もう如実に表しております。平成二十六年年度から介護報酬改定後の平成二十九年年度にかけて、介護サービス全体では収支差率が七・八あったものが三・三に縮小して、特養に至っては八・七から一・六%、マイナス七・一%に縮小。高齢者社会、高齢者の介護のセーフティネットである特養ホーム全体で三三・八%が赤字経営と現在なっているんです。

今回の基本報酬をプラス改定しなければ、多くの介護事業者が経営破綻をし、担う人材もいなくなる、介護崩壊が起きるのではないかと大変心配をしております。そこで困るのは、介護サービスを必要とする高齢者や家族、そして国民、介護サービスに支えられる経済にほかならないと私は思っております。是非とも御理解をいただいて、安倍政権並びに大臣の介護離職ゼロという政策目標を達成するためには、介護報酬、基本報酬のプラス改定をお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。少し早いですけれども、よろしくお願ひ、あつ、何かありましたら。じゃ、是非とも意気込みをしっかりと。

○国務大臣(加藤勝信君) そのだ委員から大変力強い、特に介護を含めてお話がございました。私の冒頭での御挨拶でも申し上げましたように、今回の三報酬改定、団塊の世代が七十五歳になる二〇二五年、こうしたものをしっかり見据え

ながら、そして、これまで一億総活躍社会の中で介護離職ゼロ等の旗も掲げているところであります。今それに向けての整備を図り、そして整備を図る中においては、そこで働く方を確保する、またそのためにも処遇改善が必要だということでも、これまで対応させていただいておりますけれども、引き続き、先般、総理の所信表明演説でも、他の産業との賃金格差をなくしていくために更なる処遇改善を進めていくということで、党においても御議論をいただいているところでございます。

また、介護事業者の経営についても、御指摘がありましたように、前回に比べて、特に報酬改定そのものがマイナスであったということ、加えて、さらに人手不足の中で人を雇用しようとする、それだけで人件費が、かさが上がっている。そうした意味での収支差が、利益率が下がっている、こういったことは我々もしっかり認識をしなければならぬと思っております。

今、そうした結果を踏まえ、また賃金等の動向、これもしっかりと見据えながら、ただ他方で、結果的にこの介護報酬というのは、持ち回っていくと介護保険料の引上げにもつながっていく、こういう面もあるということであります。その辺をよく勘案しながら、大事なことは必要な方に必要なサービスがしっかりと全国各地において提供される、こういう状況をつくるために、必要な財源、しっかりと確保すべく予算編成過程で議論をさせていただき、結論を得たいというふうに考えております。

○そのだ修光君 ちょっと質問項目にはなかったことをしましたけれども、実は今答弁をさせていただいて少し安心しました。加藤大臣は、えつ、どこの大臣なの、財務省なの、あるいは厚労省なの。そんな意見がせんだってありましたけれども、やっぱり今聞いていて、厚労大臣として、医療、介護、この社会保障をしっかりとやりたいという話を聞かせていただいた、私はそう感じしました。

ですから、与野党みんなそうですよ、この社会保障をしっかりとやらなきゃならない。社会保障が安心しさえすれば、おのずと消費は伸びて、経済伸びていくと思えますよ。ですから、今回の改定はしっかりと厚労省代表として、みんな応援しますから、代表としてのやっぱり決断をさせていただきます、そのことを申し上げて、質問を終わりにします。

○足立信也君 民進党の足立信也です。

大臣は厚生労働大臣と働き方改革担当、そして拉致問題担当。昨年来、この委員会、決定は理事会です。昨年、この委員会、決定は理事会のメインの課題になっていくという中で、何度も加藤、当時の大臣のこの場にきていただくことを要請しましたけれども、一度も果たされなかった、雇用、労働問題の集中審議のときですら来ていただけなかった。これで、そういう理由もなく、しっかりと全て、厚生労働大臣を兼ねているわけですから、答えていただけないという、何ともある意味安心感を持って、これから来年の通常国会に向けても、この働き方改革、我々としては、民進党・新緑風会としてはメインに議論をおつていきたい、そのように思っています。

さて、旅館業法の一部を改正する法律案ですが、私、大分ですけれども、二〇一九年、再来年にラグビーワールドカップがあります。日本代表の試合を何とかとっていただんですが、それはありませんでした。ニュージールランド、オーストラリア、ウェールズが予選リーグで大分で試合をします。さらに、準々決勝二試合が大分で行われます。これにつきましては、当然、物すごく多くの外客、訪日の外国人旅行者、相当来るだろうと。そのことも、今回の法改正、それから民泊新法についても、それがメインのことだと思えます。当然、オリパラも含めて。ただ、ワールドカップというのは、これは全国のことなので、特に地方都市は何とか宿泊施設を確保しなきゃいけない、大きな問題だと思うんですが。

そこで、何度かこれまで提案理由の説明等々でおっしゃっていますが、今回のこの法改正で旅館とホテルの区別がなくなるという理解でよろしいですか、大臣。

○国務大臣(加藤勝信君) 大分でワールドカップに向けているような準備が進められる、しっかりとした宿泊面も含めて対応がなされて、それぞれが成功裏になるよう、我々もできる限り応援をさせていただきたいというふうに思います。

今の旅館とホテルの区別がなくなるといふことでありますけれども、今回の旅館業法の改正で、これまで旅館営業とホテル営業と区別をしていたわけでありまして、この営業種別を統一すると、こういう形での改正が行われております。

○足立信也君 区別がなくなる、業としての区別がなくなるといふことですね。

じゃ、宇都宮さん、これは通告しているから持っているとします。国際観光ホテル整備法、この第二条、定義を、簡単ですから読んでいただけますか。

○政府参考人(宇都宮啓君) 読み上げさせていただきます。

「第二条 この法律で「ホテル」とは、外客の宿泊に適するように、造られた施設であつて洋式の構造及び設備を主とするものをいう。2 この法律で「ホテル業」とは、ホテルにより人を宿泊及び飲食させる営業をいう。3 この法律で「旅館」とは、外客の宿泊に適するように造られた施設であつてホテル以外のものをいう。4 この法律で「旅館業」とは、旅館により人を宿泊及び飲食させる営業をいう。」

以上でございます。

○足立信也君 先ほど申し上げたように、今回の法改正、二法の改正ということ、外客、訪日外国人観光客、これが急増して、また増えてくるだろうという、それを考えているわけですね。

今の読み上げていただいた法律は、これはまさに外客の宿泊に適するよう、そのことですね、

外客をメーンにした法律ですね。ここにはホテルと旅館ははっきり違ふ、ホテル業と旅館業は違ふって書いてあるんですよ。今回、旅館業法の改正だけでホテル業と旅館業を統合する、一緒なんだと。この国際観光ホテル整備法のこの部分というのは改正する必要があるんですよ。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

旅館業法は、衛生面における規制等により公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としてございまして、一方、国際観光ホテル整備法につきましては、委員御指摘のように、観光立国推進の観点から外客に対する接遇を充実しまして国際観光の振興に寄与することを目的としてございまして、それぞれ目的の異なる法律でございまして、その定義を見ても、今申し上げましたように、国際観光ホテル整備法における、例えばホテルにつきましても、洋式の構造及び設備を主とするという点では旅館業法のホテル営業と共通してございまして、それ以外に、外客の宿泊に適するように造られた施設である点と、人を宿泊及び飲食させる営業であるという点は旅館業法と異なっているところでございまして。

また、旅館業法につきましては、旅館、ホテルとして許可を受けて営業するためには、公衆衛生の向上の観点から上回るべき最低基準を遵守する必要があるということでございます。一方、国際観光ホテル整備法では、旅館業法の許可を受けていることを前提といたしまして、希望する営業者が登録することで対象となり、外客の接遇にふさわしいレベルとして到達すべき基準、つまり、旅館業法では最低基準、国際観光ホテル整備法ではより高い基準ということで、他との差別化が図られるということ、求められる水準の意味合いが異なっております。

このように、旅館業法と国際観光ホテル整備法では、同じホテル、旅館という言葉は使用してございまして、その目的、定義、基準、運用の各面で異なっていることから、今回の旅館業法の営業種別の統合とは連動せずに、引き続きホ

テルと旅館の区別を国際観光ホテル整備法では残しているという判断が行われたと承知してござい

ます。

○足立信也君 旅館業法は昭和二十三年で、この観光ホテル整備法は二十四年ですね、ほぼ同じ時期に作っている。そして、今目的が違うとおっしゃいましたが、目的が違うという理由だけでホテル、旅館の定義が法律によって違うということがいいことなんですか。正しいんですか。

まさに今までのこの法律は、旅館業法は、ホテル営業とは洋式の構造及び設備を主とするというのがあって、これはまさに観光ホテル整備法の洋式の構造及び設備を主とするものをいうというのと同じじゃないですか。今まではそういうふうに出ていたわけですよ、整合性を。今回、この片っ方の法律だけ変えて、ホテルと旅館の区別はありませんよ。おかしいじゃないですか。別の法律で二つのことを言っているんですよ。

じゃ、この旅館業法で、旅館とは何か、ホテルとは何かという定義があるんですか。そして、そのことがこの観光ホテル整備法と違ったものでいいんですか。これ、まともな感覚じゃないと思いませんか。別の法律で違う定義しているということですよ。目的が違うからということですか。定義が変わるんですか、それで。説明してください。

○政府参考人(宇都宮啓君) 旅館業法におきましては、旅館の定義はなくて、旅館業としての定義でございまして、あつ、旅館営業でございまして、旅館営業は和式の構造及び設備を主とする施設を設け宿泊料を受けて人を宿泊させる営業でということが書いてございまして、ホテル営業につきましましては洋式の構造及び設備を主とする施設を設け宿泊料を受けて人を宿泊させる営業という書き方になってございまして、先ほどの国際観光ホテル整備法とは異なっているところでございまして。

また、国際観光ホテル整備法の基準につきましては、先ほど高い水準というふうに申しましたが、例えば旅館の施設基準につきましては、客室全体が日本間として調和の取れたものであるこ

と、それからホテルにつきましては、洋室の構造及び設備をもつて造られていることで、客室に浴室又はシャワー室及びトイレがあることというように、むしろホテルと旅館を分けて差別化して、一層その高いレベルということを示すことによつてその基準を満たすというふうな、そういう趣旨でございまして、旅館業法で言っております宿泊につきましましては、宿泊する上で公衆衛生上最低限の水準を確保するための法律ということで、先ほど申し上げさせていただきましたように、趣旨は異なるものだということでございまして。

○足立信也君 宇都宮さん、長い付き合いだから、別にいじめているわけではないんですよ。

趣旨が違つたら定義が違つていいんですかと、法律で、そういうことを聞いているんですよ。これ、今、旅館業は、ホテル営業だと、旅館営業だと。これ、国際観光ホテル整備法はホテル業と旅館業と書いてあるんですよ。

ということ、これは、旅館業と旅館業というのは違ふんですよ。

○政府参考人(宇都宮啓君) 先ほど申し上げましたように、旅館業とホテル業、それからホテル営業とで定義が若干違うということもございまして、その結果、国際観光ホテル整備法で指定されておりますホテルは例えば九百四十七施設、それに対して旅館業法における施設は一万一百一施設というように、また旅館につきましましては、国際観光ホテル整備法における施設数は千四百九十五施設、旅館業法における施設数は三万九千四百八十九施設と、かなりの差があるところでございまして、元々定義が違うと。つまり、言葉は同じ言葉を使つてございまして、異質なものであるということだと思います。

○足立信也君 いや、法律の話をしているんですよ。同じ言葉を使つて定義が違うという法律が存在することがいいんですかと、そういうことです。数の問題とかそんなじゃないんですし、今まで現に観光ホテル整備法で書かれてあることがそのままこの旅館業法の条文に入っていたんです

よ、洋式のと、先ほどのところ。

それをわざわざなくして全部一緒にしますと言っているけれども、この観光ホテル整備法では、これはしっかり明確に区別して、業まで区別して書いてあるんですよ。なぜこれ変えないんですか。大臣、なぜ変えないんですか、これ。

○国務大臣(加藤勝信君) 今御指摘の国際観光ホテル整備法でありますか、これ、私どもの所管ではありませんから、これ有権的に解釈をここで求められても、できる限りの説明はさせていただきますけれども、有権的な解釈はできないと思

います。

その上で、足立委員の御指摘からすると、我々の立場で受けるとすれば、何で国際ホテル整備法はいじらないの中で、この今回、旅館業法をいじることかという質問なんだろうと思うんです、我々が受ける立場とすれば。それは、今るる申し上げたように、今の時代を見る限り、分別してこの旅館業法の趣旨を徹底するという状況ではなくなってきたと、そういったことを考えて、これは一緒に管理した、一緒に管理といいますが、一緒に見ていった方が適切だということで我々は一緒にしたということでありまして。

○足立信也君 昨日、私が、これは実は一週間前に石橋理事からこれを質問してくれと言われたわけですが、私は通常国会まで野党の筆頭理事をしていまして、これはもちろん成立させたい、同じ気持ちですよ。ただ、あのときに、私は精神保健福祉法を絶対に廃案にするんだという思いが強かつたので、申し訳ないけれども、これは秋の臨時国会で我々としても成立に協力したいという話をしまして、与党の方も厚生労働省の方もくれたんじゃないですか。それで私が、責任もあるし、これは北島さんが、その途中で不幸なお亡くなり方をした担当だった北島さんが、私は成立させたい、だからこの質問は私やりますということを理事にお答えしたわけですよ。

そして、昨日、一週間ずつと見ていたら、これ定義が両方あるじゃないかということで通告した

んですよ。この国際観光ホテル整備法にこう書いてあるけれども、これ違うじゃないかと。二つ法律があつて、定義が違うじゃないかと。このことを私が納得できるように説明してくれるかと。何なら内閣法制局や国土交通省を呼ぼうかという話の中で、いや、しっかり説明しますと言うから、今日呼んでいないわけです。

でも、これやっぱり呼んで、観光庁の見解をやつぱり聞きたいということで、先ほど理事にお願いをして、今日、政府参考人の出席でもう議決されていますから、私のときにもいてくださいという話をしたんですが、これはまだ答弁作れないと言ってますよ。これ、ちょっと一回、私はいた方がいいと思いますよ。今の大臣の答弁からいくと、私の所掌のところだけはやっていて、そうじゃないところはという話になると、私は二つの法律の定義の違いを言っているわけです、そんなことが許されるのかと。これ、一緒に変えればいいじゃないですか。一緒に変えることをまた約束してくれてもいいんですよ。そういうことを聞きたいから、これは是非呼んでいただきたい。それを理事会で、理事懇で、理事会でちよつと協議していただきたいと、私そう思います。

○委員長(島村大君) 速記を止めてください。

(午前十一時二十五分速記中止)

(午前十一時三十七分速記開始)

○委員長(島村大君) 速記を起こしてください。委員長から申し上げます。

足立信也君の質疑は保留ということにしています。引き続いて、浜口君、お願いします。

○浜口誠君 皆さん、こんにちは。民進党・新緑風会の浜口誠でございます。(発言する者あり)はい、急な登板ですけども、しっかりやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。民進党・新緑風会の浜口誠でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず冒頭、昨日の夕刻、加藤大臣、ありがとうございます。野党六党で、医療、介護、障害福

祉、保育に關しての申入れをさせていただきます。非常に重要な我々としては要望を申し入れさせていただいたというふうに思っておりますので、是非、要望事項の実現に向けて御尽力をいただきますことを改めてこの場をお借りをして申し上げておきたいというふうに思っております。我々全員応援団ですので、その実現に向けてしっかり我々もサポートしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、具体的な法案の中身について御質問をさせていただきますと思います。

まず最初に、旅館業法で営業許可が必要になるその要件というのを確認をさせていただきますというふうに思っております。

旅館とかホテルというのは分かりやすいんですけども、今、世の中にはネットカフェですとか、あるいは夏の時期だけ利用する山小屋とか、いろんな形態があるかと思ひます。どういった要件がないとこの営業許可というのが必要になってくるのか、その要件について御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。旅館業法では、旅館業といたしまして、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿の四類型を設けて、それぞれ定義の中で全て宿泊料を受けて人を宿泊させる営業と定義しているところでございます。

この定義に該当する旅館業を経営しようとする者は都道府県知事等の許可を受けなければならず、季節営業者であっても許可が必要となるということでございます。

なお、旅館業というのは人を宿泊させることとございまして、生活の本拠を置くような場合、例えばアパートあるいはマンションシヨンなどは貸室業、貸家業であつて、旅館業には含まれないという整理になってございます。

○浜口誠君 じゃ、ネットカフェなんかは、実態としてはそこで一夜を明かして泊まったりするというのがあると思うんですけども、そういう

ネットカフェなんかはこの旅館業法の適用範囲になるのかならないのか、その辺はどうなんでしょう。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。ネットカフェその他二十四時間営業などで夜を過ごすことができるようなそういう店というのはございまして、旅館業法といたしましては、まず宿泊料を受けるといふ、そういうものが一つの要件となっております。また、寝具の提供などをするることによって宿泊をさせるということとございまして、それ以外でたまたま夜通しするようなところにつきましては基本的には適用とならないところでございます。

○浜口誠君 いろんな実態があると思ひますので、それぞれの実態、どのような使われ方をしていくのかどうか、そういったものも踏まえつつ、今後の適切な対応を是非よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次に、今、旅館業ということについて、ホテル営業ですとか旅館営業、さらには簡易宿所営業、下宿営業の四つがあるという認識をしているんですけども、今回の議論は、ホテルと旅館の規制緩和を中心とした議論になっておりますが、そのほかの簡易宿所営業ですとかあるいは下宿営業、こういった分野に關して規制改革推進会議等で要望があつたのかなかつたのか、その辺の状況についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(大沼みずほ君) お答えいたします。今回の旅館業法の改正法は、委員御指摘のとおり、ホテル営業と旅館営業の区分を統合すること、和風、洋風といった様式の違いの規制を撤廃いたしまして利用者の多様なニーズに添へていくとともに、あわせて、政令等においても、最低客室数、寝具の種類等の規制を撤廃する大幅な規制緩和を図ることになっております。

この方針は、簡易宿所また下宿営業についても同じであります。旅館、ホテルに準じて、客室の幅、また床面積等の数値規制の撤廃を行うこと

とにしております。

○浜口誠君 ありがとうございます。じゃ、ちよつと法案の中身の規制緩和の中身に

ついて少し、小さい点も含めて確認をさせていただきますというふうに思ひます。

まず、採光とか照明設備、この辺についても数値規制をなくすという内容になっておりますが、実際問題、やはりこれまでそういう規制があつたのは、安全面とかあるいは健康面にも配慮してそういう規制、数値規制というのは設けられてきたんじゃないかなというふうに思っているんですけども、今回規制を撤廃することによってそういった安全面での悪影響というのはないのかどうか、その点についてお伺ひしたいと思います。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。今回の旅館業法の改正法案では、ホテル営業と旅館営業の営業種別を統合した上で、客室数の最低数、寝具の種類等、そういったものについては撤廃するというところでございますが、御指摘いただいたような採光、照明設備あるいは便所等の具体的な数値の要件については、項目自体は残して、数値ではなくて定性的な表現に改めるという方向で検討を進めているところでございます。

採光等の規制緩和につきましては、消費者の多様なニーズ、つまり明る過ぎる部屋ではなくて寝室はもつと暗い方がいいとか様々なニーズがあるところとございまして、そういった面も配慮せねばならないと考えているところでございます。

公衆衛生としての必要最低限の規制とするという趣旨から、レジオネラ症等の感染症対策、あるいは利用者の安全等に必要の規定は維持することとしていくところでございます。

今後とも、規制緩和の具体的な内容につきまして、旅館関係団体とも相談させていただきながら、安全、公衆衛生面での懸念が生じないように対応してまいりたいと考えているところでございます。

○浜口誠君 ありがとうございます。是非、安全面、公衆衛生面での対応をしっかりとお願いをし

たいというふうに思っております。

今答弁の中にありましたけれども、便所についても具体的な要件の緩和というのがなされるというふうに聞いております。便所、トイレは非常に重要な公衆衛生上の設備だというふうに思っております。

私も自宅で、五人家族なんですけれども、朝になるとトイレが一つしかないといみな取り合いになったりして非常に、二つあるので我が家はそれでうまく回るんですけども、それが一つだったら結構大変だというのは実感しているんですけども、なぜトイレについて今回のような議論になっているのか、その辺の議論経過も含めて確認をさせていただきたいと思っております。

○大臣政務官(大沼みずほ君) 失礼いたしました。各種、細かい数値規制の撤廃に至った経緯ということ、トイレを含めということで全体としてお答えをさせていただきます。

旅館営業並びにホテル営業は、これまで和風、洋風といった様式の違いで構造設備要件が異なっております。また、旅館業の実態や現代の衛生水準と乖離している点が指摘されてまいりました。こうした中で、平成二十八年十二月に、規制改革推進会議におきまして旅館業規制の見直しに関する意見が決定されました。旅館業法の構造設備基準の規制全般についての見直しが提言されたところでございます。旅館関係団体からは、民泊制度が始まるに当たりまして、既存の旅館やホテルと民泊の規制内容のイコールフットイングを図るよう要望がなされたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、今回の旅館業法改正によりましてホテル営業と旅館営業の区別を統合した上で、最低客室数、寝具の種類など多くの規制がございましたので、その規制緩和を図ることにしたという経緯でございます。

○浜口誠君 トイレについてはもう完全にあれですかね、数値規制というのは撤廃になる。今まではいろいろな人数、宿泊人数によって幾つ造りな

さいというのが明確に表になっていたと思うんですけども、その辺りの具体的な改定の中身というのはどうなっておりますか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。トイレにつきましては、やはり収容定員あるいは便器の種類ごとの数値規制につきましては撤廃という方向でございます。

○浜口誠君 数値規制の撤廃という方向ですけれども、実際の状況というのは、法改正後もあるいは政令とか省令改正後も確認、検証していただきたいというふうに思います。

続きまして、無許可営業等に対しての都道府県の知事等へのいろんな権限の強化、これ非常に重要な法改正の中身だというふうに思っております。先ほども委員の質問の中にもありましたけれども、この権限強化に至った背景、それと、あわせて、もう無許可営業については許さないんだと、そういう決意も含めて、加藤大臣の方からこの点の改正の背景、理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(加藤勝信君) 先日、それぞれの各党からヒアリングをしていただいております。それと、いただいた御要望をいただきました。それをしっかりと我々も受け止めながら、必要な方々に必要なサービスがしっかりと提供されるように、これから予算編成に向かうわけでありますから、そうした財源の確保等にもしっかりと努めさせていただきます。また、このように思っておりますし、応援団という大変温かい言葉をいただきました。感謝申し上げます。

その上で、今の御質問でありますけれども、旅館業の許可を受けていない無許可営業の可能性が疑われる事案、もうこれまでも何度か数字を出させていただいておりますけれども、都道府県等から報告を受けた件数は、平成二十七年が千四百十三件、平成二十八年は一万八千四百九十九件と、まあ十倍近くなっているわけでありまして、このうち、五千七百七十九件は営業者と連絡が取れないなどの理由で調査中になっております。

都道府県等に無許可営業者に対する立入調査権が今付与されております。こういった事態に、したがって十分に対応が取れない、こういったこともあるというふうに考えております。また、無許可営業に対する罰金も三万円以下という大変低い水準にもなっているわけでありまして。

このため、今回の旅館業法の改正案については、都道府県知事等が無許可営業者に対して報告徴収、立入検査などを行う権限を、これを創設する、そして、無許可営業者に対する罰金についても三万円から百万円に引き上げる、こういったことを通じて違法民泊の取締り、これの実効性を確保するというところでありますので、こうした制度面からの担保、そして実際にそうした意味での取締りがしっかりとできる体制をつくって、この法律のしっかりと趣旨にのっとって対応できるように努力をしていきたいと思いますし、またそれを通じてることによって最終的には健全な民泊事業者の育成も図られていくというふうに考えております。

○浜口誠君 大臣の方からもしっかりとやっていくという力強い御発言をいただきました。ありがとうございます。

それに併せて、その罰則についても今触れていただきましたけれども、今までがちょっと罰金の額が低過ぎたというのが正直あると思うんですけども、今回、それぞれ三万から百万、二万から五十万という引上げも行われております。これは民泊新法とのいわゆる整合性というのはしっかりと図った上での額ということになっているのかどうか、その辺りにについて伺いたいと思っております。

○副大臣(高木美智代君) お答えいたします。無許可営業者に対する罰金の上限額につきましては、旅館業法と同様六か月以下の懲役刑を科している法令の中で、百万円より多い罰金額、三百万円以下を規定しておりますのは一法令、議員立法でございます。外国人漁業の規制に関する法律でございます。これのみでございます。その他は全て百万円以下であるといった他法令との均衡も踏まえまして、現行の三万円から百万円へ

最大限引き上げるものでございます。また、今委員御指摘のとおり、住宅宿泊事業法におきましても、住宅宿泊事業者に対する罰金の上限額は百万円となっております。

更なる重罰化につきましては、まずは住宅宿泊事業法の創設や今回の旅館業法の改正によりまして無許可営業の実態が、どのようにこちらでも取り締まっていけるかどうか、実態がどうなっていくか、よく見極めて対処をしてまいりたいと思っております。

○浜口誠君 是非、実効性ある中身なのかどうか、しっかりとした検証も引き続きお願い申し上げます。

あともう一点、欠格要件の中に今回新たに暴力団等の排除規定というのが追加されました。何で今なのかと、もっと前からあつてしかるべき内容かなというふうに正直思うんですが、これまで欠格要件の中にこの内容が織り込まれていなかった背景、これについてお聞かせいただきたいと思っております。

○副大臣(高木美智代君) 御指摘のとおり、今回の法改正におきましては、新たに暴力団員等から旅館業の営業許可申請があつた場合には都道府県知事等は許可を与えないことができる旨の欠格規定を追加しております。

暴力団対策につきましては、平成二十三年十月までに全都道府県におきまして暴力団排除条例が施行されるなど、昨今は暴力団排除に向けて都道府県での取組が進み、また社会的機運が高まっていると承知しております。

こうした状況を踏まえまして、今回の法改正を契機として、一つは、今回の旅館業法改正では各種の規制緩和によりまして新たに旅館、ホテル業に参入する者の増加が予想をされること、それからもう一つは、住宅宿泊事業法につきましても同様の欠格要件が定められたこと、こうしたことを勘案いたしましてこのような規定を整備をさせていただきまして。

○浜口誠君 重要な内容だと思っておりますので、しつ

かりとした運用もお願いを申し上げたいというふうに思っております。

続きまして、この特別国会の中で今回旅館業法を成立させるということで、この場合その議論を今行っているんですけれども、この年内の成立を目指さないといけない理由、背景、先ほどもお話ししましたけれども、是非加藤大臣の方からも、この年内で成立させる意義、目的、これをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(加藤勝信君) これまでも、今、浜口委員とやり取りをさせていただく中で、この今回の旅館業法の改正法案、その目的は、一つは無許可の違法民泊の取締りの実効性を確保することということでありますが、特に周辺住民、取締りを行う自治体、こういったところからもいろんな要請がございます。そういった要請に応えるためにも速やかに施行していく必要があるだろうというふう

に考えております。

またあわせて、今お話ありましたように、規制を撤廃していくという中で、利用者の多様なニーズに応えていくとともに大幅な規制緩和を図ろうとしているわけでありますけれども、こうした規制緩和は住宅宿泊事業とのイコールフットイングを図るものであります。住宅宿泊事業法の施行、これは来年の六月でありますけれども、それと同時に施行してほしいということも関係者から求められております。

現在、実際の施行までのスケジュールを考えますと、政省令を整備していく、パブリックコメントをつくる、また、地方団体、地方自治体における条例制定の手続等、こうした期間を考えますと、住宅宿泊事業法が施行される来年六月十五日、このことを念頭に、是非この国会での速やかな成立をお願いしたいと、こういうふうに考えております。

○浜口誠君 実際、地方公共団体の方は、この法改正を受けてどんなスケジュールでどんな動きを今後していくのか、その点を確認したいと思っております。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。地方自治体のスケジュール感でございますけれども、この国会で成立させていただければ、二月議院に条例改正の案などをかけて六月十五日の施行に間に合うようにしていただけるものというふうに考えてございます。

○浜口誠君 是非、民泊新法との、六月の施行というところもありますし、地方自治体との連携もしっかり取っていただけて、しっかりとした体制をそのときまでに整えるということでは対応をお願いをしたいというふうに思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(島村大君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開会

○委員長(島村大君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、旅館業法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○伊藤孝江君 公明党の伊藤孝江です。よろしくお願いたします。

では、早速、旅館業法の一部を改正する法律案について伺いたいと思います。

まず、今回の大きな目的は、無許可営業、違法な民泊をどうやってきちんと把握して摘発していくのかというところが主眼となっているかと思うんですけれども、まずその前提として、現状、違法民泊がどのような状況にあるかということについて確認をさせていただきたいと思っております。

今日、配付資料として、厚生労働省作成の旅館業法上の指導等の状況についてという、一覧表を含めた一枚のものをお配りさせていただいております。

ます。このちょっと読み方というか見方の方がはつきり分らないところがありますので、まず確認させていただければと思います。

この旅館業法上の指導等の状況について、旅館業法のおそれがあるものとして調査をしたのが平成二十八年度で全部で一万八千四百九十九件とされておりまして、この一万八千四百九十九件はイコール無許可営業のおそれということでまず構わないのかどうか。旅館業法違反というのはいろいろあるかと思うんですけれども、無許可営業のおそれというところで構わないかどうか。また、一万八千四百九十九件が営業者の数をいうのか、それとも、一人の営業者で何部屋も、何物件もされている人もいるかと思っておりますので、その物件数をいうのか、そこを教えてください。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。議員御指摘の一万八千四百九十九件というのは、自治体におきまして、住民からの通報やインターネット上の情報等に基づいて、無許可営業の疑いがある事実として把握したものでございます。全てが無許可営業者と確定しているものではないでございます。

また、件数につきましては、基本的に住居の戸数で数えてございます。

○伊藤孝江君 では、その指導等の状況、下の四番という方の表ですけれども、ここには中身として、その後営業許可を取得した、営業を取りやめた、指導継続中、調査中、その他というふうにあります。

このまず指導継続中ということですが、平成二十八年度で約二八％、これはどの程度の期間指導、許可を取るような方向も含めての指導だと思んですが、どの期間指導しているのか、また、指導を始めてから営業を取りやめるまでの間、また指導を継続している間も許可がないまま民泊としての営業を続けているのかどうかということをお教えいただけますでしょうか。

あと、もう一つ、四番の調査中ですが、この中に営業者と連絡が取れないもの等を含むと

ありまして、件数としては五三％という多数になっております。この営業者と連絡が取れない理由、また調査中のうち営業者と連絡が取れないものの割合を明らかにしていただきたいと思います。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。本調査におきましては、当該年度に把握した無許可営業の疑い強い事実を集計してございまして、指導継続中の事案につきましては、その指導の期間までは把握してございません。しかし、各都道府県等におきまして、無許可と確定した場合、その確定した時点から営業の許可を取るか若しくは営業を取りやめるよう適切に指導されているものと承知してございます。

また、調査中のうち営業者と連絡が取れない理由について自治体に聴取したところ、住民通報等をきっかけとして調べたが事業者や所在地が不明なもの、それから、仲介サイトに掲載された物件を基に現地調査をしたがサイトに掲載された住所に物件が存在せず所在地を確認中のもの、また、事業者は判明しているが連絡をしても事業者から反応がないもの、そして、転貸しを重ねているため物件の所有者が不明で確認中のものなどが主な理由であるが、これらの理由ごとく何件ずつかというところまでは集計してございません。

○伊藤孝江君 そうしたら、この調査中というのは、具体的には今おっしゃっていたいたような理由で、結局は処理ができないものというふうに考えればよろしいですか。

○政府参考人(宇都宮啓君) 処理ができないというか、まさに今そういう確認の作業を行っている、調査をしている最中ということでございます。

○伊藤孝江君 この調査結果ですけれども、無許可営業ないしそのおそれがある営業というのは全国の中で地域的に偏りがあるのかどうか、また、許可を得ていなかった理由、判明しているものの中ではどういうものがあつたかということをお教えいただきたいと思います。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

○伊藤孝江君 お答えいたします。

平成二十八年度における厚生労働省の調査で、旅館業法違反のおそれがある事案として都道府県等から報告を受けた事案の多くは都市部、具体的に申しますと、東京都、京都府、大阪府に集中してございます。また、許可を得ていなかった理由としては、個人の住宅を活用した民泊は、旅館業法が想定している通常の旅館やホテルと営業形態が異なっており、営業者自身には旅館業法の許可が必要という認識が浸透していなかったということ、それから、旅館業法には無許可営業に対する自治体の報告徴収や立入検査権が規定されておらず、違反者に対する強制力が弱かったことなどが考えられるというところでございます。

○伊藤孝江君 今お話しいただいたような前提となる事情を基として、この指導等の状況、また、この調査というのが住宅宿泊事業法、また今回の旅館業法の改正にどのように生かされているのかというのを教えてください。

○副大臣(高木美智代君) お答えいたします。近年、我が国におきましても、住宅などを一時的に宿泊事業で提供する者と旅行者等をインターネット上でマッチングするビジネスが急速に普及しておりまして、これに伴い、旅館業法上の営業許可を受けないいわゆる違法民泊が増加しているであろうことは、これまでの平成二十五年から二十七年という、こうした調査を通じて認識をしておりますが、資料にお示しのとおり、平成二十八年度には急増しております。こうしたことが今回の調査結果から改めて明らかとなったものと考えます。

違法民泊増加の実態を踏まえまして、本年六月に成立しました住宅宿泊事業法におきましては、民泊サービスに関して届出制を始めとする一定のルールを定めております。これによりまして、その実態把握と適切な指導監督が行われることとなります。

また、今回の調査によりまして、無許可営業が疑われる事案のうち調査中のものが五千七百七十九件ということでございまして、これは、旅館業

法には無許可営業者に対する自治体の報告徴収であるとかまた立入検査権が規定されていないことから、自治体による調査の限界を示しているとも考えられます。

このため、今回の改正案におきましては、都道府県知事などによる報告徴収また立入検査権限を創設をいたしまして、違法民泊業者への取締りを強化することとしております。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。

この違法民泊に対しての取締りを今回強化するというところでございますが、違法民泊を減らす方向として利用者を減らしていくと、利用する人がいなければ違法民泊も減っていくというところなのかと思うんですが、そのためには、利用者が違法民泊を選ばないようにするためには違法な民泊に関する情報が一般に提供されないようにすること、また、適法なのか違法なのかということが誰でも見て分かるということが大切なのではないかと考えております。

違法民泊の情報源としては恐らくインターネットがほとんどなのかなと思うんですが、現実問題として、インターネット以外のツールで違法民泊というところにとり着く利用客がいるのかどうかと、また、違法民泊の利用客が海外の観光客なのか、また国内の観光客なのかというところで分かっている情報について御説明いただければと思います。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

違法民泊の施設を予約する方法がインターネット以外にあるかどうかについては把握してございません。

しかし、インターネット仲介ビジネスの隆盛に伴いまして民泊が飛躍的に伸びたと考えられることから、インターネット予約が大部分を占めるのではないかとというふうに推測しているところでございます。

また、お尋ねいただきました違法民泊の利用客に占める海外観光客と国内旅行客との割合につきましても、こちらの方では把握してございません。

ん。

○伊藤孝江君 このネット上の民泊に関しての情報ですけれども、インターネットの中で、現状に於いて、その民泊が適法なものか違法なものかというのを見分ける方法というのが今あるんでしょうか。ないということであれば、例えば物件の場所が最低限特定しないといけないとか、情報の掲載に関するルールを作成して対策を講じる必要があるのではないかと思います。

違法民泊の情報を掲載して仲介していたそのサイト運営の事業者に対して、ネット情報の削除要請であるとか、またどういう対応を取ることができるとかというところについて御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。

住宅宿泊事業法におきましては、この第五十八条の規定に基づきまして、住宅宿泊仲介事業者がインターネットのサイトなどにおきまして違法物件を掲載することを禁止しております。この規定に基づき、違法物件が掲載されることのないよう、住宅宿泊仲介業者に対し適切に指導監督を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、同法の施行後におきましては、届出がなされた物件に対して都道府県等が付与する届出番号等の情報を仲介サイト上に表示することについて、住宅宿泊仲介事業者に対し要請を行うことを予定しております。これにより、届出番号等の表示が行われれば、外形的に適法な民泊を確認することが容易になるものと考えておるところでございます。

さらに、六月の同法の施行に向けまして、既存の仲介サイトにおいて既に掲載されている物件が適法であることを確認できない、そういう物件につきましては、住宅宿泊事業法の施行日までにサイトから削除をするということにつきまして、既存の仲介サイト運営者に対し要請を行うということとを予定しておるところでございます。

いて違法物件が掲載されることがないよう徹底してまいりたいと考えておるところでございます。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。

では、物件というところで見たときに、この物件が実際に民泊に使われているものかどうかというふうなものが一目で分かるような、例えばステッカーを貼るとか標識を貼るとかというふうな、何か区別する方法というのはお考えでしょうか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

住宅宿泊事業法第十三条におきまして、住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げることとされております。その具体的な様式につきましては、省令において定められておるところでございます。

省令におきましては、住宅宿泊事業の届出を受け付けた自治体の長の名称、自治体が届出者に対して通知した届出番号等を記載することとしてございまして、これらが記載された標識が掲示されることにより、住宅宿泊事業法に基づく届出が実施されているということが確認できることとなるわけでございます。

なお、標識の具体的な掲示場所につきましては、今後発出するガイドラインにおいて示す予定としておるところでございます。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。

見て分かるようにその物件をしておくというのは近隣の方の安心にもつながると思いますので、是非取組を進めていただきたいと思っております。

今お話しいただいたようないろんな方策ですが、それでも、それが生きるも死ぬもというのか、本当に利用する人が違法な民泊は利用しないということを、共にそういう認識に立っていただけたらどうかというのが一番大きなところになるかと思っております。

インターネットの情報において民泊の適法性を見分ける方法、また、そもそも民泊には違法なものがある、なぜ許されないのかということ、国内外共に、国民の皆様、また旅行者の皆様に関

知をしていく、それが必要ではないかと思ひます。その点について、厚生省の現在の取組と課題、またこれからの取組についてお話しただけますでしょうか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

民泊の利用者の多くはインターネットを通じて申し込むことが想定されることから、住宅宿泊仲介業者のサイトにおいて適法な物件を掲載することが重要となるところでございます。

このため、昨年も仲介業者に対して違法な物件を扱わないように要請したところでございますが、さらに、住宅事業法の施行後は、仲介業者のサイトに法に基づく届出番号など物件の適法性が確認できるような情報を掲示いただくという方向で検討しているところでございます。

また、御指摘いただきましたように、違法民泊を利用しないことについて国内外の利用者の意識を啓発することも大変重要でございまして、法施行に向けて、民泊についての新しい仕組みの内容や、防火、防災等の観点からの違法民泊の危険性などについて関係省庁と連携しつつ周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、住宅宿泊事業法におきまして、仲介事業者は宿泊者に対して違法行為のあつせん等が禁止されているというところでございます。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。

ちょっと質問を飛ばさせていただきます。

今回の法改正におきまして、無許可営業者に対する報告徴収、立入検査、緊急命令などが創設されております。従前、無許可営業者に対してこういう手段がなかったために調査等が功を奏さなかったというお話も先ほどありましたけれども、今回の立入調査なども強制手続ではないということで、結局は連絡が取れない業者など本当に悪質な業者に対しては実効性が乏しいのではないかと考えなくもないかと思ひます。それでもやはり今回必要だということの立入検査などの手段を創設する必要性、また現行法上での限界についても具体的なものがありましたら御説明ください。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

旅館業の許可を受けていない無許可営業の可能性が疑われる事案として都道府県等から報告を受けた件数が、平成二十七年に千四百十三件であったものが平成二十八年には一万八百四十九件と急増している状況でございます。

先ほど申し上げましたように、このうち五千七百七十九件は営業者と連絡が取れないなどの理由で調査中となつていて、このうち、都道府県等に無許可営業者に対する立入調査権等が付与されていない現行制度において、こうした事案に対する対応が十分に取れない状況にあるというところでございます。

無許可営業者につきましては、特に家主不在型の民泊で営業者との接触や指導が困難な事例が多いところでございますが、今回の法改正によりまして、立入検査権限の創設などによりまして客室等における営業実態の確認が容易となり、取締りの実効性が高まるものと考えているところでございます。

○伊藤孝江君 済みません、任意で見れるものであれば全然変わらないのかなと思ふんです。もうそれ以上の回答が難しいのかなというところで進ませていただきます。

今御説明いただいたように、本来に無許可営業と思われる民泊が増えてきているということで、結果、今回立入検査などの手段を規定したとしても、保健所ないし担当者らの所管する業務の量を考えると、結局はその旅館業法違反の調査について地方自治体でどこまで対応できるのかということが一つ懸念としてあると思ひます。

その中で、地方自治体における保健所の人員確保等について、厚生省としてどのように評価をされているのかという点についてまず簡潔にお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

現時点におきまして、保健所の環境衛生監視員などが調査などを行っているところでございますけれども、自治体のできる範囲でやっていた

ているというように考えてございます。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。

自治体のできる範囲でというのは本当にどうなんでしょうかというところなんですけれども、具体的なところで、自治体としてなかなか人手が足りない、また予算が足りないというところであれば、厚生省としてどういうような後押しをしてくのかというところで具体的にまずお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

無許可営業者に対する立入検査業務などが円滑に行われますように、今後、無許可営業者等の実態を踏まえ、関係機関と連携しながら、都道府県等の体制整備に対する支援については検討してまいりたいと考えているところでございます。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。

もうこの点で、国よりも、本当に実際に困っている先ほどおっしゃられた大都市、特に三つに関してはかなり先進的な取組をされているところもあると思ひます。

一つ御紹介ですけれども、京都市では無許可で違法な民泊への指導の迅速化に乗り出すということで、京都では、やはり民泊を調査したところ、三分の一ぐらいですかね、所在地や営業者として特定できなかった。そもそも実態把握が困難だということ、この二〇一七年からは、調査ノウハウを持つ民間業者に作業を委託し、市の職員は営業の許可や中止といった従来の業務に特化するということで、実際にサイトに上だけでなく現場にも出向いて所在地や営業者の確定につなげて、実態を把握するための取組を、市だけでは無理だということで外部委託をするということを進めております。実際に今年度では調査の民間委託費に千八百八十万円を計上して、実際にもう既に作業に取りかかっているというような取組があります。

こういうような全国の先進的な事例を本邦に全国に行き渡るように広めるような形で、まず国としても地方が何困っているのかというところ

をしつかりと把握をしていただきながら、何ができるかというところをしつかりと後押しをしていただきたいというのが、もう改めてなんですけれども、先ほどの答弁だと少し不安ですので、この点、大臣、決意をよろしくお願いいたします。

○国務大臣(加藤勝信君) まず一つは、今回の法改正に伴って執行体制、これは地方にお願いをせざるを得ません。それに向けての予算要求をさせていただいているところでございます。

加えて、今の京都市ですね、京都市の事例がございました。ほかでもそうした取組されているかどうか、少しその辺も聞かせていただきながら、更にどういことができればか検討させていただきたいと思ひます。

○伊藤孝江君 よろしくお願ひします。

では、ちょっとテーマを変えまして罰金等についてお聞きしたいと思ふんですが、元々現行法では、無許可営業者に対して現状としては罰金が三万円以下又は六か月以下の懲役という罰則で、これが三万円を百万円にして抑止力を高めようというところで今回の改正があるように承知しております。ただ、現行法でも三万円以下の罰金又は六か月以下の懲役となっております。この懲役というのが六か月じゃなくても一か月でも本当に二週間でもきちんと適用されるのであれば、萎縮効果としてはそちらも十分あるのではないかなというふう

に思わなくもないところで。実際に例えば過去三年ほど遡って見た場合に、無許可営業が発覚した件数、そのうち懲役が科された例、又は三万円の罰金が科された例、その辺りの件数について御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

厚生労働省の調査におきまして、無許可営業の可能性が疑われる事案として都道府県等から報告のあった件数は、平成二十六年で百三十一件、二十七年で千四百十三件、二十八年で一万八百四十九件となつていて、この中でございま

しかし、懲役が科された例あるいは三万円以下の罰金が科された例につきましては、厚生労働省においては把握してございません。

○伊藤孝江君 では、厚労省から告発をした件数について教えてください。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。厚労省からの告発ということではございませんが、自治体の聞き取り調査をしたところ、旅館業法違反として告発された事案の件数としましては、平成二十八年度に二件、二十九年度に二件ということでございます。

○伊藤孝江君 自治体からの聞き取りということ、全国でということ、済みません、確認なんです、全国で二件ということでしょうか。

○政府参考人(宇都宮啓君) はい。全国の都道府県、保健所設置市、特別区百四十四自治体全てでございます。

○伊藤孝江君 そう思うと、抑止力も何も、法を適用していかないかと思わざるを得ないのが現状ですけども、それだけ告発をした件数が少ない理由があるのであればそれを教えていただきたいこと、また、無許可営業のうち告発された事案が著しく少ないけれども、告発をした事案とされていない事案の違いですね、例えば無許可営業の規模とか期間とか利益が関係しているのか、また結果的に許可を取ればもうそれまでのこととはのむということと許されているという形になっているのか、告発をしたかどうかの違いはどこにあるんでしょうか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

現行における違法民泊の取締りの流れにつきましては、一般的には、最初に、市民や関係機関からの通報等を基に現地調査や近隣住民の情報によって営業者の特定を行います。次に、違法性が確認された場合、営業者に対して営業許可の取得あるいは営業中止の指導を行います。そして、指導に従わず無許可営業を継続する場合、警察と連携しつつ必要に応じて告発するというよう

に考えられております。

現行におきまして告発件数が少ない理由の一つには、この過程におきまして、例えば、立入検査の権限がない等の理由で違法性の確認に支障が生じた結果、告発までに至らなかったということが考えられます。また、警察が取り締まる際のスタンスとしては、行政の繰り返しの指導に従わない、暴力団が関与している、あるいは児童ポルノ事犯や薬物事犯の舞台になっているなど、悪質なものの対して厳正に対処されていると承知してございまして、そうしたことの兼ね合いで告発の是非が判断されるケースもあるものと推測しているところでございます。

このほかに、御質問いただきました、規模、期間、利益等が関係しているのかどうかにつきましては承知していません。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。

今回、百万円に上げて、そして六か月以下の懲役との併科とすることができるということで、違法民泊の抑止につながるように私自身も望むところでございます。ただ、実際にこの規定が適用されて、無許可営業をすれば罰を受けることがあるんだということが周知できなければ意味がないんじゃないかと思っております。

これまで以上にこういう告発という方向に向けてきちんと処理をされるというためにも、現状の課題と、それに対してどのような取組を行うのかという厚労省の御意見をよろしくお願いいたします。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

御指摘のとおり、抑止力としての効果を持たせるためには、違法民泊に対する罰金が引き上げられることを含め、住宅宿泊事業法及び本改正法案の周知が極めて重要であると考えているところでございます。

このため、本法案を成立させていただいた後には、住宅宿泊事業法により、届出をすれば合法的に民泊が可能となる制度がスタートすること、それから、無許可営業に対する罰則が強化されたこ

とを国内外に周知することとしてございます。これにより、民泊への関心が高まり、制度的にも合法的な民泊が実施しやすくなる一方で、その届出すら行わず、旅館業の許可も取らない確信犯の悪質な高い事業者に対しましては、報告徴収及び立入検査等の権限が強化される等、取締りが強化されることであり、関係省庁と連携を一層強めてまいりたいと考えているところでございます。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。

最後の質問にさせていただきます。結果的に、この規制強化ということも含めて、本当に地方自治体任せにしようということがないように、積極的に国の立場で取り組むという点について大臣の御所見をよろしくお願いいたします。

○国務大臣(加藤勝信君) るる御説明させていただきましたように、今回の旅館業法改正法案、都道府県等に対して無許可営業者への立入検査等の権限が付与されるわけでありますから、そうした権限を踏まえて、こうした都道府県における業務が円滑に進んでいけるように、私どもとしても、関係機関と連携を図りながら、都道府県等の体制整備、これについてしっかりと取り組まさせていただきますというふうに思っております。

また、こうした体制整備にとどまらず、今御指摘するように、もう何でもかんでも自治体ということではなくて、国においても、これについてはどういう形でサポートしていくのか、先ほどの京都市、いい取組をしていれば、そういったものをほかに対しても、こういった取組があるということをお示しするなど、必要な助言を含めて積極的に対応していきたいというふうに考えております。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。

今後ともどうかよろしくお願いいたします。以上です。

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

先ほど御紹介もありました、私、選出が京都ということで、今、京都市の違法民泊の実態という

のは大変な状況になっております。一つ、これ去年の京都市の調査の取りまとめしたものを一枚目に付けております。民泊の調査ということでやりましたもので、所在地特定したものが四六・六％ということになっておりますので、半数以上が民泊で所在地を特定できないという実態があります。そのうち、許可取っているのは七％にとどまっておいて、何と無許可推測物件が六八・四％、ほぼ七割が無許可営業をやっているというのが去年の時点での把握した数なんです、およそ二千人。あれから一年、今どうかと。推計でこの違反物件が三千件になっているだろうということが京都市もつかんでいる状況になっているわけです。

こういう急激な増加ということで、町がどうなっているかということですね。京都市内の古い住宅地というのは、木造住宅で連棟、そして細い細い路で袋路になっているところも少なくありません。十軒、二十軒のそういう連棟の建物とこの大方半分から八割が民泊で持っていられると。そうなりますと、コミュニティそのものが壊れてしまう、住めない町というのがあちこちで出てくる、これは非常に重大な問題になってきているわけです。騒音とかゴミとかいうレベルではなくて、町そのものが壊れるということに大変な危機感、非常事態が出るほど、自治連合会で、そういう状態にまでなっているわけです。

コミュニティというのは本来は長年掛けてつくってきた。防災体制も要は町内でつくり上げてくると。町内ごとに自主的な防災訓練も行う地域自主防災会もしっかりある地域なのに、そういうところから穴が空いていくというようにすることも極めて危険な状況を招いているわけなんです。

違反だとはっきり分かっていても、それが本当に長く解消しないということ、伏見区の例ですけども、京都市や警察に何度も通報したと、もう実態は違法だということははっきりしているんだけれども、それ撤退させるまで、市議会にも陳情を出すということもやって、町内挙げて取り組

んで一年以上掛かったと、こんな事案も出ていますね。

無許可営業、違法民泊、それ地域ごとに違ひあると思うんです、確かに。良好な民泊つくってほしいところもあるだろうと思う。しかし、これだけ地域崩壊につながるような事態になっていることではないかと、無許可営業、違法民泊の取締りの強化というのはもう待ったなしになっていると思うわけです。

その点で大臣の認識をまず伺っておきたい。いかがでしょう。

○国務大臣(加藤勝信君) まさに無許可営業あるいは違法民泊、そういう中で、騒音、ごみ出しを始めた近隣トラブル、また、今、倉林委員からは、中には町全体が壊れてしまっているところもある、そういう懸念を持つ、そういうところもあるんだらうというふうに思います。

そういう意味で、また、京都市の状況は資料でお出しいただきましたけれども、日本全体としても旅館業法違反のおそれのある事案、平成二十七年と二十八年比べて急激に増加をしております。多分、二十九年はもっと行っているのかもしれない。

そうしたことから、今回のまず旅館業法の改正で、都道府県知事等による立入検査権限の創設、また罰金の上限を百万円まで上げる、こういった形で違法民泊への取締りの強化を図られる、こういった体制を制度的にはつくらせていただいたわけでありまして。また加えて、住宅宿泊事業法、これは既に成立をし、六月に施行されるわけでありまして、住宅宿泊事業者の届出制度、あるいは住宅宿泊仲介業者による違法民泊あせんの禁止等の措置、こうしたことによつて、この住宅宿泊事業の適正な運営を確保し、違法民泊を実施しない、実施しづらい環境をつくっていく、こういうことも必要だと思ひます。

ただ、いずれにしても、先ほども申し上げましたが、違法民泊に対する取締り、これを確固たるものにしていく、またそれと同時に、今回のこう

した制度改正を含めて周知徹底を図ることによつて、ルールにのっとって宿泊サービスが提供されるように私どもとしても取組をさせていただきたいと思ひます。

○倉林明子君 厚生省は、この住宅宿泊事業法や旅館業法の今回の改正、これに先立ちまして、二〇一六年の四月、旅館業法の施行令で簡易宿所の営業許可基準を緩和しているわけですね。その目的及び内容はどうか、簡潔に御説明ください。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。民泊サービスにおける検討課題に対応するため設置されました民泊サービスのあり方に関する検討会の中間整理におきまして、現に違法な民泊サービスが広がっている実態を踏まえ、まずはこの状況に早急に取り組み観点から、当面、民泊サービスについて、簡易宿所の枠組みを活用して旅館業法の許可取得を促進すべきとされたところでございます。これを踏まえまして、平成二十八年四月に旅館業法施行令を改正して簡易宿所営業の面積要件を緩和し、営業許可を取得しやす

たということでございます。

○倉林明子君 そういう意味でいうと、簡易宿所の許可基準のハードルを下げて取りやすとした、法律の下で監視しやすいということを狙ったものだと思うんですけれども、実際どうだったかという、二枚目の資料に京都市の状況を示しております。二〇一六年に基準緩和、四月にされております。その後、これ緑のラインが簡易宿所の図です、もう急激に許可件数が増えております。

そうした簡易宿所の増加に伴って、簡易宿所で新たな問題が発生しているんですね。どういふことが起こっているかという、最初はあつたはずのフロントがいつの間にかなくなっている、いつの間にか、簡易宿所、合法的なものだったはずなのに、玄関にキーが掛かってお客さんいないときは誰もいないというようなことが起こっている。看板もなければ連絡先もない違法状態の簡易宿所というのがあちこちに出てきているんです

よ。つまり、許可は取つたのに、実態、違法民泊と変わらないという施設が増えているという問題が京都では新たに起こっているんですね。こういう基準緩和によつて、本当だったら旅館業法のルールを守る宿所が増えるんだつたらいいんだけど、実態逆のことが起こっていて大問題だと思ひます。

こういう施行令で基準を緩和した後どんな実態が起こっているのかというのを、厚生労働省、つかんでいるでしょうか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。簡易宿所営業の面積要件を緩和したことによりまして、平成二十八年四月一日から二十九年三月末までの間に、この要件緩和によつて簡易宿所の許可を得ることができた件数は八百八十八件と把握してございます。

なお、御指摘の違法事案につきましては、簡易宿所営業者が京都市の条例において定めている構造設備基準の規定に違反した事案であると認識しているところでございます。

この要件緩和後の違法事案の全体については把握してございませんが、要件の緩和により、多くの事業者が許可を取得していただければ、無許可営業で実態が把握しにくい事業者が多数存在する状況よりも、今後把握できることによつて事態の改善につながりやすくなるのではないかとこのように考えているところでございます。

○倉林明子君 狙いはそうやったと思うんですけど、実態起こっていることはイコールフッキングで、ルールを守る方が増えたんじゃないんですよ。イコールフッキングで悪い方にフッキングしちゃっているというの、これは大問題だと思ひます。私、旅館業法の安心、安全を守る、このイコールフッキングを引き上げるというのが厚生省がやるべきことだと思ひます。よ。公平な競争を考えるとこれは考えてもらつた方がいいと思ひます。旅業法を所管する厚生省としてのイコールフッキングが何か本當によく考えていただきたい、これ強く申し上げた

い。

次、観光庁に聞きたいと思ひます。旅館業法では認められていない住宅、これが新たに宿泊事業可能になるということになるわけですが、来年六月から施行ということ、改めて条例制定の議論というのが始まるうとしております。

そこで、確認幾つかさせていただきます。家主不在型の民泊、この営業日数の制限は条例で決めればゼロにすることができるとかどうか。もう一点、自治体が必要だと判断すれば、宿泊者が施設に滞在する間、家主又は管理者の常駐を義務付けることは可能か。いかがですか。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。まず、制度でございますけれども、住宅宿泊事業法の第十八条では、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、住宅宿泊事業を実施する区域、期間について制限することができるといふふうに規定してあるところでござい

ます。

当該規定の趣旨からいいますと、自治体が条例を定める際には、生活環境の悪化を防止するために特に必要があるか等の観点からきめ細かに検討していただく必要があるものと考えているところでございます。

したがって、一般的に申し上げれば、広範な区域で年間を通じて全面的に住宅宿泊事業を禁止するといったような事実上営業ができなくなつてしまふような過度な規制は、法の趣旨に照らしまして適切ではないということではないかと考えておるところでございます。

それで、委員の御指摘ございました個別の事例でございますけれども、まず、家主不在型についてのお尋ねがございました。仮に、いわゆる家主不在型であることだけを理由として年間を通じて営業を全面的に禁止するといったこういった極端な制限については必ずしも適切ではないのではな

いかと思っておるんですが、いろいろありますが、ただし、一方で、例えば、特定の区域で家主不在型の民泊が急激に増大して、それを起因として生活環境の悪化が顕在化してしまったといったような特別な場合の対応として、合理的に必要と認められる限度において当該区域における家主不在型に限定して制限するような場合、こういった場合でも直ちに否定されるというわけではないんですが、いかと考えるところでございます。

また、家主又は管理業者の常駐を義務付けることについてお尋ねがございましたが、運用上の規制に係るいわゆるこういった上乗せの条例につきましては本法では特段の規定は置かれておりませんけれども、こうした条例につきましても事実上の営業規制となりますような過度の規制となるものは、この法律の趣旨に照らして適切ではないんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

○倉林明子君　つまり、十八条を根拠にして合理的な説明が付く場合、今問うた中身というのは基本的にこの法律で禁ずることはできないというものでないかと思うんです。今、木造密集地とか細街路、袋路、これ防災上の問題大きいんだという話しました。営業日数にもこれ制限掛けるということとは可能だと思いませんか。

もう一つだけ確認したい。大問題になっているのがマンションなんです。マンションで確かに管理組合が定めれば民泊禁止ということができるようになりました。しかし、管理組合が実際に機能していないというようなところもいっぱいあるわけですよ。そういう場合、自治体が改善の策として原則民泊禁止、これ条例で決めることができると思うんですけれども、これ確認したい。

私、京都府は極端に非常に生活が侵害されるような事態が全域で起こっているんですよ。こういうときに、極端な規制を掛けてはならないという一般的な対応ということは求めるべきなんだろうかと、この点は付け加えて申し上げておきたいと思えます。

○政府参考人(水嶋智君)　この住宅宿泊事業法におきましては、マンションにおける住宅宿泊事業者の届出の際には、民泊を禁止する旨の管理規約などが無いことを都道府県知事の確認事項として位置付けておりまして、集合住宅における住宅宿泊事業の実施に關しまして、一定のルールを定めただでこれを認めるということでございます。

先生御指摘の制限でございまして、ちよつと仮定に基づいた事例についてはなかなかお答えしにくいところではあるんですが、一般論といたしましては、集合住宅における営業を年間を通じて全面的に制限するといった極端な制限については、法の趣旨に照らして適切ではないんじゃないかと考えておるところでございます。

○倉林明子君　いや、法ができたというのは、やっぱり民泊の規制緩和、これが住宅宿泊事業法だと思いませんか。しかし、旅館業法、宿泊を認めていくという場合、やっぱり周辺の住環境、このことの整合性が取れないで、民泊ばかりが残った町内とか、民泊ばかりがはびこるマンションなんていったら、地域崩壊につながるわけですよ。自治体が必要と判断をした規制については住宅宿泊事業法では禁ずるものではない、これ確認したい、いかがですか。

○政府参考人(水嶋智君)　あくまで、この住宅宿泊事業法の規定の趣旨にのっとりまして、自治体において条例を定めていただくということになろうかと思っております。

○倉林明子君　禁ずるものではない、確認させていただきます。

○政府参考人(水嶋智君)　住宅宿泊事業法第十八条の規定にのっとり、この趣旨を踏まえていただまして、自治体においては条例の内容を検討していただく必要があるんじゃないかということでございます。

○倉林明子君　重ねて聞いても、禁止するものではないと、それ以外のこともないんです。私、やっぱり地方自治が地方自治体に住んでいる住民の安心、安全を確保する、そして、来られる観光

客に対しても良好で安全なサービスを提供する、その観点からの規制にしっかりと取り組んでいけるように、地方自治もしっかり配慮していただきたいというのを強く申し上げておきたいと思えます。

そこで、もう一点、先ほど来問題になっておりました海外の仲介事業者の問題なんです。日本に法人がない限り、この海外仲介事業者を規制するということは事実上難しい。そこで、今回、住宅宿泊事業法で新たに仲介事業者を登録を受ける必要が生じることになるわけで、申請の時点で違反物件を取り扱う事業者には登録を認めないと、これ入口のところで規制するというのを、措置とすべきだということを我が党の委員が国土交通委員会でも求めました。それも含めて検討するんだという回答をいただいているんですが、その検討結果についてはいかがですか。短くお願いします。

○政府参考人(水嶋智君)　お答え申し上げます。住宅宿泊事業法におきましては、住宅宿泊仲介事業者が法律に違反するサービスの提供を受けることをあつせんすることが禁止されております。違法物件を仲介サイトに掲載することがまずできないということになっております。また、この法律におきましては、住宅宿泊仲介事業者の登録拒否要件として、違法行為のあつせんなどを行つて

いる者などを規定しておりますので、登録申請時点において旅館業の許可番号などの確認を行わずに違法物件を掲載している場合は、住宅宿泊仲介業者の登録を受けられないということになっております。

さらに、来年六月の住宅宿泊事業法の施行に向けて、既存の仲介サイトにおいて既に掲載されております物件が適法であることを確認できない、そういった物件については、住宅宿泊事業法の施行日までサイトに削除をすることについて既存の仲介サイト運営者に対し要請を行うということとを予定しておるということでございます。こういった取組を通じまして、仲介サイトにおいて

違法物件が掲載されることがないように徹底してまいりたいと考えておるところでございます。

○倉林明子君　徹底して、違反物件があるもの、既に営業をやっているわけですから、京都市でも確認できているだけで海外の仲介事業者というのは八件あります。そのうち、京都市からアンケートをお願いしたのに、それに応じてくれたのは一件しかありませんでしたよ。おとなしく要請を受け止めてくれるような相手ではないというのははつきりしているんですよ。違反物件があつたら届出を受けませんよ、登録させませんよと、こういう強い姿勢で国の権限発揮を強く要望しておきたいと思えます。

そこで、京都市からもこの住宅宿泊事業に対する要望書というのが八月に来ています。住民の悲鳴のような苦情が押し寄せて、一自治体では対応し切れない状態だと吐露しているんですね。京都市などの実態を踏まえれば、私、まずやるべきは、新たな旅館業法に基づいて規制強化されたこの取締り強化、違法民泊の取締り強化を徹底してまずはやつてもらふということが必要だということに思ふわけです。

その上で、新たに民泊を認めるという規制緩和の法律を六月からやるということになりますと、とても混乱、京都市内で起こっている違法状態というのが直ちにびしっと六月からきれいに整つて始められるというような状況ではないというふうに思っているんです。この住宅宿泊事業法の施行については一旦凍結、これ旅館業法を所管する、安心、安全守るという観点から、厚労大臣としてもしっかりと声を上げていただきたい。凍結を求めるべきだと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君)　これまでも私も、また観光庁の方からもお話し申し上げているように、今回の住宅宿泊事業法では、適正な形で民泊サービスの把握ができるように、届出制を始めとする一定のルールを定め、そしてその実態把握と適切な指導監督が行われる、こういう仕組みをつくっているわけでありまして、また、今回提出さ

国土交通省におかれましては、これ当然なんです、が、ポンチ絵と呼ばれているこの修正、これ、した方がいいと思うんです。二つの法律を運用するに当たって、厚生労働省と国土交通省、都道府県との情報を共有体制しているというのがこのポンチ絵では分からない。どうなっていますでしょうか。

うか。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。

住宅宿泊事業法は、一定のルールを定めて健全な民泊の普及を図るということでございますけれども、この法律は、事業者を三つの形態に整理をしておりますので、住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理

業、住宅宿泊仲介業という三つの事業形態を一体的に規定して、行政による指導監督の対象とすることによって総合的な対策を講じようという制度でございます。

委員御指摘のこの資料でございますけれども、この資料はそれぞれ三つの事業における監督主体

料でございます。この場合、住宅宿泊事業は都道府県知事、住宅宿泊管理業は国土交通大臣、住宅宿泊仲介業は観光庁長官となることから、厚生労働省という表記がたまたまこの資料上はなかつ

たということです。

この住宅宿泊事業法自体は、これは厚生労働省と国交省の共管の法律でございまして、この両省はもちろんでございすけれども、関係省庁及び関係自治体等とも情報共有をしつかり行っていくかなければいけないというのは当然でございす。この資料のこちらの方にも情報共有と書かせていただいておりますが、これは、私ども、今電子的

なシステムを構築する準備をしておるところでござ

ざいまして、そうした電子的なシステムの活用などによりまして、情報共有も含めて密接に連携をしながら、この法律の円滑な施行に向けた準備に万全を尽くしておるといふことでございます。

○石井苗子君　　そうですね。電子的なシステムを完備しないと、この立入りが都道府県や保健所であつて、旅館業法の違反行為とか民泊の違反行

為ということ、立入りとか告発とか摘発というのが厚生労働省だったら、厚生労働省の情報共有はどこでしているんだというふうな疑問を単純に思ってしまうんです。

ちょっと話題変えますけれども、国立感染症研究所がありまして、十二月の一日に、インフルエンザの全国的な感染ですけど、流行期に入ったというところで、昨年よりシーズンは一週間遅い流行期に入りました。皆様も注意していただきたいんですけれども。

この伝染病や感染症の予防について、保健所のみならず、民泊の事業者の方々も含めた一層の公衆衛生の向上というものを高めていかなければならないと思うんですが、例えば外国人の旅行者の方がインフルエンザに感染していたとします、高熱の状態であったと。そういう場合、ホテルには、フロントとかロビーでその異常を発見したり、あるいは訴えたりして感染拡大を防げるという可能性はあるんです。しかし、不在型という民泊では宿泊されている方々のお顔というのは見ることができませんので、ウィルスの感染というのが拡大してしまうということが懸念されます。

公衆衛生の観点からこれを向上していく、こういうようなケースを、非常に具体的でありますけれども、どう考えていらいっしょののかと思います。法案に明記された三年後の見直しですか、そのところにこういうことを必ず明記された方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

住宅宿泊事業法におきましては、家主不在型につきましても、宿泊者の本人確認につきましては、住宅宿泊管理事業者が宿泊者との対面又はそれに準じた形で行うこととしてございまして、旅館業法と基本的に同じレベルでの本人確認を求めることとなるということでございます。

また、住宅宿泊事業法のガイドラインにおきまして、旅館業の衛生管理要領と同様に、宿泊者が重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症へ罹

患した場合の保健所への通報や、あるいは感染を媒介するおそれのある物品等の消毒、廃棄等の必要な措置について盛り込む方向で検討しているところでございます。

したがって、御指摘の御懸念につきましては、基本的に旅館業法と同じレベルでの公衆衛生上の措置を講じるということを想定しているところでございます。

○石井苗子君 私が質問したのは不在型の民泊です。泊まっている方々のお顔が見えないわけですね。なので、これは非常に大きな整理整頓が必要だと思っております。公衆衛生上の向上という点というのはこれからは大きな論点になってくると思いますが、今からでも少し変えていただきたいなと思っております。

先に進みます。資料配付、二でございますけれども、これは大阪ですね。大阪では、外国人の旅行をなさっている方に対して、特区、これは新法がなかったときの話ですけども、特区の指定によって、かつて、まあ呼び方は選ばないで申しますとドヤ街と言われていたところらしいですが、そこが生まれ変わって皆様非常に活気付いてやっているとございまして。

資料の三の方は、先ほど倉林議員からもありましたけれども、自治体の間で民泊の独自規制の動きが相次いでいるという資料でございまして、世田谷区などは、東京におきましても、独自の条例で規制をつくつていこうと思つてゐる次第です。

そもそも、届出は国土交通省、運用は厚生労働省と、元々存在する皆様の旅館業法というのを

使つておさなりのしたくなかったのではないかと私は想像しているんですが、実は地域の事情に合わせた法の改正の議論が余りされてこなかったと思ひます。この点についても三年後の見直しのときに課題とすべきだと思ひますが、この住宅宿泊業、改正の議論の中で、こうした資料の二と三といった状況を想定していられつたのかどうか、率直にお答えをお願いいたします。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。

住宅宿泊事業法の第十八条におきましては、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため、必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、条例で住宅宿泊事業を実施する区域、期間について制限することができるというふうな規定をしておるということでございます。

このため、それぞれの自治体におきまして独自の条例が制定されるということは想定していたというところでございますけれども、住宅宿泊事業法第十八条の規定の趣旨からは、自治体が条例を定めていただく際には、生活環境の悪化を防止するために特に必要があるか等の観点からきめ細かに検討していただく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

○石井苗子君 今の状態からいいますと、私は、冒頭申し上げたように、これからいかに罰金とか規則とかというのを作つていっても、今のままで違法民泊というふうな形態、事業が少なくなっていくとは当然思えないんですね。どんどん増えていってしまうのではないかと。通報といつても、あそこはどうやったら、住民はどこに訴えたらコントロールしてくれるのかもよく分かりませんし、そういった問題の中、整理整頓しますと、旅館とかホテルが急ピッチで新規開業を増やしていつていって。民泊というのはいくつもの事業形態であります。その民泊でない部分というのが増えていつていって状態からすると、規制緩和のバックグラウンドというのは変わつてきてゐるんだと思ひんでは。

民泊というのは一つの業態ですから、ここは厚生労働省の、業態に対しては国土交通省で、届出に関しては厚生労働省の管轄ではないというすみ分けになつてゐるんですねけれども、オリンピックまでのインバウンドというのが増えていくという中で、旅館に限らず増やしていきたいというのがシェアリングエコノミーの考え方なんだろうと私は理解しております。

従来型の旅館業の関係でいきますと、経営の仕

方がいろいろと違つてきていって。これ、オリンピックが終わつてしまつたら規制をこれまたやり直すということではないんですね。ここ確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 今回の旅館業法の改正、別に時限で考へてゐるわけではございませ

ん。

○石井苗子君 では、最後にお伺いしたいんですけれども、今回の民泊の新しい考え方なんですけれども、私が思ひますのは、縦割りで全部考へていくと非常に無理があると思ひます。イコールフッティングという物の考へ方は論点にはなつてゐると思ひますけれども。

最後に大臣にお伺いしたいんですけれども、例えば、闇で民泊をやつてゐるということが増えていくとなると、今の改正でゼロにしていけると思ひます。これは厳しいと思ひますね、ゼロにしていけるのは。この法律だけではなくて、民泊新法と相まつて、旅館になるというこのハードルが高かつた、だからそれを下げていくとしたわけなんですけれども、立入検査というのが都道府県だったり、保健所だったり、大規模の市と東京二十三区などがその対象となつてゐるんですが、この中で、もうちょっとお伺いしたいんですが、その御専門なのでちょっとお伺いしたいんですが、税制でもめたり、住宅民泊と旅館、ホテルというのがあつたときに、固定資産税とか宿泊税とか、旅館サイドから言えばもつとちゃんと税金を取つてくれということにはしなないかと思ひますけれども、大臣としてはこの新しい法の改正について、この辺りも含めて、御決意といひますか、いかがでしょうか。最後の質問にしたいと思ひます。

○国務大臣(加藤勝信君) 今、税制上の話がありましたので、最終的には課税当局においてそれぞれ実態に合わせて判断されておりました、それが旅館なのかホテルなのか住宅という形なのか、そういうことで一律に判断されてゐるわけではな

いだらうというふうに承知をしております。

また、旅館やホテルの新設により事業所税の軽減等の税制措置は講じているところでありますけれども、いずれにしても、そうした実態を踏まえながら、それぞれの実態を踏まえながら、課税の問題、それからやはり先ほど、我々が取り組まなきゃいけないのは違法民泊、特に無許可において行われているいわゆる民泊、これをどう抑止していくのかという意味において、今回の旅館業法改正の中で調査、立入り権限を都道府県知事に付与する、あるいは罰金を上げることによって言わば抑止を高めたわけでありますけれども、並行して取締りがしっかり行われていかなければ、それはなかなか実効性を上げることができないということ、先ほど申し上げましたけれども、それぞれの都道府県等における取締り強化も含めて尽力をさせていただきたいと思っております。

○石井苗子君 これは、地域の事情に合わせた法改正の議論というのが余りされていないうちに、大体、六月ですから、三月までに登録して六月に間に合わせるようにというふうにやっているのだと思いますが、このままですと非常に複雑で分かりにくくて、法のルールとしてのデザインが余りにも悪過ぎるので、私は、三年後に直直のときにまた議題にして慎重にやった方が、オリンピックを前にしてですけれども、いいと思います。終わります。ありがとうございます。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。今日は、民泊サービスの解禁、拡大でどのような問題が起きるかということを各委員の皆さんたちも質問しています。私も同じ問題関心です。公衆衛生の維持向上をどのように図っていくのか。民泊の場合、もちろん日数の制限はありますが、シーツを毎回ちゃんと替えているか、パジャマはどうか、ごみはどうか、これは管理者がやることになるわけですが、きちっとそれがされているか、部屋の掃除はされているか。これは基本的に保健所などが立入調査をするしかないんですが、これってできるんですか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。違反事例とかそういう疑いがあれば調査をするということとはございますけれども、日頃から日常的にそういう検査をするというようなことは普通はやっていないというところでございます。

○福島みずほ君 日常的に調査できないんですかね。普通のホテルや旅館だったら、あそここのホテルは汚いとかシーツがどうのということはすぐ口コミやいろんなことで広がるけれども、民泊だと安いかいようなことでそういうのが表に出ない、ある程度、少々汚くても行くというのがあってもいいかもしれません。だとしたら、今の答弁で、日常的に、違反事例があればともかく、日常的に調査できないのであれば、管理者が一応替えることになっているが、シーツをちゃんと替えているか、パジャマや枕カバーは替えているかという、あるいはごみはどうするんですか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。個別のごみ、シーツ、寝具その他お話しございましたけれども、住宅宿泊事業法上の届出住宅、いわゆる民泊でございまして、旅館業法における簡易宿所営業と同様に、宿泊者一人当たり床面積を三・三平米以上とするほか、定期的な清掃、換気の義務を課することとしていて、この程度の衛生水準を確保することとしていて、このところでございます。今後お示しします住宅宿泊事業法のガイドラインでも、旅館業の衛生管理要領と同様に、宿泊者が重篤な症状を引き起こすおそれがある感染症に罹患した場合の保健所への通報、あるいは感染症を媒介するおそれのある物品等の消毒、廃棄等の必要な措置、こういったものについて盛り込む方向で検討してございまして、基本的に旅館業法と同じレベルでの公衆衛生上の措置を講じることを想定しているところでございます。

○福島みずほ君 ごみの処理についてはどう考えていますか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。ただいま申し上げましたような公衆衛生上の措置の一環として、もし不適切な事例があれば、そ

れに基づいて調査をするということも考えられるのではないかと思います。

○福島みずほ君 全然駄目だと思っんですね。これから検討するということですし、不適切な事例があれば動く、違反事例があれば動くということですが、民泊で、しかも非居住型の場合、管理者がいるとしても、その人が毎日毎日毎日点検しているか、毎日毎日ごみを取りに行っているか、片付けているか、清掃しているか分からないわけですよ。ホテルや旅館だったらすぐ口コミで広がるけれど、民泊の場合、とりわけ違法民泊の場合、埋もれてしまいかもしれない、違法民泊でも埋もれてしまいかもしれない。ごみの処理がされていない、実質的にケース・バイ・ケースだったか、旅行者に任せるといふこともあるじゃないですか。だけど、燃えるごみ、燃えないごみの日なんて知らないから、ばいばいどこかに捨てちゃうということだってあるかもしれない。

つまり、何が言いたいのかというと、これから検討しますという答弁だとやっぱり納得がいかないんですよ。保健所は忙しいから、ちゃんとできるとも実は思いません。

この点について、厚労省、この民泊の法は、残念ながらと言うべきか、法律は成立しているわけですが、今後しっかりと、厚生労働省として、公衆衛生等、まさにきっちり管理していくということについて決意をお願いいたします。

○国務大臣(加藤勝信君) 今回、まず、違法民泊というものをいかに抑え込んでいくのか。それから、今御指摘にあるように、今回新しくきます住宅宿泊事業法に基づく届出住宅、いわゆる民泊において、それが適正に運営をされていくか。特に、公衆衛生のお話もありました。

今、審議官からその考え方は申し上げさせていたところでありますが、いずれにしても、公衆衛生上の水準を、公衆衛生をきちんと確保していく、これに対しては我々必要な措置を講じていきたいというふうに考えております。

す。

国交省はビジット・ジャパン・キャンペーンを進めています。日本の観光ブランドを高めるためには自然保護や平和政策による治安向上などのイメージアップが不可欠だと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。日本には、一般論をいたしまして、自然、食、気候あるいは文化といった多くの観光資源が存在しているというふうに認識をしております。政府においては、観光ビジョンに掲げられました訪日外国人旅行者二〇二〇年四千万人といった目標の達成に向けて、これらの観光資源を活用し、磨き上げるとともに、その魅力を発信するための訪日プロモーションや観光地域振興策などに取り組んでおるということでございます。

今後とも、こういった目標を達成するため、関係省庁とも密接に連携しつつ、関連施策に全力で取り組んでまいりたいという所存でございます。

○福島みずほ君 自然保護と平和政策は重要で

環境省は、生物多様性上重要度の高い地域マップを作成していますが、辺野古の大浦湾も対象地域になっているということよろしいですね。

○政府参考人(米谷仁君) 今マップというお話がありましたが、正確には生物多様性の観点から重要度の高い海域を抽出し公表するということをしています。具体的には、我が国周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を生態学的及び生物学的観点から科学的かつ客観的に明らかにし、海洋保護区の検討など各種施策の基礎資料とするため、専門家の意見等を踏まえて抽出し、平成二十八年四月に公表したところであります。

この中の一つに沖縄島中部沿岸という海域があり、これ沖縄島中部沿岸ですからかなり広い海域なんです。大浦湾もそこに含まれているということでございます。

○福島みずほ君 環境省は、生物多様性上重要度

の高い地域について、その自然環境を保護すべき地域と考えますか。

○政府参考人(米谷仁君) 生物多様性の観点から重要度の高い海域というのは、我が国の管轄権内海域を対象に、専門家による検討会を設け、生物多様性条約の締約国会議で決定された基準を参考に抽出のための原則や基準を定め、科学的なデータ解析や専門家の意見を踏まえ抽出したというものでございます。

こうしたものでありますから、抽出された生物多様性の観点から重要度の高い海域は、生物多様性の保全上重要な海域であると考えております。

○福島みずほ君 埋立新基地建設によって大浦湾のアオサグが死滅し、現在、生物多様性が大きく損なわれていると考えます。埋立新基地建設によるサング死滅は観光資源を大きく損なうというふうに考えております。

そして、最近の新聞によっても、例えば絶滅危惧に関する移植を沖縄県に防衛省が申請をしたと。つまり、新たに十一月八日に移設、この工事のところが、工事の海域で、まさにオキナワハマサング八群、そしてヒメサング群が二群ですが、これ二群が見付かつて十群体あると。じゃ、これをどうするのか。絶滅危惧種のサングが新たに見付かったと。

じゃ、これをどうするかというと、防衛省は、まさにこの十種のサング群と海底の希少生物を海域外に移すために捕獲すると、特別に捕って移動するというのを沖縄県に要請したわけですが、サングは、専門家に聞くと、移植をするというのはやっぱり難しい、うまくいく場合もあるけれど、死滅してしまう場合もあるというふう聞いております。まさに、絶滅危惧種を移植する、これは言語道断だと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(辰巳昌良君) 今御指摘のオキナワハマサング等でございますが、これにつきましては、防衛省としては、工事の着手に先立ちまして、シミュレーションということで、濁りや水温

等、そういったシミュレーションを行い、工事に伴うサングへの影響がないと、生息環境は維持される、こういう結論を得ました。そして、それを環境監視等委員会、専門家の方々に御説明をして、水温のモニタリングをしつかり行い、工事の影響を確認しながら進められたいという指導、助言を得ております。

そういうことも踏まえまして、今後とも適切に対応していきたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 絶滅危惧種の移植によって、サング礁はかなり死滅すると思います。

実は、観光ビデオをたくさん見ました。すると、そこはやはり、沖縄の北部や奄美大島やいろんなところの、まさに南西諸島の観光ビデオがとても魅力的に作られていました。でも、高江にはまさに、高江のオスプレイパッドの工事が進められまして、ヤンバルクイナが遊んでいて、歩いていて、そしてノグチゲラの希少生物もいると。奄美大島にはクロウサギがたくさんいると。そういう中で、まさに観光資源であつたり、豊かな自然なわけですよ。でも、南西諸島は、与那国がそうですし、宮古、石垣、奄美大島と、実は自衛隊配備とミサイル防衛計画もあります。奄美大島ではクロウサギを移動させると。野生動物をどうやってやるんだというふうにも思っています。

それで、環境省、観光庁にお聞きいたします。埋立新基地建設によるサング死滅や生物への影響は観光資源を大きく損なうと考えますが、観光庁の見解はいかがででしょうか。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。本件の埋立であるいは基地の建設に関しましては、関係省庁によりまして環境影響評価が適切に実施されているというふうに認識しておりますので、それ以上のコメントは観光庁の方としては差し控えてさせていただきます。

○政府参考人(米谷仁君) 今先生が取り上げられております普天間飛行場代替施設建設事業につきましては、環境影響評価が行われ、知事意見が出

され、工事の実施によるサングへの影響の予測及び評価、サングの移植等の配慮を求めています。工事の実施に際しての環境配慮については、事業者である防衛省により既に実施されております環境影響評価の結果も踏まえて適切に行われるものと認識しております。

○福島みずほ君 防衛省にお聞きいたします。さっきのように、沖縄県に対して絶滅危惧種の移植、捕まえて、海底生物の捕獲、それを移動するということも要請したとありますが、絶滅危惧種であるサング礁の移植、うまくいくんですか、危険じゃないですか。

○政府参考人(辰巳昌良君) 防衛省としては十月二十六日に沖縄県に対して、オキナワハマサングの移植のための特別採捕許可申請、こういうのを行っているところです。これに当たりましては、先ほど御説明した環境監視等委員会において御説明をし、それは、移植するということについて、この中でもそれについて特段の異論はなかったというふうに考えております。

○福島みずほ君 日本の自然は本当に貴重ですし、希少動物も本当に大事です。そこが損なわれるというのはやはり極めて問題で、環境という面からもしつかり、あるいは生物多様性という点からもしつかりに考えていただきたいというふうに思います。

米国におけるジュゴン訴訟において、サンフランシスコの連邦高裁が連邦地裁への差戻しを命じ、差戻し審が開始をされます。アメリカの国家歴史保存法が辺野古埋立て新基地建設問題に適用される可能性が高まったわけですが、政府の受け止め方はいかがででしょうか。

○政府参考人(辰巳昌良君) いわゆるジュゴン訴訟でございますが、現在、米国の連邦高等裁判所が審理を地方裁判所に差し戻す、こういう判決をしたということは承知しておりますが、他国の裁判に関することは承知しておりますので、防衛省としてはコメントすべき立場ではないというふうに考えております。

○福島みずほ君 観光庁、外国からたくさん人に来てもらう、日本の国内でも旅行をしてもらう。自然や希少動物や、一旦失われた自然は二度と戻りません。その意味では、やっぱり環境を重視する立場、観光を重視する立場、平和を重視する立場からは是非取り組んでいただきたいというふうに思っています。

まさに、生物多様性という問題からすれば、このことは、埋立工事など極めて問題で、絶滅危惧種と言われるサング礁の十群体の移植をしなければ駄目だという事態は、工事としても本当に深刻な事態であるというふうに思っています。是非、埋立工事の再考をお願いしたい。土砂を運ぶ道に、海の道に、まさにジュゴンの道と重なっているというのが言われております。ジュゴンも来ているわけです。ですから、是非、観光という面から、あるいは自然、生物多様性という面からこれは重要視していただきたい。世界でも有数のサング礁群である。観光資源としても本当に大事だというふうに思っております。

私は、埋立て反対というか、埋立て問題だという立場で、観光資源、環境、生物多様性の面から是非、観光庁などもっと発言をしていただきたい。実際するべきビデオを観光資源としても作っていらつしやるわけですから、その点について申し上げます。

それで、訪日、日本にやってくる外国人の人数はとて増えているわけですが、調べてみると、日本人で外国に行く人たちが、もちろん増えているとも言えるんですが、ちょっと伸び悩んでいるという面もあります。結局、なかなか旅行に行けないという状況、若い人と話をするとお金がないとかという話などもよく聞きます。これについてはどうお考えでしょうか、厚生労働大臣。

○国務大臣(加藤勝信君) 賃金の動向とその海外に行かなくなったという、ちょっと関係、私も必ずしも、確かに賃金が、行く余裕がなければ、確かに昔の日本、かつての日本はなかなか海外に行きづらかった、なかなか特にドル・円の交換もで

きなかつたと、そういう時代から今日に来ているわけでありまして、ちよつとその関連性、必ずしも私は何とも言えないというふうに思うわけでありまして、ただ、いずれにしても、特に若い方が海外、まあ国内もそうですけれども、いろんなところに行っている経験をしていく、これは大変大事なことになるだろうというふうに思います。

○福島みずほ君 観光客、日本の国内、国外を調べたところ、例えば消費税増税したときに、がくつとやっぱ落ちていっているんですね。景気の動向とやっぱ観光というのは一定相関関係があるんじゃないかというふうにも思っています。その意味では、外国からたくさん観光客はとも増えたけれども、日本の国内、あるいは日本人で海外に行く人が増えている面もあるけど、やっぱ伸び悩んでいるという点に関して、これは観光庁、どう分析していらっしゃるんですか。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。日本人の海外旅行者数でございますけれども、大体西暦二〇〇〇年以降は増減を繰り返してきているというふうになっております。近年においては、二〇一二年の日本人の海外旅行者数が千八百四十九万人と過去最高値となっておりますが、また、二〇一六年の日本人の海外旅行者数は一千七百二十万人ということで、対前年比で五・六%の増となっております。

日本人によります海外旅行は一般にもう成熟した市場であると考えられておりますけれども、このような各年ごとの変動につきましては、様々な国際情勢でございますとかその時々の社会的な状況が影響しているのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○福島みずほ君 日本に来る外国客が増えることは本望に望ましいことですが、日本の人たちが海外に行ったり、日本の国内でもっとと旅行ができるように、これ、統計を調べると、やっぱ消費税や、おっしゃった景気やいろんなことにもすぐく左右されるということを非常に思っております。

ます。

やっぱテロがないとか安全であるとか、観光産業はまさに平和産業ですから、その意味でも、平和の実現や、みんなが安心して行ける、そのための雇用や収入の保障、それは、厚生労働省はまさに労働も担当されるわけで、是非その点をお願いし、私の質問を終わります。

○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよでございます。今日はトリでないで、ちよつと安心して質問させていただきます。

私は、この旅館業の様々な定義を見ておりまして、まだまだ疑問になっていることがございますので、まずそこを取り上げさせていただきます。この旅館業法の営業許可を必要とするかどうか、どのような基準で判断なさっているんでしょうか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。旅館業法上、旅館業を行う場合には、原則として都道府県知事等の営業の許可を受けなければならぬとされているところでございます。ここでいう旅館業とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業をいうとされているところでございます。また、人を宿泊させる営業に該当するかどうかについては、都道府県等において、施設の管理、経営形態を総体的に見て、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められるものであることや、また、施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであることといった要件に合致しているかどうかによって判断されるものと考えてございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。今回のこの法改正も民泊で大きく動きました。しかし、民泊以前にもっと問題があったんじゃないですかということなんです。

ネットカフェはこの旅館業法の営業許可を必要としますか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。ネットカフェは、通常、机、椅子やインターネット用のパソコン等の設備の使用料のみを徴収

しましてこれらの設備を利用させる形態でございまして、宿泊料相当の費用については徴収していないと考えられることから、一般的には旅館業に該当しないものと認識してございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

民泊に泊まらずに、今ネットカフェを利用するような若者、そして海外の方が多くいらっしゃるのにも既に把握していらっしゃると思えますけれども、このネットカフェの宿泊利用実態調査というものをやっていらっしゃるんですか。全国で何か所ネットカフェというものがあ、何人が利用しているのかという調査についても報告いただけますか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

厚生労働省においては、過去にネットカフェ等を対象として住居喪失不安定就労者の実態調査を行ったことがございますが、先ほど申しましたように、ネットカフェは、宿泊料相当の費用を徴収しないと考えられることから一般的に旅館業に該当しないため、そういった宿泊施設という観点からその実態調査を行ったということはないので、把握できてございません。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。これ、資料一に付けております。これは十年前の調査です。十年前の調査で既に六万人の方が一日にネットカフェに宿泊していらつしやるということが分かっています。オールナイトの利用と書いてありますけど、オールナイト料金というのが設定されていまして、宿泊と同じですよねということなんです。

こういう形で若者そして海外の方がこういうところを利用している、この実態は全く今把握もなされていない、かつその手当てもなされていない。でも、この時点で六万人がオールナイト利用しているというのが分かっているのに、なぜこれを放置してきたのでしょうか。私は不思議でなりません。

大臣、これも一回しつかりとこのネットカフェの実態についても調査をする、そして、も

し、やはりこれ、宿泊というようなこと、カテゴリーの中に入ると判断するのであれば、この旅館業法の適用自体をしつかりと見直していくべきだと私は考えておりますけれども、御意見いただけますでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 言い方の問題かもしれませんが、ネットカフェであっても、旅館等と同様に利用者に例えば寝具を提供したり、あるいは宿泊料を受ける形態で営業されていれば、名前が何であろうとそれは旅館業法の適用対象になるというふうに思います。

しかし、そのような形態を取らずに営業されているネットカフェで、たまたまそこで夜を過ごすことができるとしても、これは直ちに旅館業法の適用にはならないのではないかと。例えば、そういったものにおいて、深夜喫茶とか、ネットカフェと一緒かもしれないが、あるいはカラオケルームとかいろんな、あるいは居酒屋とか、様々な形態がありまして、じゃ、それが旅館業法の適用かという、必ずしもそれは言えないんじゃないかというふうに思います。

不特定多数の利用者が入れ替わり立ち替わり訪れるような営業形態、また、多岐にわたるゆえ、特に旅館業法について、旅館業法が適用されるというのは、単に利用者が夜を過ごすということではなくて、先ほど申し上げた公衆衛生の確保の観点から、そこで提供される寝具を媒介して感染症の感染率が高まるのではないかと、こういった観点からでございます。

ですから、例えばネットカフェ、旅館業に該当しなくても、例えば利用者に飲食物を提供すると、こういった場合には食品衛生法に基づく営業許可を受けるなどの規制を遵守してもらわなければならないわけでありまして。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。だから、その考え方がもう古いのではないかと。言っているんです。シャワーがあります。その辺りにいろいろな本だとかネットだとか、もう泊まれるような形でフラットなシートが既にもう準備

されているようなところもあるんですね。これで泊まると言わずして何と言ったらいいんでしょう。

実際にここでも六万人の方が泊まっていられしやる実態、そして、住宅がないような皆様方が不安定な住宅としてここを利用していらつしやる実態というものが分かってきている。じゃ、ここにどうやってメスを入れていくのかということ、私は厚生労働省の重要な役割だと思いますけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 今申し上げた旅館業法としてのアプローチの仕方と、結果的に泊まるどころもない、そういった意味での貧困という観点からのアプローチ、それは両方あるんだろうというふうに思います。

ですから、旅館業法としてのアプローチは先ほど申し上げたということだと思います。ただ、泊まる方がない、その方のそういった状況、またその方の雇用がどうなっているかも含めてそれをしてしっかり把握して対応していく、これはまた別途の視点に立った厚生労働省の仕事だというふうには思います。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

しかし、そこに泊まっていられしやること、泊まるだけではないというふうに大臣はおっしゃるかもしれませんが、結局そこで寝ている、で、そこからまた媒介をする、その衛生上のといったら、同じ問題なんですよ。余計それが、ベッドのシーツがないというふうなところで不衛生になっっている可能性は高いと思います。シャワーについてもそうです。そういうものが設置していられしやるところ、大変多いと思います。地方に行けば様々なところでそういうものが、シャワーありますというのをもうたつていられしやいます。実態はそうなんでも、結局制度の中に、その抜け穴のような形で、結局オールナイト料金、結局宿泊料ではないですというふうな、こういうものをこれからは厚生労働省として取り組んでいただきたい、私のその願いの一つとして

ていただきたいと思っています。

〔委員長退席、理事石田昌宏君着席〕

では次に、ちょっと時間もございませんので、好事例も紹介させていただきたいと思えます。資料二、資料三に付けております。

最近では、ブックカフェ、ブックホテル、新たな展開というものも実はあるんだということ、でございいます。これは地域活性化にも生かされている一事例でございます。

資料二、これが佐賀の古湯温泉で、泊まれる図書館というものが、眺め、カフェというものがオープンいたしまして、温泉そして本、その中で泊まれる。若者に大人気だそうなんです。こういう形で新しい付加価値というものが、我々が今まで泊まるといったようなものでもなく、様々なところに見出していらつしやるような事業者もいらつしやいます。新しいこれはビジネスモデルとして、世界でも例がないそうです。

次、資料三、これはブック・アンド・ベッド、泊まれる本屋、これは都市型でございいます。ドミトリ型、これは宿泊施設でございまして、これ二つともちゃんと合法的にやつていらつしやいます。

ので安心して私も出させていたいておりますけれども、これは都市生活者が必要とする自宅、職場に次ぐ第三の居場所としてその場所を提供されているということ、大変これも女性、そして日本人の、海外の方の宿泊ももちろんのこと、近郊に家を持つていてもこういうところで一晩過ごされる方が多いということがデータからも分かっています。

やつぱりこういう形で、様々なアイデアで実は泊まる、宿泊といったようなものもビジネスチャンスになるかと思うんですけれども、この新しい地域活性化の観点から、もっと私は大臣にも応援をしていただきたいと思うんですけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 旅館業法、これは昭和二十三年施行されて、これは多くの方々が入り居る場所ということで公衆衛生を確保していく、

あるいは国民生活の向上と、こういった観点から様々な規制が設けられてきたわけでありましてけれども、これらの規制の中には、社会情勢が随分変わる中で、必ずしも実態あるいは利用者のニーズ、あるいは現在の衛生水準を図るテクノロジーといいますが、そういった意味からいって乖離したのも出てきておりまして、今回はそういったものを踏まえて規制を変更させていただいたわけでありまして。

実際、今回の規制緩和で、今お示しのあったこの泊まれる本屋さんとか、あるいは、これまで泊まれる部屋の数を制限していたんですけど、例えば古民家を改装して一部屋か二部屋でもうそれなりなおもてなしをしてサービスを提供すると、こういうこともできるようなってきているわけでありまして、そういった意味で新しいニーズに対応して新たな挑戦をしていきたい、営業をしていきたい、そういった方々にもその可能性を開くことにつながり、また、そうした施設ができれば、これは地域の活性化にも私は資するということ、に思っております。

もちろん厚生労働省として、この旅館業法の目的で公衆衛生の確保とそして国民衛生の向上と、これは法律の理念でありますけれども、それは踏まえつつも、消費者の多様なニーズに応じて、そして多様なサービスが展開できるように、これはしっかりと不断の見直しを行うとともに、そうした健全な旅館業あるいは宿泊業が展開されるように我々も努めてまいりたいと思えます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

〔理事石田昌宏君退席、委員長着席〕

次は、水嶋次長にお願いしたいと思います。私も、やつぱりいろいろなネットを検索をいたしましたら、やはり住宅宿泊仲介業、これ海外のサイトも大変多いと思えます。これ日本に事務所がないなど思うようなところもございまして、実際に観光庁長官の登録を受けていないところもますますこれから増えてくる可能性もあると思えます。

どのように把握するのか、どのように登録を促していくのか、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。日本に事務所のない仲介業者の実態の把握につきましては、これらの業者が運営するサイトなどを通じて情報収集をまずは行ってきたところでございますが、また、観光庁といたしまして、可能な範囲で直接業者と連絡を取りまして実態の把握に努めてきたところでございます。

住宅宿泊事業法におきましては、住宅宿泊仲介業を行うとする者は観光庁長官の登録を受ける必要があると規定されているところでございますが、このことにつきましましては、日本に事務所のない事業者に対しては、これまで接点がありました事業者に対しては直接周知を行つていくところでございますし、また、それ以外でもホームページなどを通じて、この登録が必要であることを広く周知を図つてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

しかし、やはり自分の国の言葉で予約できるとなるとどうしても、もしかしたら私どもの手の届かないような事業者も増えてくるかと思えますけれども、どのような形で把握を更に努めていかれるのでしょうか。今まで接点があったところでは分かりやすいけれども、更に増えてくるということ、この二〇二〇を踏まえた上でございいますけれども、いかがでございましょうか。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。

これまでより、先ほど申し上げましたように、いろいろなルートで情報収集をいたしまして、相手方を特定して連絡を直接取るという努力を努めてきたわけではございますけれども、それ以外にもホームページ等を通じて広く周知を図つてまいりたいということでございます。

なお、この住宅宿泊事業法におきましては、住宅宿泊事業者が仲介を委託しようとするときには、登録を受けた住宅宿泊仲介事業者への委託が義務付けられておるところでございます。

この義務に違反した場合には罰金などが科されるということでございます。このため、登録を受けていない仲介事業者は住宅宿泊事業者から物件の提供を受けられないということでございます。で、事実上、市場から淘汰されていくことが期待できるのじゃないかなということでございます。このことも住宅宿泊仲介事業者の登録を促すことにつながっていくんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

私は大変不安でございます。実は、ある日、中国人の家族が大きなトランクを二つ引いて、私のうちの近くをうるちよろしてました。結局、こういう中国の仲介業者が紹介してくれたところがどこか分からない、ホテル名は、分からない、ここだつて言つてGPSを指す。その 아이폰 だけが頼りなんです。結局、そこに行つてみたけれども、どうもそういうものは宿泊施設ではなかったというので大変困つていらつしやるんですね、言葉が通じないです。

ですから、しっかりとやはり私も受け入れる立場として、日本人がもしかしらそういうしたことに加担しているんじゃないかと思われと心外でございますし、これからもっと増えていくトラブルをどうやって処理をしていったらいいのか、しっかりと私は観光庁に責任を持っていたきたいと思ひます。ワンストップで相談ができる窓口でしたり、海外に向けて先に手引書を発行していく等々、様々な工夫がこれから余地があるかと思ひますけれども、どのようなことをお考えでいらつしやいますか。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、いわゆる民泊に関連いたしました利用の方自身あるいは周辺住民の方々が不安になるようなことを極力回避していく必要があるだろうと。万一トラブルに遭遇したような場合に、そういった当事者の方々がどう対応していくべきか困惑する可能性もあるんだらうというふうに考えております。

このため、委員御指摘のとおり、ワンストップの相談窓口を設置するということが大変有効なかなと考えておまして、現在ワンストップ窓口の設置に向けた準備を進めておるところでございます。また、こういった窓口を通じて様々な情報が把握することが可能ではないかなと思ひております。そういった情報を把握することによりまして、必要に応じて所管の行政庁によって連携を取りまして適切な指導監督を行つてまいりたいというふうな考えておるところでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

こういうところが正しい宿泊の在り方なんだよということなんかも先に様々な言語で情報を提供いただきたいと思うんですけども、手引書のようなものを作成するというところをどう考えでいらつしやいますでしょうか。お願い申し上げます。

○政府参考人(水嶋智君) 様々な方法を通じて周知を図っておきたいと思ひておりますし、ホームページなどにおいて周知をするということのほか、御指摘ございましたような方法についても検討してまいりまして、幅広い周知徹底を図つてまいりたいと思ひておるところでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

多分御理解いただいていると思うんですけども、質問中は集中していただければと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

大臣にもお願ひしたいと思ひます。今回こうやつて二本の法案が別の省庁から出てくるということ、私は実際にこの旅館業法の改正について周知がなされるのかと。もちろん周知はしていただくんでしょけれども、それ以上に民泊というような言葉が躍つてしまひまして、住宅宿泊事業法の方に、陰に隠れてしまひとこれは私は大変なことになってしまひと思ひますけど、どのような方法を通じて国民の皆様方、若しくは海外もそうですし、様々な皆様方に働きかけていただひますか。

○国務大臣(加藤勝信君) 違法民泊を取り締まると、そして健全な民泊事業者を育成をしていく、

そしてさらには、旅館、ホテル、民泊によって多種多様な海外、また国内の方の旅行ニーズに合った宿泊サービスを提供していくようにするために、この今回の旅館業法の改正法案、この周知、極めて大事だと思ひておられます。

この法案を成立させていた後において、旅館業法の改正内容の周知のため、都道府県等の担当者を集めた自治体向けの説明会、また、旅館、ホテルの営業者等にも今回の改正内容を正しく理解していただくよう、これは関係団体と協力をしてしながら丁寧な周知を図り、この住宅宿泊事業法、隠れる隠れないじゃなくて、住宅事業法とともに今回の旅館業法、今は案でありますけれども、その内容について啓発、万全を期していきたいと思ひます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

石井議員の先ほどの質疑にもございましたけど、やっぱりしっかりと観光庁の枠の中に、情報共有の中に厚労省も入れていただけるぐらいに私は周知していただきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○委員長(島村大君) 次に、足立君の残余の質疑を行います。

○足立信也君 足立です。延長戦ですので、落しどころを私は探りたいと、そのように思ひます。

そこで、水嶋次長、午前中の質疑の内容なんですけど、現行の旅館業法、それから国際観光ホテル整備法、どちらも第二条に定義があつて、ホテル業と旅館業の定義があるわけです。ほぼ一緒ですよ。それを旅館業法の定義だけを変えると、今法的安定性、お互いに法律ですから、それでいいんですかという質問で、ですから、まず最初にお聞きしたいのは、今回の旅館業法の改正に当たり、厚生労働省から観光庁の方にこれは相談があつたんですか。

○政府参考人(水嶋智君) 協議の上でこのような

法案になっておるところでございます。

○足立信也君 協議したと。

これ、私が思うには、やっぱりこれ規制改革会議からの意見に基づいて、そして恐らく、厚生労働省、旅館業を何とか規制緩和しようという話になって、結局、法律が二本あつてダブルスタンダードみたいな形になっていくんじゃないかとやっぱり思うんですよ、私が思うのはですね。そう言つて失礼だけれども、これ、定義が二つの法律にあつて、あちらもいじらないとよくないんじゃないかなということに厚労省の方は気付かなかつたんじゃないかと私は思ひておられます、正直言つと。

観光庁としては、午前中からのいろいろな質疑に当たつて、これは国際観光ホテル整備法の中のホテル業と旅館業の定義のことについて、旅館業法の改正に合わせるような検討をこれから考えているかどうか、その点についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。

国際観光ホテル整備法は、旅館業法で設ける基準を満たした上で、さらに訪日外国人客の受入れを促進するために、旅行者の接遇充実などの観点から旅館業法上の基準を上回る設備基準を求めているものでございますが、いづれにいたしましても、今回の旅館業法の改正の趣旨を踏まえながら、旅館業法と国際観光ホテル整備法におけるホテル、旅館の定義について現場で混乱が生じないよう、厚生労働省とも連携しつつ、実態を踏まえ、適切な対応を図つてまいりたいと思ひておるところでございます。

○足立信也君 同時にやるべきだと思ひてはおりますけれども、今後対応するということでしたら、そこで私は納得いたします。

あと、この旅館業法に関連して、実は全部で一問、旅館業法だけでも四問用意していただひますが、ちよつとこの第一問目でここまで掛かつてしまつたので飛ばします。二番、三番飛ばします。せつかく高木副大臣に答弁を求めたので、この点

だけ質問をしたいと思うんです。

私、冒頭言いましたように、再来年のラグビーワールドカップ、これ日本全国相当な、外国から訪日されると思います。それから、オリンピック・パラリンピックは七月、八月、九月ですね。ワールドカップは九月二十日からなんです。九月二十日って、今年をいうと台風被害で大変だったんです。それから、集中豪雨ももちろんあるし、大体九月の二十日前後って残暑が物すごいんですよ、大分の人間としては。

私は、今のところ通知でホテルは暖房が義務付けられていると思いますけれども、暖房設備、これは宿泊されている方の健康面から考えても、あるいはいろんな災害が起きたときのことを考えても、私は冷房設備要件というの必要じゃないかと思えますよ。この点についてどうでしょう。

○副大臣(高木美智代君) ただいまの委員の御指摘、多くの方たちが心情的には共有しているテーマだと思っております。

その一方で、今回の旅館業法の改正につきましては、もう既に御承知のとおり、和風、洋風といった様式の違いによる規制を撤廃し、また利用者の多様なニーズに添えていくということ、また政令等におきましても、最低客室数また寝具の種類の規制を撤廃するなどの大幅な規制緩和を図るものとしております。また、その一方で、平成二十八年十二月六日の規制改革推進会議におきましては、入浴設備の具体的な要件などの規制については、公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明し得る最小限のものとするべきとの意見が出されたところでございます。

ただいまのこの委員の御指摘でございますが、高温多湿な気候への対策が必要という御指摘はもうごもっともと思っておりますが、この冷房設備につきましても、全国広いこともあり、夏でも涼しい地域もあることを考えますと、一律に構造設備基準として定めるまでもなく、それぞれの地域の実情に応じて事業者の通常の集客努力の中で適

切に対応していただけるものと考えております。

○足立信也君 最初に気持ちには共有すると、多くの方がおっしゃっていただいたのでそれでいいと思えますが、あえて言います。やはり私は、一番心配なのはパラリンピックなんです。この応援者なんです。知覚障害とかあるいは下半身不随の状況であつたりすると、これ体温の調節機能が落ちていくわけですよ。これは非常に危険だと思えますので、まあ、当然地域による特性はあると思えますけれども、ここは考慮していただきたいと、そういうことを申し上げておきます。

年内に何とかこれ解決しなきゃいけないと私は思っているテーマがありますので、ちよつと旅館業法から離れてしまいますけれども、残った時間、何とかそれを確認したいと思は思っています。

二十六年四月、それ以前もそうでしたが、その四月以降、厚生年金基金の解散がずっと続いております。この厚生年金基金の解散によって責任準備金の算出、これをしなきゃいけない。そのためには記録を突合していかなくちゃいけないということがあつたわけです。記録を突合して最低責任準備金の確定をして、残余財産の確定をして分配金が決まると、こういうふうになるわけですから、私も、地元の方によると、もう二年全く確定ができない。聞くところによると、更に一年以上が掛かるだろうと言われていて、非常に遅いんです。遅くて、実際にいただけるはずなのでもう宙に浮いているわけです。これを何とかできないかというこの質問なんです。そういう実態、一年半あるいは一年以上掛かって分配金が確定されない、解散したけれども、というのとはどれぐらいあるんでしょうか。

○政府参考人(木下賢志君) 今委員御指摘にございましたように、解散した場合はまず責任準備金の額の算定作業といったものがまず掛かりまして、それが非常に時間を要するわけですから、その上で残余財産の確定をする必要があるというところでございます。

解散から平均的にどの程度要するかと申し上げますと、基金によりばらつきございますけれども、おおむね一年六か月程度というのが標準でございます。もう少し細かく申し上げますと、先ほど御指摘にあつた法律に基づいて、平成二十六年四月以降に解散をして本年の十一月末までに残余財産を確定させた百四十一の厚生年金基金でございますけれども、それを調査いたしましたところ、おおよそ半数の七十二基金が一年六か月以内に残余財産を確定させていた。一方で、おおむね一割の十一基金が確定までの期間が二年を超えていたところというところでございます。

○足立信也君 一割が二年を超えている、私の地元だともう三年になりそうだという話。解決策として、このやめられた方にその法人としては、代わりという表現じゃないですけども、相当する額をお渡ししたいんだと、困っているんだと、宙ぶらりんになっていてですね。お渡ししたい、でも、そのお渡しした部分、後で分配金が確定されてその個人に行くわけですから、法人には返ってこない。これは法律上できないと、これはもうお聞きしました。

だとしたら、一旦法人がその該当する方に相当額をお渡しして、そして、後で分配金が確定されて個人にそのお金が渡つたら相当部分を法人の方に返すという、そういう契約を結ばば、ずっと、三年とかそれ以上ずっと待っているの、ではなくて、今現在も払えるんだけれどもという提案に対しては、それは可能なんですか。

○政府参考人(木下賢志君) 今委員御指摘ございましたように、分配金は、まずは基金の年金受給権の保護の観点から、法律上、基金から加入者に直接払うということがまず大原則であります。その上で、今御提案のありましたように、基金から分配金が支払われる前に法人が任意で退職者に分配金を、相当する、見込まれる額を支給しました上で、分配金が厚生年金基金から退職者に支払われた後に退職者から法人に同額を返還するというようににつきまして、個々の退職者と法人で取決め

などにより合意を得た上で行うことは可能かと考えております。

○足立信也君 分かりました。可能だと、市民の契約を結ばないといけないことで、これで大分安心される方は増えると思いますので、それを是非伝えたいし、全国のそれでお困りの方はそういう方法があるということを理解していただきたいと思ひます。

次に、私、大分で救急ワークステーションというところを視察してまいりました。これは、救急救命士の救急救命処置の実施というのはもう継続的な再教育が必要だと、皆さん当然お分かりだと思ひます。でも、今までは年に一回ぐらいしか研修できなかったんです。それでいきなり現場に行つて救命措置をやれというのは大変なことなんです。

この派遣型の救急ワークステーションというのは、大分市では県立病院とアルメイダ病院の二か所、去年の四月からやっているんですね。輪番制で病院で研修しながらそこから出勤するという形で、月に、今まで年に一回ですけど、月に三回ぐらい研修できていると、非常に評価が高いです。今年の四月からは別府市、今、日田市も竹田市も是非これをやりたいというふうなことになると思います。

問題は財政措置なんです。せっかくいい試み、救急救命士側も、それから教えている医療者の側も非常に評価は高いのに、財政措置が非常に極めて乏しいということを聞いています。

そこで、消防庁と厚労省に、この財政措置の内容容について簡単に教えてください。

○政府参考人(猿渡知之君) お答え申し上げます。ただいま御指摘の救急ワークステーションは、御指摘のように医師を救急車に乗せて現場出勤を行うこともできますし、救急隊員が医師から直接的な指示や指導、助言を受けて実習を行うことが可能となり、最新の知識や技術の向上を図ることも、医療機関の連携が図られて救急活動体制の

更なる向上に大きく資するものと考えられております。この救急ワークステーションに要する経費につきましては、病院実習の経費として、市町村分の普通交付税の救急業務費に含めて財政措置をいただいております。

いづれにいたしましても、大分県を始め高い効果が現れていると伺っておりますので、このような事例を広く紹介することなどによって地域の救急業務の水準向上に改めて努めてまいりたいと考えております。

○政府参考人(武田俊彦) 厚生労働省側の支援措置について御説明をいたします。

厚生労働省におきましては、救急救命士実習受入促進事業という事業を実施しております。救急救命士を受け入れて実習を行う病院に対して必要となる指導医などの人件費を支援しております。今御指摘のありました救急ワークステーションにおいてもそのような実習を行う場合にはこの補助金の活用が可能となっております。

○足立信也君 今の武田さんの補助金ですけれども、これ、一か所百三十六万九千円というふうには聞いていますが、EPAの介護、看護師さんなどもそうですし、今回技能実習もそうですが、どんどんどんどん受け入れる側、受け入れる人を増やしていく、その方々に対する教育指導は誰がやるのかと、同じ人員でやるわけですよ。働き方改革で大問題になっているのに、受入れだけ増やそう増やそうと、そこで教える側はどうなるんだ。

これ、両方非常に高く評価している。でも、そのために人員配置すらできないんですよ。通常の救急の業務をこなしながら救急救命士を指導して研修する、その分の人すら雇えない、こういう状況ですよ。やっぱり働き方はもっと悪くなっている。大変いい事業なだけけれども、やっている人たちはつらいですよ。これがどうしてそれぐらいの財政措置でとまってるのか。

例えば、今消費税の使い方の一つで医療介護総合確保基金ってありますね。医療九百億、介護七百億、これ使えないんですか。

○政府参考人(武田俊彦) ただいま御指摘のありました地域医療介護総合確保基金でございますけれども、この地域医療介護総合確保基金につきましては、限られた予算を効率的に活用するという観点から、ほかの補助金の対象になっていない事業には活用しない、こういう整理になってございますので、本件御指摘の事業につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、救急救命士実習受入促進事業という形で医療提供体制推進事業費補助金という統合補助金の一つとして補助事業として実施されておりますので、この基金の方の活用は困難であると考えております。

○足立信也君 そう言うんですよ。とてもとても金額的に足りない事業があるから、総合確保事業ですよ、医療、介護のね。その基金が使えないというのは何なのということになるんです。

であるならば、二〇一四年、一五年、一六年度の医療、介護それぞれのこの基金の執行率はどれぐらいですか。

○政府参考人(武田俊彦) 御指摘の地域医療介護総合確保基金でございますけれども、これは国から都道府県に財源を交付いたしましたので、各都道府県において病床の機能分化、連携に関する事業などを実施しているものでございます。

御指摘ありましたように、二〇一四年度、平成二十六年からこの基金が設置をされておりますので、二〇一四年度から二〇一六年度まで見ますと、各年度九百四十四億円が都道府県に交付をされております。この交付された資金をしまして都道府県において事業を実施するわけでございますけれども、この基金におきましては複数年度でこの基金を活用することが可能になっておりますので、都道府県におきましても複数年度で活用する計画を立てて順次事業を実施しているとところでございます。

このため、直近の二〇一六年度末時点の執行状況ということで確認をさせていただきますと、二〇一四年度から二〇一六年度まで、交付額は各年度九百四十四億でございますので、合計二千七百十一

億円を各都道府県に交付をしたところでございます。二〇一六年度末の時点での執行額は千七百二十八億円となっております。執行率は六割を超えている状況でございます。この二〇一六年度末の時点で執行されていない金額でございますけれども、これは平成二十九年以降に実施する事業に充てることを予定しているものでございまして、各都道府県において計画的に実施されているというふうに認識をしております。

○国務大臣(加藤勝信) まず、救急医療に対して力を入れていかなきゃいけないという委員の御指摘、そのとおりだと思います。それから、今、委員と私どもの事務局とのやり取りを聞いて、まさに委員と同じことを私の脳裏にも浮かんできたわけがあります。ただ、済みません、その状況でありますから、今の段階で確定的なことを申し上げるというわけにはいかないと、思いますけれども、ただ、現在やっている救命救急士実習受入促進事業の規模というのはそんなに大きくないわけでありまして、それに対して確保基金というのは相当、当年度以外、数年度掛けてやりますから、今、執行残が全部余っているというわけではないと思います。

二〇一五年度及び二〇一六年度におきまして、それぞれ各年度七百二十四億円を都道府県に対して交付しております。都道府県における各年度の執行状況でございますけれども、介護分につきましては複数年度で活用することが可能となっております。初年度の二〇一五年度の執行額は三百二十五億円、執行率は四五％。二〇一六年度につきましては、現在、各都道府県に對しまして調査中でございます。

○足立信也君 医療局長の方は一四から一六、トータルで言われましたけど、この時点で一千億使われていないということですね。二〇一五年の執行率は、医療については四六％だと。それから介護については二〇一五年のしかなかったけれども四五％だと。半分以下なんですね。もう単純に考えて分かるのは、これは、使い勝手が悪いのか、何に使用していないか分からないかということだろうと思います。これは後で聞きます、後で聞きますが、さっきの医政局長の答弁と併せると、やっぱりあの補助金をやめたらこれ使えるんじゃないですか、さっきの理屈からいくと。私はそう思いますけれどもね。

○足立信也君 医療局長の方は一四から一六、トータルで言われましたけど、この時点で一千億使われていないということですね。二〇一五年の執行率は、医療については四六％だと。それから介護については二〇一五年のしかなかったけれども四五％だと。半分以下なんですね。もう単純に考えて分かるのは、これは、使い勝手が悪いのか、何に使用していないか分からないかということだろうと思います。これは後で聞きます、後で聞きますが、さっきの医政局長の答弁と併せると、やっぱりあの補助金をやめたらこれ使えるんじゃないですか、さっきの理屈からいくと。私はそう思いますけれどもね。

○足立信也君 もう浮かんだことは一緒だとおっしゃったのでね。そうなんです、やっぱり非常に評価の高い内容の事業を、これがやっぱり現場にいる方々に負担のできるだけという形で使えるところを考えていくというのは当然のことであって、一つの事業があるから、それが邪魔しているんだから、そこはもう思い切り切っちゃおうというの、一つの考えだと思いますので、それは期待したいと思います。

○足立信也君 もう浮かんだことは一緒だとおっしゃったのでね。そうなんです、やっぱり非常に評価の高い内容の事業を、これがやっぱり現場にいる方々に負担のできるだけという形で使えるところを考えていくというのは当然のことであって、一つの事業があるから、それが邪魔しているんだから、そこはもう思い切り切っちゃおうというの、一つの考えだと思いますので、それは期待したいと思います。

○足立信也君 もう浮かんだことは一緒だとおっしゃったのでね。そうなんです、やっぱり非常に評価の高い内容の事業を、これがやっぱり現場にいる方々に負担のできるだけという形で使えるところを考えていくというのは当然のことであって、一つの事業があるから、それが邪魔しているんだから、そこはもう思い切り切っちゃおうというの、一つの考えだと思いますので、それは期待したいと思います。

酬の話、今日ずっと出ておりますが、そこで、一千三百億以上捻出しなきゃいけないという使命のある中で、消費税分とはいえ、とはいえ、さっきの執行率が五割に満たないこの基金ですね、毎年九百億、七百億、ここはどうするかということはやっぱり考えた方がいいんじゃないでしょうかね、無尽蔵にあるわけじゃないですから。

そこを確保しておいて、まあそういう言い方は失礼かもしれないけど、前回、前々回ですか、診療報酬マイナスイラス改定だけれども、この基金があるからいいじゃないかみたいな話もありましたけれども、私は、実際に使い勝手が悪かったりということとを考えたら、ちよつと本末転倒きみなどところがあるんじゃないかなと私は思います。

そこで、この基金は当初、まあ財務当局というところであれかもしれませんが、厚生労働省としては、期待した使われ方あるいはこの基金の本来の持つべき価値、そこが果たされているか、それはどうお考えになりますか。それをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(加藤勝信君) 基金に関しては、今それぞれの都道府県で様々な計画を出していただいて、それにのっとって交付をし、また執行されていると、こういう状況だというふうに思っています。ただ、今お話ありましたように、執行残があるということも含めて、さらに都道府県等からいろいろな事情をお伺いさせていただきながら、有効活用をしっかりと図っていくよう、引き続き努力をしていきたいと思っております。

○足立信也君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(島村大君) 他に御発言もないようです。から、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(島村大君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、三原じゅん子君が委員を辞任され、その補欠として藤木真也君が選任されました。

○委員長(島村大君) これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

旅館業法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(島村大君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、石橋君から発言を求められておりますので、これを許します。石橋通宏君。

○石橋通宏君 私は、ただいま可決されました旅館業法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・こころ、民進党・新緑風会、公明党、日本維新の会、希望の会(自由・市民)及び無所属クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

旅館業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、違法な民泊サービスが広がっている現状に鑑み、引き続きその実態の把握に努めるとともに、地方自治体が無許可営業者等に対する十分な指導・監督を行うことができるよう、保健所を始めとする関係部局の人員確保を含む体制強化のために必要な支援を行うこと。

二、本法の施行に当たっては地方自治体における条例改正等が必要となることから、地方自治体が円滑に対応できるよう、速やかに政省令等を示し、丁寧な周知を行うこと。

三、二〇一九年ラグビーワールドカップ、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを控え、訪日外国人観光客の当面の更なる増加が見込まれる中、利用者の需要の高度化及び多様化に対応した施設やサービスの充実、とりわけ防災設備や避難・誘導体制の外国人対応の強化などを促進し、

地域活性化の観点からも旅館・ホテル営業の健全な発展を図るため、本法の施行状況を踏まえつつ、旅館業に係る規制の見直しについて罰則も含め引き続き検討すること。

四、今後、旅館業に係る構造設備の基準等の規制全般についての見直しを検討する際には、議論の方向性が真に旅館業の健全な発展に資するものとなり、旅館業の安全・衛生面での水準や、周辺住環境、旅館業に従事する労働者の労働環境、健康等を損ねるものとならないよう、十分に留意すること。

五、いわゆるネットカフェ等に見られるような事実上宿泊できる施設に関し、必ずしも旅館業法が適用されていない事例が指摘されていることに鑑み、利用の実態に応じて旅館業法を適切に適用すること。

六、今回の旅館業法改正の趣旨に鑑み、旅館業法と国際観光ホテル整備法におけるホテル・旅館の定義について現場で混乱が生じないよう、実態を踏まえ今後適切な対応を図ること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(島村大君) ただいま石橋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(島村大君) 全会一致と認めます。よって、石橋君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、加藤厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。加藤厚生労働大臣。

○国務大臣(加藤勝信君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、努力してまいります。

○委員長(島村大君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(島村大君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局長宮本真司君外三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(島村大君) 社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜口誠君 午前中に引き続き質問させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

私は、C型肝炎救済特措法に関連をいたしました質問をさせていただきたいというふうに思っています。

まず最初に、C型肝炎ウイルスに感染する可能性のある特定の血液製剤、これを投与された方は、これはメーカー側の推計なんですけれども、メーカー側の推計では二十八万人ぐらいおられるという状況であります。

そんな中で、自分はその血液製剤が投与されたのかどうか、要は本人にそういった実績があるかという点を確認させていたいただきたいというふうな思いをしております。まだ告知できていない人がいるのであれば、その人たちに今後どういうような形で投与実績というのを掘り起こして告知してい

くのか、今後の進め方についてもお伺いをしたいというふうに思います。

○政府参考人(宮本真司君) ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

先生御指摘のとおり、フィブリノゲン製剤のメーカーの推計によりますと、製剤を投与された方が約二十八万人とされております。同じくこのメーカーの推計によりますと、この二十八万人の方のうちC型肝炎ウイルスに感染されたという方は推計値で一万八千人ということになっております。

これまで、その告知関係についてでございますけれども、厚生労働省におきましては、フィブリノゲン製剤が納入された医療機関の名称等を公表するとともに、フィブリノゲン製剤を納入した医療機関に対して、カルテなどの医療記録の保管期間を延長すること、それから医療記録からフィブリノゲン製剤が投与されている事実を確認していただきたいということ、それから確認された方へのお知らせと肝炎ウイルス検査の呼びかけをしていただきたいということにつきまして、文書あるいは厚生労働省職員の見問によりまして要請してきております。これらの取組によりまして、二十九年六月末現在、本年六月末現在で、フィブリノゲン製剤の投与が判明し、お知らせできた方の数は九千八百八十三人となっております。

また、今後、この投与された方につきまして告知が行われるようにするためにどうしていくのかという御質問もいただきました。

それにつきましては、一つは医療記録の確認作業。カルテ等の医療記録の確認作業が進んでいない医療機関に対して、今後、速やかに厚生労働省から文書又は電話によりまして、今御審議いただいておりますけれども、給付金の請求期限が延長されますれば、まずはその給付金の請求期限が延長されたということを御連絡しなければいけないと思っておりますし、また改めまして、医療記録の保管期間を延長してほしいと、捨てないでほしいということ、医療記録からの投与事実の確認や確認された方へのお知らせ、あるいは肝炎ウ

イルス検査の呼びかけを行うように要請するほか、自らの負担で投与の確認作業を進めた医療機関といったものが幾つか大きいところも含めましてございますので、そこにおける取組事例、医療機関の要請に基づいて弁護士が確認作業に協力した事例などがあるということを紹介いたしますし、医療記録の確認作業を促してまいりたいと思っております。

また、投与が判明した場合であっても約五〇％の方は患者や遺族にお知らせができていない状況にございますので、その主な理由というのが、連絡先が不明であるとか、あるいは連絡が付かないということになっております。こうしたことから、連絡先が不明の場合、一部の医療機関では連絡先の調査を自ら実施するというものもしておりますけれども、医療機関のみの力で患者の追跡を行うことにはやはり限界があるということもございます。このような場合につきましては、弁護団の御協力も得ながら医療機関から投与判明者にお知らせを進めるよう、医療機関側に促してまいりたいと思っております。

さらに、やはりなかなかその告知が進まないというところで考えますと、厚生労働省のホームページで対象となる血液製剤を納入していた医療機関の名前が既にアップされておりますけれども、これを引き続き周知すると。御存じない方もいらつしやいますので、そういったものがアップされているということ。また、それら医療機関において、その製剤の投与を受けた可能性のある方に肝炎ウイルス検査の呼びかけを行うということで、告知ができない方であっても、特定のフィブリノゲン製剤を打った方が肝炎ウイルスに感染しているかどうかを早期に見出し、また感染している場合には早期に治療になるようにつなげてまいりたいと思っております。

○浜口誠君 ありがとうございます。

今の実態聞くと、メーカーの推計ですけれども、二十八万人のうちまだ九千人の方しか投与実績が把握できていない、さらにはその九千人の方

の半分しか告知ができていないという実態だということ。本当にもう、この取組始まって十年たつんですけれども、この実態にあるということ。是非重く受け止めていただいて、少しでも多くの方にしっかりと投与事実の告知、あるいは実際に御自身が投与されたということが御連絡が行くように、引き続き精力的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、二点目としては、無症候キャリアという、要は、感染はしているんですけども症状がない、自覚症状がないという方のことを無症候キャリアというふうに言うんだと捉えております。この方は、症状が出ないので一番分からないうか分からないということだと思いますが、これまで和解した件数、この十年近くで累計で二千二百七十九件和解が成立しているというふうに認識をしておりますが、その和解の中で無症候キャリアの方は何件ぐらいいらつしやるのか。さらに、メーカー側は二万人の方が感染しているということと推計しておりますが、この一万人の方の中で無症候キャリアの方は何人ぐらいいると推定されているのか、その二点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(宮本真司君) お答えさせていただきます。まず、メーカー側のお話でございます。メーカー側では、平成十四年に、そのメーカーが、フィブリノゲン製剤によりC型肝炎ウイルスに感染した数、感染した方の数は約一万人と推計しております。この推計におきましては、症状の程度ごと、例えば無症候性キャリアの方なのか、ウイルスに感染されているけれども症状が出ていないのか、あるいは慢性肝炎になっているかというのか、あるいは肝がんを発生されているのかといったような、症状の程度ごとの人数で分類して推計を行っております。したがって、メーカーが最初に推計しました推計約一万人のうち、無症候性のキャリアの方がどのくらいであるかにつき

ましては、私も政府としては把握はしております。しかしながら、先生がもう一点御質問いただきましたように、C型肝炎特別措置法に基づく訴訟におきましては、これまでに和解を経て給付金の支給を受けた方が御指摘のように約二千、累計で二千三百人弱ほどの方がいらつしやいますけれども、この方のうち、この特別措置法の中で無症候性キャリアに該当する方は法律の六条三号に基づく給付を受けられていらつしやいますので、この六条三号に基づく給付を受けられた方の割合は約二割、二〇・二％ほどとなっております。

○浜口誠君 ありがとうございます。実際、今、この十年ぐらいで和解に至った方は約二千三百弱と、提訴に至った方が約三千二百件という状況だと思っております。実際メーカー側が推計したのは一万人ということなんで、その差はまだ七千から八千ぐらい、この救済措置を受けておられないであろうと思われる方がいらつしやる。これを少なくしていくのが今回の法の目的、趣旨だということに思っております。これをどれだけ減らしていくのか、ここが一番重要だということに思っております。

そこで、加藤大臣にお伺いしたいと思います。今後この差をどういった形で、一人でも多くの感染者を救済していくのか、その取組について、今後の進め方と御決意も含めてお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(加藤勝信君) 今御説明させていただきましたように、まず一つは、給付金の対象となる血液製剤を納入していた医療機関に対して、過去の医療記録から製剤の投与を確認し、確認された方への告知を行うよう要請をしているわけでありまして、残念ながら、残念ながら確認作業が進まない医療機関が五百以上あるわけでありまして、まずそうした機関において作業が進んでいくように促していくということ、やはり我々からも積極的にアプローチをしていく、その取組を促していくかなきゃいけない。これは少し計画的にやっ

かなきやいけないというふうに考えているところ
であります。

また、それぞれ、医療機関において製剤投与が
判明した方でもまだお知らせできていない方もい
らっしゃいます。そういった方に対して、一つは
より迅速に対応していただくということと、それ
から連絡先が正直言つて分からないという方がお
られます。先ほど弁護士等ともいろいろ協力とい
うことであります。

これ、個人情報保護の関係等々があつてな
かなか難しいんでありますけれども、この辺もい
ろいろ工夫しながら取組を考えていかなければなら
ないんだらうと思つておまして、そういったこと
を含めて、まずそういう可能性がある人たちに
対して、あなた可能性がりますよということ
より積極的に取り組ませていただきたいと思います
すし、その上で、新聞広告やインターネット広告
などを通じて、先ほどありましたけれども、こ
うした給付金制度があるんだということ、あるいは
給付金の対象となる血液製剤を納入した医療機関
名を周知していくということ、あるいは自治体が
実施する肝炎ウイルス検査の受検、この呼びか
け、こういったことをこれまでも実施をしており
ますけれども、今回、請求期限が延長されるとい
うこと、それを踏まえて、引き続きこうした周知
活動をしつかりと行つて一人でも多くの方の被害
者の救済につなげていきたいと、こういうふう
に思います。

○浜口誠君　ここ数年、提訴する数も、さらには
和解件数ももう二桁ということで、非常に少な
なつてきておるといふのも実態であります。危機
意識持っていたら、今御説明のあったような
取組、本当にしつかりとやっていた必要があ
るというふうに思つておりますので、是非その点
よろしく願ひしたいと思ひます。

あと、特措法の六条に關しまして少しお伺い
したいと思ひます。

C型肝炎に感染をして劇症肝炎で死亡されたよ
うな場合、こういった方についてはこの救済特措

法の対象になるのかどうか、そこをお伺いしたい
と思ひます。

○政府参考人(宮本真司君)　六条の關係につきま
してお答えさせていただきます。

この法制度に基づきます給付金の支給対象者の
方につきましては、C型肝炎特別措置法の六条の
一号から三号までに列記されております。具体的
には、対象となる血液製剤の投与により、フィ
リノゲン製剤等でございますが、によりC型肝炎
ウイルスに感染された方々の中で、まず一つが、
慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がん
に罹患し、あるいは進行して、又は死亡された方
というグループの方々、それから二番目に、二
号におきまして慢性C型肝炎に罹患された方、それ
から三号は、C型肝炎ウイルスに感染された方々
であつて、そのいずれにも該当しない方々はそ
三号に該当するということになります。それぞ
れ補償する金額、給付金の額が変わつてきてい
るという仕組みになっております。

ただいま御質問いただきました劇症肝炎の方々
につきましては、慢性C型肝炎に罹患した方には
該当いたしません。また、慢性C型肝炎が進行し
て肝硬変若しくは肝がんが罹患された方、又は亡
くなつたというところでは当てはまらないとい
うことになりますので、その部分での救済の対象
にはならないということになります。ただし、劇
症肝炎に罹患された方であつても、同時にC型肝
炎ウイルスに感染されている場合には、先ほどの
三番目のグループのそれ以外の方々というカテ
ゴリーがございますけれども、このところで救済
の対象になるという仕組みになっております。

○浜口誠君　今説明あつたように、同じ死亡とい
う、C型肝炎にかつた結果として最後お亡くな
りになつていらっしゃるんですけれども、途中段階で慢
性肝炎が発症していかどうかによつて、結果は
死亡なんですけれども、補償の額が違うというよ
うな今の法体系になっております。一方で、B型肝
炎の特措法はそういう条件がないんですよ。
ここはやはり問題点があるんじゃないかなとい

うふうに思つておりますが、その点、どうい
う所見がございますか。B型肝炎とこのC型肝炎の
違いがなぜ生じているのか、そこに対して御所見
をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(宮本真司君)　B型肝炎との差につ
いてでございますけれども、まず一つは、このC
型肝炎特別措置法のそもその制定の経緯でござ
いますけれども、御案内のとおり、これは平成十
四年に提訴されたC型肝炎訴訟の解決を図るとい
うことで、この旨、画一的に一律に解決するとい
うことを目指したということで、前文、法律の前
の方の文章でございますが、そこにも書いてござ
います。

そのときに、この法律の骨子、対象となる症状
につきましては、大阪高裁で示されました和解骨
子案に基づいてこの法制度が設定されたという経
緯があるためと承知しております。

また、C型肝炎ウイルスと、それからB型肝炎
ウイルスの病状の進行の差といったものもあるの
ではないかと考えております。

以上です。

○浜口誠君　もう時間ありませんので、六条の
部分は、このC型肝炎救済特措法、課題がある
という点を指摘して、終わりたいと思ひます。
ありがとうございます。

○倉林明子君　日本共産党の倉林明子です。

まず、肝炎対策について伺いたいと思ひます。
来年度の概算要求で、初めて肝がんに対する医
療費助成制度ということで提案されております。

対象や助成の範囲ということで決つて十分
ではないということなんだけれども、初めてB
型、C型、これ特措法の対象者に限らず対象とし
ているというものでもあつて、患者、肝炎患者団
体から要望も出されてきたものだというふうに承
知してあります。こうした医療費助成制度の創設を
願つていた肝がん、肝硬変に対するこの医療費助
成制度つくつてほしいという願いに添えるという
点では一歩進むということになると思ふんです
ね。

来年度の制度実現へということで、大臣の決意
を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(加藤勝信君)　肝炎対策については、
平成二十一年に制定された肝炎対策基本法、また
肝炎対策基本方針に基づいて、肝炎ウイルス検
査、肝炎医療費助成、肝炎研究の推進など、総合
的な施策を推進しているわけでありまして、
も、今回、今お話がありましたように、長年にわた
つて患者団体からも御要望をいただいていたと
ころでございます。肝炎ウイルスによる肝がん患
者の医療費負担の軽減、これを図りつつ、肝がん
の治療研究も促進すると、言わばそういう形にさ
せていただく中で必要な予算を平成三十年度概算
要求に盛り込んでおりますので、この予算の確保
に全力で取り組むかと思つております。

なお、その概算要求の過程において、さらに重
度の肝硬変も対象にしてほしいという御要望もご
ざいましたので、今現在それを踏まえて、その点
も含めて政府内で検討させていただいてるとい
うことでございます。

○倉林明子君　額は二桁億と、それも低いライン
ということで、本当に対象拡充に向けて今肝硬変
検討しているということでした。是非、初期段階
での治療の負担、働きながら助成を受けたいとい
うところを救済するという方向で是非拡充に努力
を求めたいと思ひます。

さらに、私、先ほど紹介あつた基本合意、こ
れから見ますと、薬害肝炎の全国原告団及び弁護
団と厚生労働大臣との基本合意、これができまし
てから間もなく十年ということになるわけであ
る。その基本合意の中で宿題として残つていてい
うことはいま、やっぱり第三者監視・評価組
織の創設、二度と薬害肝炎を繰り返さないとい
う点では強い希望、要望として確認できていたこ
だと思ひます。これについても創設、検討を早期
に始めていただきたい、強く求めたいと思ひま
す。いかがでしょう。

○国務大臣(加藤勝信君)　今おっしゃるように、
二度と薬害を繰り返さないということで、基本合

意にありますように、第三者監視や評価組織の創設ということがこの基本合意の中にも打ち出されているわけでありまして、それを踏まえて、平成二十五年薬事法改正の際には、第三者組織設置を盛り込めるように、議員連盟等、与野党超えて幅広く、そして精力的に御検討いただいたんでありますけれども、組織の在り方、権限等の内容について原告、弁護団と折り合うことができずに第三者組織の設置というものは盛り込むには至らなかったという経緯はございます。

また、厚生労働省としても、これまで第三者組織の実現に向けて関係議員に御相談、また関係機関等との調整も含めて真摯に対応してきたところでありまして、なかなか幾つか課題がございまして、残念ながらこうした政府内外の調整等に時間を要していると、こういう状況であります。

今なかなか一致しない点に対しては引き続き一致点を見出して、そうした組織をつくっていくように更に協議を重ね、努力をしていきたいと考えております。

○倉林明子君 検討を早く進めていただきたいと、これは要望しておきたいと思えます。我々も頑張りたいと思えます。

次に、介護報酬改定に関わって質問したいと思えます。

訪問介護の生活援助サービス、この見直しに対して大きな不安が広がっております。財務省が求めているこの生活援助サービスの上限規制についてなんですけれども、厚生省として調査をされております。利用回数が月九十回を超えというケースについての調査であります。ここで調査した結果、不必要なサービスが実施されていた、そういう事例はあったんでしょうか、いかがですか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。訪問介護の生活援助中心型サービスにつきましては、必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な問題があるという指摘がある一方で、本当に

妥当性を欠くものかどうかの検証がなされておらず、回数だけで多い少ないと言ふべきではないという指摘もございまして。

このため、厚生労働省では、御指摘のとおり、平成二十八年九月の生活援助中心型サービスの利用回数が合計九十回以上の被保険者のいる保険者に対しまして、その具体的な利用状況とサービスの必要性の検証の有無について調査を実施いたしました。

その結果でございますけれども、保険者の意見といたしましては、適切なサービス又はやむを得ない理由であると回答されたものが四十六件であります。このうち、適切なものと回答しているものが二十八件、やむを得ないと回答しているものが十八件でございました。また、適切ではないと回答されたものが二件ございました。

○倉林明子君 そこで、この資料に付けたものが、今御紹介あつた適切でないというふうに報告あつた二件なんです。

この二件見ていただきますと、上の事案については、本人は在宅を希望している、それで立てられたプランだということではあるんだけれども、適切なサービス利用と考えていないという結論があるだけで、ちょっと根拠が分からないという分析になっているんですね。

じゃ、二例目はどうかといいますと、これは本人は危険認識が低いということと転倒の危険がある、透析は三回やっていると、必要なサービス提供をやっているということだと思ふんですね。

じゃ、なぜ不適切と判断されたかといつたら、もう在宅は無理だろうと、こういうことで不適切なサービスだという判断を保険者の方でしているというところが読んで取れるんじゃないかというふう

に思ふわけです。利用回数の多さだけで不適切だと言ふような事例は、私、全部見ましたけど、見当たらないと思ふんですよ。

厚生労働省の調査、これ見れば見るほどはつきり見えてくると思うわけで、それなのになぜ利用回数

の目安を示して、それを超えるプランについては届出を義務付けする、検証する、こういう方向で検討しているのか。大体、そのラインですね、標準とするラインがおおむね一日一回前後、こういうラインになった根拠が全く分からない。示していただきたい。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。

まず、今回の調査におきまして、保険者に聴取いたしましたところ、訪問回数の多いケースのほとんどは多職種による検討が行われていなかったとのことでございます。介護給付費分科会におきましては、利用者本人の自立支援に資するより良いサービスとするために、ケアマネジメント支援の観点から、地域ケア会議において検討を行うことを検討いたしているということでございます。

また、ラインについての御質問がございました。

一日に複数回、所定の報酬を算定可能な現行の報酬体系では必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題があるという指摘がある一方で、訪問回数の多い利用者につきましては、様々な事情を抱えている場合もございまして、必ずしも不適切なケースであるとは限らないものと考えております。こうしたことを踏まえまして、介護給付費分科会では、訪問回数の多いケアプランへの対応につきまして、利用者の自立支援、重度化防止や、地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことを検討しているということでございます。

また、具体的に市町村が確認する基準でございませうけれども、生活援助中心型サービスの利用回数が通常の利用状況と著しく異なるものとして、要介護度別に全国平均利用回数プラス二標準偏差を超えるものを検討しております。この基準はいわゆる統計学上の例外値に相当するものでございます。

○倉林明子君 それは数字で統計上2SDラインだと言ふでしょう。それは介護の必要性が検証された結果のラインじゃないでしょう。数値的に

切っただけなんです。

私、厚生労働省として検証すべきは、必要なサービスが必要の人に提供できているのかどうか、その適切性の根拠というのは今説明ないんじゃないですか。説明できますか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) 今回のラインにつきましては、あくまでその地域ケア会議で検証する一定の基準ということでございます。

先ほど申し上げましたけれども、介護給付費分科会では、こういった訪問回数の多いケアプランにつきましては、その回数で上限を切るということではございませう、利用者の自立支援、重度化防止や、地域資源の有効活用等の観点から市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくという方向で検討しているということでございます。

○倉林明子君 必要なサービスが提供できないということはあつてはならないというのは、これ介護保険、保険料の徴収をもう全員に強制的にやっているわけですから、当然のことだと思ふんですよ。じゃ、必要なサービスは何なのか。回数ではないんですよ。上限規制しないからいいという問題じゃないんですよ。回数じゃなくて、中身の検証結果、本当に必要なサービスが提供できているのかどうか。大体見たら、認知症がある方、これ三度三度食事の支援に行っている、服薬指導に行っている、これだけでも在宅が送れる大事な支援ですよ。そうしたら、月、優に九十回いくんですよ。そういう程度のサービスなんです。

私、こういう必要なサービスなんだということを、在宅を支えるサービスなんだということを、財務省をこれ、調査結果も踏まえて説得すると、必要なサービスだと、それが私、厚生労働省の仕事じゃないかと思ふんですよ。大臣、どうですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 今お話ししましたように、一律の利用制限を掛ける、そういう議論からスタートしたところがあるわけでありませうけれども、それはそういうわけにはいかないでしょうということ、我々、こういう調査をさせていただいたわけでありませう。

実際調べてみると、認知症を有する方、退院直後である、様々な事情を抱えている、利用回数が多いというケアプランがすなわちすぐに不適切であるというふうには考えられないわけでありまして、ただ他方で、先ほど調査結果ありましたけれども、この中でやむを得ないというのが実は四十六件中十八件あります。その中には、ケアマネジャーの視点ではなくて多職種の協働による検証も必要じゃないかと、こういう議論もあります。

そして今、実際においては、ケアプランの中から市町村においてケアプランを点検していく、あるいは多職種が参加する地域ケア会議においてケアプランの検証を行っていただき、そしていろいろな目から見えてより良いプランをつくっていくという、こういう仕組みになっているわけでありまして、今般の提案というのは、先ほど申し上げた一律に切るとかそういうんではなくて、やっぱりそこできちんと検証していただいてより良いケアプランをつなげていく、こういう観点から行っていくと、こういうことでございます。

○倉林明子君 これ、ケアマネジャーにプランの報告の義務付けがされるようになるわけですよ。そういう意味でいうと、指定基準、運用基準のところに入ると、これ届出をしなかったということになると指定の取消しさえもおそれが出てくるんですね。つまり、この届けをしなればならないということでしょう、ここが目安になって抑制掛かるんじゃないかと、こういう懸念も出されているんです。確かに、今回、利用の上限回数だけで切るものではないというんだけれども、こういうところで目安を示したことによって、ここに焦点当てて、これより以下にしていこうということが起こるんじゃないか、実質的な利用抑制起こるんじゃないかという不安が届いております。

そういうサービス抑制につながるようなこの2SDラインというのは、私、しっかり見直していくということ、検証掛けていくにしても余りにも低いラインだということは強く指摘をしておきたいと思っております。

生活援助のヘルパー資格の基準緩和と報酬引下げ、これもセットで検討されているんですね。生活援助だけを切り取って基準を緩和する、この根拠というのを説明できますか。

証言が必要でと、こうやって血液製剤のせいでC型肝炎になったと認めるというのはもう本当に難しいと思うんです。今もなお一万人ぐらいと想定される患者さんたちに対して、和解は二〇%と。これは、いかに八〇%が、もうこれは難しさに徹底していると思うんですが。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。介護人材が不足する中で必要な訪問介護を確保していくためには、限られた人材を有効活用することに加えまして、人材の裾野を広げることも必要であると考えております。

また、昨年十二月九日に提出されました介護保険部会の意見書におきましても、人材確保の観点から、体力的な都合等で身体介護は難しいが生活援助ならできるといった介護人材も存在し、その人材の活用を図るべきとの意見、指摘もなされております。このため、介護給付費分科会におきましては、生活援助中心型サービスにつきまして、新たに生活援助中心型のサービスに従事する方に必要な知識等に対応した研修の創設によりまして人材の裾野を拡大することを検討しているというところでございます。

こういうことは、歴史の事実というのがここに書いてあるわけなんですけれども、このC型肝炎のみならず、肝炎の対策を始め、厚生労働省において、要するに、厚生労働省はこのときによくやったという記録を残していかなきゃならないと思うんです。治療できるからもういいだろうという問題ではなくて、この難しい、認めるのは難しいということに対して、今回の法改正後、この後に、検診への啓発活動というのを引き続き行っていくと聞いているんですが、これだけのようにな取組をされていかれるおつもりなのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○倉林明子君 報酬引き下げるんですよ。ヘルパーさん怒っていますよ。プロでやってきた、その仕事の尊厳も傷つけるものだって怒っているんですよ。こんなことやってたら、今のヘルパーも逃げるし、これから裾野広げようというけれども、こういうところで働こうという意欲につなげて、終わります。

○石井苗子君 日本維新の会の石井苗子です。C型肝炎救済特別措置法延長については基本的に賛成しております。

ハーパーという薬で一〇〇%も治るということ、C型肝炎については皆様は御存じだと思うんですが、これ、治るからいいという問題ではないんです。昭和の五十年代後半から六十年代にかけて、病院に血液製剤という、名前という記録があつて、母子手帳に大量出血したというのがある、フィブリノゲンを使つたと医師の

先ほどもちよつとお答えさせていただきましたが、これまで厚生労働省におきましては、給付金の対象となる血液製剤を納入された医療機関に対して、カルテなどの医療記録から血液製剤が投与されている事実を確認していただきたく、それから、確認された方にその旨のお知らせと肝炎ウイルス検査の呼びかけを行っていただきたいという文書を厚生労働省職員の訪問によりまして要請してきております。

また、新聞広告あるいはインターネット広告、それから厚生労働省のホームページにおきまして、C型肝炎ウイルス特別措置法の対象となる血液製剤が納入されていた医療機関の周知、名称ですとか場所等が書かれておりますけれども、それから、肝炎ウイルス検査、そこで受診された覚えがある場合に肝炎ウイルス検査の呼びかけをするということを実施してまいりました。

引き続き、これらにつきましては、特に医療記録の確認作業が進んでいない医療機関に対して、その確認作業や投与事実の告知、肝炎ウイルス検査の呼びかけを行うことを改めて促してまいりたいと思っております。

また、投与が確認できた場合でも、先ほどもちよつと申し上げましたが、約半分の方は連絡先不明、あるいは連絡がつかずには御本人あるいは御遺族にお知らせができていないという事実もございまして。したがって、医療機関から直接お知らせができない方々に対しては、こういった広報といったものが特に重要であると考えておりますので、政府広報あるいは自治体の協力も得て、血液製剤を納入されていた医療機関名の周知であるとか肝炎ウイルス検査の呼びかけにつきまして更なる周知に努めてまいりたいと思っております。

○石井苗子君 御丁寧な答弁ですけれども、非常にこれは難しいと思います。

もう少し自治体でやるということ徹底しない、昭和五十年代後半から六十年、そこで出産した人とかいうのが、こういうスキームで国はやっていますよというのを徹底しないと思分らないです、これ、分らないと思分らない。だから、これはもつと自治体に、やったという、厚生労働省はこまめに徹底してやったということを見せていかないといけないと思分ります。

C型肝炎に関連した質問ですけれども、国立感染症研究所というのがありますが、日本にはいまだに約百五十万人もの感染者が存在すると言わ

れておりまして、これ自覚症状がなくて、だんだん、感染後、持続感染により慢性肝炎、次に肝硬変、細胞がんということで、肝細胞がんということに進行していくんです、自覚はないんですけどね。ですから、最も重要な病原ウイルスの一つとして感染症の研究所には指定されているんですが、国の肝炎の対策として、この検査というのを強化すべきだという指摘があるんですが、これにどう応えるかというのをちょっと短めにお願いたします。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、B型、C型の肝炎ウイルスというのは、感染してもほとんど自覚症状がないために感染に気づきにくいわけですが、治療を行わずに放置すると重篤な病態に進行するおそれがあるわけでございます。肝炎対策の観点からは、できるだけ多くの方に早期に肝炎ウイルス検査を受けていただくことが重要と考えております。

厚生労働省では、このため、地方自治体が実施する肝炎ウイルス検査への助成を行っております。検査を受けていただいた方の数は、肝炎対策基本法が施行されました平成二十二年度の年間約八十八万人から、平成二十七年年度では年間約百二十万人という形で増加をしているところでございます。

今年度からは、市町村が行います四十歳以上の方に對する肝炎ウイルス検査の受検の勧奨を、従来五歳ごとから、四十歳以上の全ての年齢の方を対象に受診勧奨を行えるように見直すとともに、職場の健康診断などに合わせて行う肝炎ウイルス検査につきましては、医療保険者等に受検を勧奨していただく都道府県の取組に對して国として支援を行っているところでございます。

このように、より多くの方に肝炎ウイルス検査を受けていただき、早期に必要な対応が行われるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○石井苗子君 専門的に見まして、これを徹底し

てやるというのは非常に難しいと思うんですよ。技術的にも難しいんですが、しかしながら、ウイルスの感染に関して、厚生労働省は、このような動きで全体のスキームを、肝硬変になる前に白か黒かはつきりして、この検査をやってくださいというように促していくというのが非常に大切かと思うのと、これから、資料の二を見ていただきたんですけれども、国際的に見ても、これ観光庁のホームページで、入れ墨、タトゥーといいますが、これが外国からの旅行者の方々、これは入浴をするときに關する対応について留意すべきポイントという、書いてあるんですが、留意すべきポイントと。今は文化的な、ファッション的な入れ墨というのがございまして、この方々がどうなのかという話ではなくて、ファッションの話ではなくて、外国の方の消費動向調査によれば、外国から日本にいらして、温泉の入浴というのを期待しているという方が大変多い、三〇%ぐらいいらっしゃるわけなんです。で、この利用者相互間の理解を深める必要があるというようなポイントが書いてありまして、入浴に關する対応例としては、この資料の下に書いてある、一定の対応を求める方法とかと、こうあるわけなんですけれども。

ついでに、観光庁がもう一つ行ったアンケートでございますけれども、このタトゥーがあるという入浴の方の、三枚目ですね、三一%が入浴を許しているということなんですけれども、アメリカの民間調査によりますと、大体アメリカの人口の三〇%はこの今のファッション感覚のタトゥーというのを入れているということなんです。これ、バックグラウンドなんですけれども、ここにお断りしている経緯とか入浴の可否とかというのが書いてございまして、トラブルの発生、ほとんど七八・三%はトラブルの発生はないというお答えも出ておりますけれども、ここから質問に移らせていただきます。

外国の方が温泉にお入りになってかみそりやひげをおそりになったところから出血をしたと、何

らかのその拍子でかみそりを介して誰かがウイルスに感染するという事態が起こるかなんてすけれども、これ、生物統計学的にいきますとp値は非常に低いんですが、そうなったときに、先ほど来からありますが、その外国の方の旅行者数が増えていく中で公衆衛生的にどのような安定した公衆衛生を維持していくかという、この点から、今のようないくつかの事例を入れた人が多い、その針で感染するケースが多いということになりますと、こういうケースに備えてどう構えるべきかという、厚生労働省からお聞かせいただきたいんですけれども。

お考えになったかどうか分らないんですが、ピアスも同じものをやると肝炎に感染するということがあるんですが、先ほどから申し上げているように、非常に自覚症状がなくて、だんだんだんだん長く掛かって肝がんになるということなので、公衆衛生上こういったものに対する対策というのがあります。御担当の方と、最後に大臣からも、万全の公衆衛生を維持して国民の健康維持を図るということについての決意をちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。

一般に肝炎ウイルスは感染力が弱いとされておりますけれども、一方で肝炎対策の観点からは、B型、C型肝炎ウイルスが、かみそりや先ほど委員御指摘のとおりピアスの穴空けなど血液の付着する器具の共有により感染するおそれがあるなど、肝炎に關する正しい知識、これを国民に持つていただくことが大変重要だというふうに考えております。このため、厚生労働省では、肝炎の感染予防や肝炎ウイルス検査の受検の重要性を訴える「知って、肝炎プロジェクト」という形で普及啓発活動などを実施しているところでございます。

また、先ほど公衆浴場のお話ございましたが、公衆浴場につきましては、公衆浴場における衛生等管理要領を定めておりまして、営業者に對しまして、入浴者にかみそりを貸与するような場合に

は新しいものとすること、使用済みのかみそりを放置しないこと、浴室に使用済みのかみそり等を廃棄するための容器を備えることなどを求めています。

外国人につきましては、肝炎対策の観点からは、感染力や感染経路に大きな違いもないことがございます。感染予防対策としては、日本人と同様に適切に対応しているところでございます。

今後とも、国民の間で肝炎に關する正しい知識が広まりますよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○国務大臣(加藤勝信君) まず、C型肝炎に關しては、先ほどからも御説明させていただいてありますが、まだ作業が進まない医療機関等もございまして。そういったところに我々の方からもアプローチをして、その作業が進むよう、また、そしてそれが投与の告知につなげていけるように努力をするともに、また、自治体が実施している肝炎ウイルス検査の受検の呼びかけなどを通じて、一人でも多くの被害者が救済されるよう努めてまいりたいと思ひます。

それから、委員御指摘のように、更に例えば肝炎の感染を拡大しない、こういった意味において、公衆衛生を担っております厚生労働省として、その役割をしっかりと果たさせていただきたいと思ひます。

○石井苗子君 ありがとうございます。

これから、先ほどの新聞の紹介をしましたのは、決して追及する、アキユーズする意味ではなくて、ここまでこの平成の時代にやったら、外国の方が訪れる機会が多くなつて、日本の公衆衛生のレベルは高いと言われる記録が残るように頑張つていただきたいと思います。

ありがとうございます。終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

大臣、薬害が起る原因について、大臣はどう認識されているでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 薬害が生じる原因とし

て、薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会において平成二十二年四月に取りまとめられた最終提言の中でも、最新の知見を承認審査や薬害防止を含めた市販後安全対策に活用するための仕組みが構築できていない、情報収集体制が十分でないというだけではない、職員及び組織の意識の問題がある、既に製薬企業や行政が把握していたリスク情報の伝達が十分に行われていなかった、あるいはリスク情報の不当な軽視により適切な対策、対応が取られてこなかった、入手していた情報の評価を誤り、行政が規制するという意思決定を行わない、こういうことが考えられると指摘をされているところでもございます。

○福島みずほ君 薬害の根絶、薬害の防止を本当にしなければならぬ。この厚生労働委員会ですることを本当に実現していきたいと思っております。繰り返される裁判、繰り返される薬害というので、サリドマイド、スモン、エイズ、それからウィルス性肝炎など、薬害が後を絶ちません。ほかの点でも、イレッサの件の裁判、これは敗訴になりましたが、保険適用が限定されるなどありますが、薬害が後を絶たない。これを何とかして、薬害根絶のことを組織としてやらなければならぬというふうに思います。

大臣、薬害事件が起きるたびに国は再発防止を誓っているにもかかわらず、なぜ薬害が後を絶たないのでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 先ほど申し上げた平成二十二年四月の検討委員会の最終提言では、薬害の再発防止のための医薬品行政等の抜本的見直し、これが提言をされております。

こうした提言を受けて、現在、医薬品医療機器総合機構の審査・安全部門に医学、薬学等の専門性等の資質を備える人材を確保するための増員などの体制を強化していくこと、また承認審査の段階から市販後のリスク管理の重点事項などを定める新たなリスク管理手法の導入、あるいは外国当局への厚生労働省職員の派遣などを含め、市販後安全対策に係る情報収集、評価体制の充実などに取り組み、薬害の発生防止に取り組んでいくところでございます。

今後とも、こうした取組を着実に実施をし、また情報公開にも積極的に取り組み、薬害の発生を防止をしていくということで全力で取り組ませていただきますと思います。

○福島みずほ君 二〇〇八年の一月十一日、C型肝炎被害者救済特措法が成立をしました。その同じ二〇〇八年一月十五日、基本合意書が厚生労働省、国と患者の皆さん、被害者の皆さんたちとの間で締結をされています。再発防止の誓約、その他の対策として、国(厚生労働省)は、本件事件の検証を第三者機関において行うとともに、命の尊さを再認識し、薬害ないし医薬品による健康被害の再発防止に最善、最大の努力を行うことを改めて確約する。

第三者機関はつくられたのでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 組織の健全性を保つという観点からも、自己の行動を把握し、それを自ら評価する仕組みを設けていく、こういうことは必要だというふうにも考えておりますし、今お話がありました合意文書、これらも踏まえて平成二十五年薬事法改正の際にはいろいろと努力をされたわけでありましても、残念ながら第三者組織の設置には至らなかったところであります。

また、厚生労働省としても、これまで第三者組織の実現に向け、関係議員への相談あるいは関係機関との調整を含めて真摯に対応してまいりました。しかし、残念ながら、法律改正による第三者組織の実現には様々な課題がございます。そして、政府内あるいは政府外の方々の調整に時間を要しているというのが現状であります。

さらに、これから、方向性が一致をしない点については引き続き一致点を見出すべく協議を重ね、そしてその一致点を見出すべく努力をしてまいりたいと考えております。

○福島みずほ君 これは議員立法ではなく、政府

の責任で、政府が基本合意を結んだわけですから、政府において閣法で第三者機関、まさにそれをつくってもらいたい。

今日はこの肝炎の改正法が延期をするというところが議論になるわけですが、まさに、二〇〇八年、約十年前ですよね、十年前に基本合意をして第三者機関をつくる。しかし、いまだもってできておりません。歴代の厚生労働大臣、舩添要一さん、それから長妻さん、細川さん、この第三者機関をつくるということを明言してきました。田村大臣もまさにこの委員会の中で、二〇一三年、しっかりとこのような組織に関しても前向きに我々も考えていきたいというふうに思っておりますと答弁されていらつしやるんですね。

是非、加藤大臣、この第三者機関つくってください。もう大臣御存じのとおり、いろんな検討会やいろんな提言の中で、新たに監督、それから評価機能を果たすことができる第三者性を有する機関を設置することが必要、これは二〇一〇年四月二十八日の提言ですけれども、この経過はよく御存じだと思います。

基本合意から十年たつてまだできない。歴代の厚生労働大臣は約束をした。これは、厚生労働省の中にこの第三者機関でチェックするのは御免だ、そんな意見があるのでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) これまでの合意であり、あるいは最終提言等も踏まえながら、我々逐次関係者の方とも議論を進めてきているところでございますので、別にそういうふうにならないなどという方向性を我々は持っているわけではありませんが、ただ、つくるに当たっていろいろな課題があって、そこについて必ずしも一致ができていないというところで残念ながら今日まで至っていないわけでありまして、引き続き一致ができるように努力をさせて、一致点を見出せられるように努力したいと思っております。

○福島みずほ君 厚生労働省の庭には薬害根絶誓いの碑というのがあります。毎年そこで薬害の被害をなくそうとみんなで集まって、薬害根絶と

思っているわけですね。私は、もちろん被害の救済も必要ですが、まさにこの第三者機関をつくってほしいという十年前の二〇〇八年の合意、それは是非実現していただきたい。

今日の答弁で非常にうれしいのは、加藤大臣が、妨げるものは、妨げるというか、協議が調わないだけであって、つけないというふうには考えていないとおっしゃっていただいたことです。何が課題としてあるのでしょうか。

○政府参考人(宮本眞司君) 若干事務的な要素もございまして、私からお答えさせていただきます。

第三者組織の実現に越えるべき、考えなければいけない課題といたしまして、まず組織の在り方という観点から見ましたときに、新組織の所掌事務、あるいは権能として、医薬品行政の全般及び個別医薬品等の安全性に関し、自ら発議して調査、審議するといったようなことが述べられております。これは、平成二十二年の肝炎事件の検証、再発防止のための医薬品行政のあり方検討会の最終提言に指摘されていると承知しております。

この点、厚生労働大臣による諮問という形ではなくて、自ら調査、審議することとなりまして、その所掌事務あるいは権能といったものが、第三者機関そのものの組織の体裁であるとかそれから規模も含めて、組織の在り方そのものに影響してしまうということでもありますので、原告、弁護団を始めとした関係者の方々とこれらの点につきまして十分に調整を行う必要があるというのが一つの課題、一方の課題であろうと思っております。

また、一方で、組織を新設するという点に関しましては、行政組織の膨張の抑制という観点もございまして、この観点からこの問題をどう整理するのかといったことも検討が必要であらうと認識しております。

大臣からも御発言いただきましたように、引き続き原告の方々、弁護団の方々、それから省内、

政府の中の関係者間で方向性が一致しない点につきましては、一致点を見出すべく協議を真摯に重ねてまいりたいと思っております。

○福島みずほ君 今日、まさにその肝炎の改正法の議論で、約十年ですよね、基本合意から十年です。今の答弁は、役所が本当に何かちよつとやらない理屈を言っているような、もうその話はこの委員会です十分聞いてきましたよ。消費者委員会もできた。基本合意を結んだんだから、それに向かつてやるべきじゃないですか。最終提言もあります。

私がここでまた改めて皆さんたちに思い出していただきたいのは、二〇一三年、衆議院と参議院、この厚生労働委員会においても附帯決議をやっているわけですね。「政府は、各害害被害者団体の意見を重く受け止め、その権限において独立性、機動性が確保され、専門性を有し、国民の理解に基づく医薬品の安全な使用等に資する第三者組織の設置について、速やかに検討を行うこと」となっているわけです。

大臣 厚労省の役人は真面目かもしれませんが、これはやっぱり大臣のリーダーシップで基本合意で約束したことはやってくださいというふうな
に思っています。例えば消費者庁の中でも事故調
みたいなのをつくったり、やっぱり必要だと思っ
たらつくらないといけないわけです。

私は厚生労働省は薬や医療を扱う部門なので、薬害根絶、薬害防止って、やっぱり一つの大きな役割があると思っているんです。この日本社会でもう薬害を起こさない、碑も厚生労働省に建っているわけですから、大臣、どうでしょうか、今日もＣ型肝炎やいろんな被害者の皆さんたちも来てくださっていますが、大臣が在任中に、大臣が在任中にこの基本合意、十年たって実現する、どうですか。

○國務大臣(加藤勝信君) 今、先ほど御説明さ
ていただいたように、これまでの基本合意や最終
提言や今お話があつた決議、これを踏まえて我々
も真摯に、事務局だけじゃなくて歴代の大臣も真

摯に対応し、例えば原告団、弁護団とも協議を重ねてきているわけであります。ただ、残念ながら一致できない点があるということ、それから、もう委員御承知のように、全体として審議会をつくつちやいけないとか事務局をつくつちやいけないとか、そういう話もあります。

いずれにしても、我々それを乗り越えていきたいと思っておりますけれども、そのためにもまずはどういふものをつくるかに対して一致ができないといふところから先へ行かないので、先ほど申し上げたように、一致点が見出せるように更に努力をしていきたいと思っております。

○福島みずほ 大臣、よろしくお願いします。

というのは、審議会つくっちゃいけない、事務局つくっちゃいけないというのは、基本合意をする時点から、もう前からあるわけじゃないですか。歴代の厚生労働大臣が、田村厚生労働大臣も含め、というか、基本合意をつくり、最終提言が

あり、歴代の厚労大臣がやりますと言ひ、田村大臣も前向きにやると言ひ、そして衆議院と参議院のこの厚生労働委員会で、第三者機関を、速やかかんに専門性、機動性のあるものをつくつて薬害防止をしてほしいというのは、この厚生委員会、厚生労働委員会のまさに法律作つたときの附帯決議な

ていますが、是非大臣の政治的リーダーシップで、是非やっぱりこれは政治の力で、しかも閣法でやってほしい。第三者機関、詰めて、いろんな協議はあるかもしれませんが、つくると約束をしたわけですから、是非つくっていただきたい。い

かがでしようか。

○国務大臣(加藤勝信君) 繰り返しになりますけれども、まさにそういう方向で、まず一致点ができていないところに対しては一致点を見出すべく我々も努力をさせていただきたいと思っています。

○福島みずほ君 この厚生労働委員会は、C型肝炎

炎、B型肝炎を含め、肝炎について少しずつ法律を作り、少しずつ前進させ、実際長い年月を掛け、みんなで、全会一致で頑張ってきました。残って

いる大きな宿題なんですね。これは十年前の基本合意ですので、大臣が今日非常に前向きに言ってくださったので、一致点を見出すべく、どうか第三者機関をつくり、加藤大臣が薬害防止、薬害根絶のための一つの仕事を成し遂げたというようになるように、是非よろしくお願いしたいと思います。

要望として、質問を終わります。よろしくお願
います。

○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよ
です。

先ほどの答弁様々聞いておりまして、やはりこの診療録の重要性といったようなもの、その点につきまして私は今日議論させていただきたいと思っています。

まず、どうやって証明するのか。やっぱりカルテがない、それが大きな問題です。先ほどもございましたように、カルテの保存期間を何と延長してくれと頼む、やっぱりこれがまだ現実なんです。私も以前からこれは申し上げておりますけれども、やはりもう少しその診療録、カルテの保

これは、医師法第二十四条でも定められております。診療録に關しましては五年間の保存期間でございます。診療録以外の病院日誌、手術記録、

局長、教えてください。この五年間、二年間、なぜこのような数字になつていらつしゃいますか。

○政府参考人(武田俊彦君) お答えいたします。

診療に関する事項を記録として残すことは、一人の患者に対する治療方針の一貫性の担保、また医師や医療機関に対する指導監督などのために重要である、こういったことから、医師法の規定により、医師又は医療機関に対し診療録を記載し保

存することが義務付けられております。また、病院におきましては、科学的かつ適正な医療を行うため、医療法施行規則の規定により、病院日誌や手術記録、エックス線写真などの診療に関する諸記録を保存することを義務付けているところでございます。

これらの記録の保存に当たりまして、保存年限が設定されておりますけれども、これは医師や医療機関の負担にも配慮する必要があることから、診療録等を保存する重要性とこれらの負担に鑑み、保存年限が、御指摘のように、診療録の場合、は五年間、その他の文書につきましては二年間といった保存年限が設定されているものでございます。

○薬師寺みちよ君　　ありがとうございます。
その病院の負担つて一体何なんでしょうか、教
えてください。

○政府参考人(武田俊彦君) この病院の負担につきましては、記録の保存に係るコストなどについての負担という意味というふうに承知をしております。

○薬師寺みちよ君　ありがとうございます。
じゃ、このような規則はいつ頃作られたんでしょうか。

○政府参考人(武田俊彦君)　まず、診療録の保存義務についてでございますが、現在の医師法が制定をされたのが昭和二十三年でございますけれども、この昭和二十三年の医師法制定当初から法文上定められておりまして、現在まで改正されてい

また、病院日誌や手術記録、エックス線写真等の診療に関する諸記録の保存義務につきましても昭和二十三年の医療法施行規則の制定当初からこのとおり定められておりまして、保存義務年限につきましては現在まで改正をされていないところですのであります。

昭和二十三年以降、じゃ、日本の技術は発達してこなかったのかということにもなりかねませう。

ん。実際にそうやって困っていらつしやる方がたくさんいらつしやる、これから先の医療の発展、そしてビッグデータとして蓄積し、さらに私どもの健康に寄与していただくためにも、そういったデータというのは、我々の医療にとっても、日本にとっても宝でございます。こういうものが五年、二年で破棄されてしまう可能性があるといたことについて、私、大変危機感を抱いております。

このカルテの電子化というものが実際に今進められております。ほとんど新しい病院では、もうフィルムもございません、紙カルテもございません。こういう状況が今のくらしい進んでいらつしやるのか、局長、教えてください。

○政府参考人(武田俊彦君) 電子カルテの導入状況などにつきまして御質問ございました。

厚生労働省におきましては、全国の全ての医療施設の診療機能などにつきまして三年ごとに調査を行っております。この中で電子カルテの普及状況についても把握を行っているところでございます。

直近の平成二十六年の調査によりますと、電子カルテを導入している医療機関は、一般病院全体では三四・二%、このうち四百床以上の病院は七七・五%、一般診療所につきましては三五・〇%という状況でございます。この普及率、三年ごとに調査を行って経時的に把握をしておりますけれども、経年的に上昇している状況と承知をしております。

現在、平成二十九年十月一日時点の調査を実施中でありますので、引き続き電子カルテの普及状況を私どもとしても把握してまいりたいというふうに考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

厚生労働省も、二〇〇一年以降、このIT化については大変熱心に取り組まれているところでございます。先ほどのように、やっぱり財政的に余裕があるような大きな病院では電子カルテ化が進んでおります。ということは、全国一律というのは

難しいかもしれませんけれども、IT化が進んだようなところでは五年、二年というような縛りはない外してまいりまして、なるべく多くのデータというものが収集できるようにというふうに私は考えておりますけれども、大臣はどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(加藤勝信君) いわゆるカルテ等の診療録が保存されているということは、患者さんの過去の既往履歴等を確認をしていく、そしてそれを踏まえた適切な診療と、こういったことにもつながっていくわけで、大変重要だと思っております。

今、事務局の方から御説明いたしましたように、これまでの経緯では診療記録を保管する医師や医療機関の負担等が増大する、それとの兼ね合いだということでありまして、フィルムといたしましては、今お話あったように、フィルムというのか、フィルムや紙媒体で保存をしていたわけですが、それを今電子化されているわけですから相当負担は軽減されているんだというふうに思います。

いずれにしても、そうした現在の医療機関における電子カルテの普及状況、またそこにおいて実際それぞれの診療機関が、じゃ、実際のところ、それぞれの内規というんでしょうか、形で持っておられるのか、そういったことも調査させていただきながら診療記録の保存義務年限の延長について検討させていただきたいと思っております。

○薬師寺みちよ君 是非、よろしくお願いいたします。

私どもは、やっぱりこうやって二十三年から見直してないというような事項が医療法の中にもたくさんございます。ですから、このIT化に伴って、この時代の進歩に伴って法律も私はしっかりと裏打ちをしていただきたいと思っておりますので、審議のほど、お待ち申し上げております。

それから、皆様方には御紹介させていただいたんですけども、資料にお配りいたしております。

すこの肝炎関係では、WHO加盟国百九十四か国が二〇三〇年までにウイルス性肝炎を絶滅するぞというところで推し進めて合意が進んでおります。本年の十一月にも開催されました第二回世界肝炎サミットにおきましても、公開をされておりますけれども、九か国がこの合意を守っている、大変少のうございします。日本はこの九か国の中に入っておりますでしょうか、局長、教えてください。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。

WHOは二〇三〇年までにウイルス性肝炎を排除するという目標を掲げておりまして、お話ありましたように、本年十一月に開催されましたWHOの世界肝炎サミットにおきまして参加団体より行われた報告によりますと、WHO加盟百九十四か国のうち二〇三〇年のゴールに向かって取組が軌道に乗っている国、これは九か国にとどまっていますというところであります。その中に、日本はこの九か国の中に含まれてございます。我が国のこれまでの肝炎対策が国際的にも評価されたものと考えられますが、今後とも国際的な観点も重視しながら肝炎対策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

その取組の一つとして、金沢大学のこのホームページを皆様方にもお示しをさせていただいております。

金沢大学が、本年、WHOコラボレーティングセンターに指定をされました。肝がんでは世界初でございます。そして、肝炎対策では世界で四番目ということで、日本がこれから肝がん、肝炎対策を牽引していくという、私はこれはシンボリックな事項だったとも思っています。当センターに求めらる機能というもののについて、厚生労働省は把握しているのでしょうか、お願いいたします。

○政府参考人(福田祐典君) お答えいたします。

お話ありましたこのWHOコラボレーティングセンターと申しますのは、国際的な協力のネットワークをつくり、WHOの活動を支援することを

目的として、全世界で七十か国に八百か所以上の研究機関などが指定されております。我が国では、十一月現在で三十五のセンターが指定されているところでございます。

先ほどお話をしましたが、本年四月には、慢性肝炎では世界で四番目、肝がんでは世界初のWHOコラボレーティングセンターとして金沢大学が指定されております。その具体的な活動内容といったしましては、WHO本部への肝炎の専門家の派遣、また各国で実施されておりますWHOの肝炎対策プログラムへの助言と実施の支援などの活動を行っているものと承知をしております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

これまでも金沢大学さんは、アジア諸国で、まさに厚生労働省に当たるようないわゆるその所管省庁に指導をしてきた、いわゆる我が国が進めようとしているユニバーサル・ヘルス・カバレッジのような形でもしっかりとバックアップをしてくださって、その実績がこのように評価されたものでございます。まさにこういうことを国内でもしっかりとエビデンスの高いような治療法として結び付けられる。私は、この金沢大学のこういった活動をもっともって厚生労働省も支援することによって、より良く患者様方にも、もちろん日本だけではなくアジア諸国、世界の患者様方にも、お薬も届けることができますし、予防もすることができま

現在、分かっているだけでも世界の肝炎患者の数は三億二千五百万人と、これは本場に多くの方々がかかっているという状況ですので、これをいち早く、日本として、その治療法もそうです、予防法にしても牽引していく。大臣にも、是非やっぱりこの機能というものを強化していただきたいと思っておりますけれども、御意見いただけますでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 肝炎対策、大変重要な課題でありまして、我が国では平成二十一年に肝炎対策基本法、これができて、それを踏まえて様々な肝炎医療費への助成、肝炎ウイルス検査の

促進、肝疾患診療体制の整備、普及啓発、研究開発、この五本柱を中心に肝炎総合対策を推進してきた、それが先ほどWHOの中の九か国に残っているんだらうというふうに思いますが。

また、金沢大学では、肝疾患診療連携拠点病院として国や地方自治体の肝炎対策に御協力いただき、蓄積した知識や経験を活用しながら、WHOコロナレーションセンターとしてWHOと連携して肝炎対策に関するアジアへの技術協力などを行っているところでありまして、厚生労働省としても、現在、金沢大学に今職員を派遣するなど、これらの取組を支援させていただいているところでもあります。

引き続き、WHOコロナレーションセンターを含め、WHOと連携しながら、肝炎対策を含む国際保健の課題に適切に対処していきたいと思っております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

これは世界の取組でございましたけれども、やっぱり拠点病院がしっかりとっているかしていないか、県によってかなりこの肝炎対策は温度差がございます。まずは私もがそういう地に足が付いた施策を実行していかなければ、これを世界に発信していくこともできません。その点、重々私からもお願いをいたしまして、質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(島村大君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(島村大君) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅷ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院厚生労働委員長高島修一君から趣旨説明を聴取いたします。高島修一君。

○衆議院議員(高島修一君) ただいま議題となりました特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固

第Ⅷ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

本案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅷ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づき給付金の支給の請求の状況に鑑み、給付金の請求期限を五年延長しようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(島村大君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅷ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(島村大君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、石橋君から発言を求められておりますので、これを許します。石橋通宏君。

○石橋通宏君 私は、ただいま可決されました特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅷ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・こころ、民進党・新緑風会、公明党、日本共産党、日本維新の会、希望の会(自由・社民)及び無所属クラブの各派

共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅷ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、C型肝炎訴訟を通じて得られた特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅷ因子製剤に係る事実認定の状況について速やかな情報提供を行うこと。

二、本特別措置法が施行されてから十年間が経過するにもかかわらず、給付金の請求に至っていない特定C型肝炎ウイルス感染者がまだ多数存在すると見込まれることから、給付金の支給手続の一層の周知を図り、特定フィブリノゲン製剤等の納入実績のある医療機関による診療録等の確認作業を促すとともに、肝炎ウイルス検査の勧奨を広く進めること。

三、肝炎に関する正しい知識の普及、医療体制の整備、研究の促進など、肝炎対策を総合的に進めるとともに、肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の患者を対象とした医療費助成の仕組みを早急に実現すること。

四、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの観点から、国際的な肝炎対策の展開に当たり、WHOから指定された組織に対して必要な協力を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(島村大君) ただいま石橋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

て、石橋君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、加藤厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。加藤厚生労働大臣。

○国務大臣(加藤勝信君) ただいま御決議にいただきました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、努力をまいりたいです。

○委員長(島村大君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

十二月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願(第三〇一号)

一、保険で良い歯科医療の実現に関する請願(第三〇二号)

一、介護人材確保に関する請願(第三〇三号)

一、大都市東京における介護人材確保に関する請願(第三〇四号)

一、過労死と職場における差別的根拠に関する請願(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三〇九号)(第三一〇号)(第三一一号)(第三一二号)(第三一三三号)(第三一四号)(第三一五号)(第三一六号)(第三一七号)(第三一八号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願(第三一七号)(第三一八号)(第三一九号)

一、国の責任で、お金の心配なく誰もが必要な医療・介護を受けられるようにすることに關する請願(第三一九〇号)

一、誰もが、お金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願
(第三九二号)

一、社会保障の連続削減中止、充実に関する請願
(第三九二号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
(第四〇二号)

一、保険で良い歯科医療の実現に関する請願
(第四〇二号)

一、過労死と職場における差別の根絶に関する請願
(第四〇四号)

一、大都市東京における介護人材確保に関する請願
(第四一三三号)

一、際限のない年金削減を行わないことに関する請願
(第四一四号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
(第四三三三号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
(第四三三三号)

一、医療・介護の負担増の中止に関する請願
(第四四二二号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
(第四五〇号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
(第四五〇号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
(第四五〇号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
(第四五〇号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
(第四五〇号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
(第四五〇号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
(第四五〇号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
(第四五〇号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
(第四五〇号)

請願者 名古屋市長 野村博彦 外千名
紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三三三三号 平成二十九年十一月二十四日受理
介護人材確保に関する請願

請願者 横濱市 加藤馨 外四千六百三十名

紹介議員 三原じゅん子君
神奈川県域の介護事業所では、深刻な介護人材不足に加え経営の悪化による介護職員の処遇改善が困難となっている。神奈川県域の介護サービスに対する有効求人倍率は平成二十九年八月現在四・三二倍で全国の三・六三倍に比べても求人難しさが顕著となっており、介護人材不足による一部ユニットの閉鎖などの問題も発生している。平成二十七年年度の神奈川県内の特別養護老人ホームの経営実態調査では、三割が赤字であり、特に介護報酬上乗せ部分(地域区分)が六級地以下の施設では平均で稼働率が九割を超えているにもかかわらず赤字となっており、処遇改善を十分に行うことができない。経営悪化の主な要因は、県内では地域間の賃金差がそれほど大きくないにもかかわらず県内の地域区分が二級地からその他に区分されていることや最低賃金が全国二番目に高いこともあって給与水準が高く県内事業所の人件費比率が六七・六%と全国一律で決められている施設サービスの四五%を大きく上回っていることである。神奈川県域の介護事業所が経営の安定を図り社会的役割を十分に果たしていくためにも、都市圏の事業所の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めていくことが必要である。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

一、神奈川県民が住み慣れた地域で安心して暮らしているためには、セーフティネットとしての介護事業所の役割が重要である。そのためにも都市圏の事業者の経営実態に合わせた介護報酬の仕組みに改めること。

1 介護報酬の上乗せ部分(地域区分)は、市町村ごとの設定ではなく、最低賃金を基にして都道府県ごとに定めること。

2 介護報酬における人件費割合は、全国一律ではなく都道府県ごとの実態に合わせた割合とすること。

第三三三三号 平成二十九年十一月二十四日受理
大都市東京における介護人材確保に関する請願

請願者 千葉県柏市 高原敏夫 外二万名

紹介議員 武見 敬三君
現在、都内では介護人材不足が深刻化している。東京労働局の調査では、介護サービス職種に対する有効求人倍率は六・四倍で、都内全業種の二・〇六倍、全国全業種の一・四五倍と比べてもその深刻さは明らかである。新しい施設を整備しても、人材不足のためにベッドが長期間空くことも珍しくない。その主な理由は、介護報酬が大都市東京の高い人件費に加えて物価、賃借料などを反映していないため、区部、市町村部共に介護事業者の経営が厳しく、職員の待遇改善が困難なためである。実際、介護報酬についての人件費率は、東京二十三区を含め北海道から沖縄県まで全国一律施設サービスで四五%、在宅サービスで五五(七〇%)に設定されているが、大都市部事業者の実態とは著しく異なる。東京都の推計では、団塊の世代が後期高齢者となる二〇二五年に向けて毎年二千八百人の介護職員の増員が必要である。しかし、現在の状況が続くとそれも困難と言わざるを得ず、都内の高齢者にとって住み慣れた地域で安心して暮らし続ける上での影響も危惧される。都内の事業者は、質の高い人材の確保・育成・定着を進めるべく経営の強化に取り組んできたが、それにも限界がある。都内の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、人材不足を解消し、福祉・介護の現場で質の高い人材の確保・育成・定着を進めることが不可欠である。そのため、特に大都市部の事業者に厳しい介護報酬を地域の特性を反映した仕組みに改めることを求める。

一、介護報酬に関わる人件費の割合を、全国一律ではなく、都道府県ごとの実態に応じた人件費率に見直すこと。

二、介護報酬の上乗せ割合に、人件費だけではなく、物価や土地・建物の賃借料についても勘案すること。

第三三三三号 平成二十九年十一月二十四日受理
過労死と職場における差別の根絶に関する請願

請願者 東京都日野市 野田貞夫 外五十名

紹介議員 井上 哲士君
長時間残業・過密労働、夜勤交代制労働、低賃金ゆえの複数就労、不安定な雇用や差別的な処遇、セクハラ・パワハラなどにより、心身の健康を損なう人が後を絶たない。過労死を含む脳・心臓疾患に関する労災請求件数は年間八百件前後で、過労自殺を含む精神障害に関する労災請求件数は五年前の年間千二百件から千五百件へと増えており、対策は急務の課題である。ところが、安倍政権の働き方改革は、残業代ゼロで働かせ放題の労働基準法の改悪を打ち出したり、非正規雇用労働者の差別的待遇を放置したまま非正規化を進める内容となっている。過労死を根絶し、男女が共に安心して働き、仕事と生活を両立させることが可能な「八時間働いたら帰る、暮らせる社会」を実現するには、労働時間の規制強化と生活できる賃金の確立、性別・雇用形態別の待遇格差を解消する法改正を行う必要がある。

一、労働基準法について、「裁量労働制の対象拡大」や「高度プロフェッショナル制度の創設(労働時間規制の適用除外)」、「月百時間以上の残業上限の法定化」等の改悪は行わないこと。

1 時間外労働の上限は、週十五時間、月四十

一、労働基準法について、「裁量労働制の対象拡大」や「高度プロフェッショナル制度の創設(労働時間規制の適用除外)」、「月百時間以上の残業上限の法定化」等の改悪は行わないこと。

一、労働基準法について、「裁量労働制の対象拡大」や「高度プロフェッショナル制度の創設(労働時間規制の適用除外)」、「月百時間以上の残業上限の法定化」等の改悪は行わないこと。

一、労働基準法について、「裁量労働制の対象拡大」や「高度プロフェッショナル制度の創設(労働時間規制の適用除外)」、「月百時間以上の残業上限の法定化」等の改悪は行わないこと。

一、労働基準法について、「裁量労働制の対象拡大」や「高度プロフェッショナル制度の創設(労働時間規制の適用除外)」、「月百時間以上の残業上限の法定化」等の改悪は行わないこと。

一、労働基準法について、「裁量労働制の対象拡大」や「高度プロフェッショナル制度の創設(労働時間規制の適用除外)」、「月百時間以上の残業上限の法定化」等の改悪は行わないこと。

一、労働基準法について、「裁量労働制の対象拡大」や「高度プロフェッショナル制度の創設(労働時間規制の適用除外)」、「月百時間以上の残業上限の法定化」等の改悪は行わないこと。

一、労働基準法について、「裁量労働制の対象拡大」や「高度プロフェッショナル制度の創設(労働時間規制の適用除外)」、「月百時間以上の残業上限の法定化」等の改悪は行わないこと。

五時間、年三百六十時間までとし、それを超える特例は認めないこと。

2 始業から二十四時間を経るまでに十一時間以上の連続した休息(勤務間インターバル)の付与を義務付け、生活時間を確保すること。

第三〇八号 平成二十九年十一月二十四日受理
過労死と職場における差別の根絶に関する請願
請願者 兵庫県加古川市 平山信男 外五十名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

3 夜勤交代制労働は社会に不可欠な業務に限定し、法定労働時間を日勤労働者より短くすること。

第三〇九号 平成二十九年十一月二十四日受理
過労死と職場における差別の根絶に関する請願
請願者 神戸市 寺田翔 外五十名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

4 管理監督者、みなし労働適用者を含む全ての労働者の労働時間の把握と記録の保存を使用者に義務付けること。

第三一〇号 平成二十九年十一月二十四日受理
過労死と職場における差別の根絶に関する請願
請願者 京都府宇治市 東誠 外六十三名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

5 労働基準行政を支える労働基準監督官、厚生労働技官、厚生労働事務官を増員すること。

第三一一号 平成二十九年十一月二十四日受理
過労死と職場における差別の根絶に関する請願
請願者 東京都足立区 小池智 外五十名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

二、性別・雇用形態別の待遇格差をなくすため、パート法、労働契約法等を改正すること。

第三一二号 平成二十九年十一月二十四日受理
過労死と職場における差別の根絶に関する請願
請願者 東京都品川区 中山賢 外五十名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

1 合理的な理由のない待遇格差を禁止すること。格差がある場合、使用者はその合理性を立証する責任を負うものとする。

第三一三号 平成二十九年十一月二十四日受理
過労死と職場における差別の根絶に関する請願
請願者 埼玉県新座市 藤枝睦子 外五十名
紹介議員 大門実紀史君

2 格差の合理性の判断基準から、将来の役割や異動の可能性などの差別を固定化する要素は除くこと。

第三一四号 平成二十九年十一月二十四日受理
過労死と職場における差別の根絶に関する請願
請願者 長野県中野市 小林学 外五十名
紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

3 格差の解消を理由とした賃金・労働条件の不利益変更は禁止すること。

第三一五号 平成二十九年十一月二十四日受理
過労死と職場における差別の根絶に関する請願
請願者 埼玉県川越市 住井和弘 外五十名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

4 労働契約は無期直接雇用を原則とし、有期労働や労働者派遣は臨時的・一時的な業務に限ること。

第三一六号 平成二十九年十一月二十四日受理
過労死と職場における差別の根絶に関する請願
請願者 千葉県市川市 高山富士子 外五十名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第三一七号 平成二十九年十一月二十四日受理
過労死と職場における差別の根絶に関する請願
請願者 大阪府門真市 藤岡誠 外五十名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第三一八号 平成二十九年十一月二十四日受理
過労死と職場における差別の根絶に関する請願
請願者 東京都調布市 山下雅博 外五十名
紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第三一九号 平成二十九年十一月二十七日受理
国々の責任で、お金の心配なく誰もが必要な医療・介護を受けられるようにすることにに関する請願
請願者 北海道小樽市 小網重昭 外四名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第三二〇号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二〇号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二〇号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二〇号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二〇号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二〇号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二〇号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二〇号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二〇号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二〇号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二〇号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二〇号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二二号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二二号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二二号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二二号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二二号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二二号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二二号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二二号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二二号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二二号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二二号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

第三二二号 平成二十九年十一月二十七日受理
社会保険の連続削減中止、充実にに関する請願
請願者 北海道旭川市 松平勝幸 外四百二十九名
紹介議員 紙 智子君

社会保障のためといつて消費税を増税しながら、手当たり次第の改悪に国民の悲鳴と怒りの声が上がっている。安倍内閣は、社会保障の自然増に切り込むという大方針を掲げ、社会保障の現状さえ維持せずに際限のない負担増と削減を進めようとしている。年金の引下げ、介護報酬の引下げ、高齢者医療の負担増に加え入院給食費の値上げ、生活保護の削減を始め、老いも若きも負担増ばかりである。そもそも、国には憲法第二十五条に基づき社会保障を充実させる責任がある。そして、社会保障政策は、経済成長にとつても有効であり、全国的な地方の活性化、雇用拡大にもつながる。消費税を増税しなくても、所得や資産の能力に応じた応能負担の原則に立った税制改革を行い、賃上げ・国民の所得を増やす経済政策に切り替えて税収を増やせば、社会保障拡充の財源は十分確保できる。

ついでには、次の措置を採られたい。
一、社会保障の連続削減を中止し、年金、医療、介護、福祉の充実を図ること。

第四〇一号 平成二十九年十一月二十七日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
請願者 東京都新宿区 滝田久恵 外九百九十九名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四〇二号 平成二十九年十一月二十七日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
請願者 福岡県福津市 藤野智明 外八百二十九名

紹介議員 古賀 之士君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四〇三号 平成二十九年十一月二十七日受理
保険で良い歯科医療の実現に関する請願

請願者 京都市 町原結 外三千名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第三三号と同じである。

第四〇四号 平成二十九年十一月二十七日受理
過労死と職場における差別的根拠に関する請願
請願者 埼玉県越谷市 金子泰英 外四名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第四一三号 平成二十九年十一月二十八日受理
大都市東京における介護人材確保に関する請願
請願者 埼玉県新座市 西岡修 外一万名
紹介議員 そのだ修光君
この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第四一四号 平成二十九年十一月二十八日受理
際限のない年金削減を行わないことに関する請願
請願者 北海道小樽市 平山良子 外十三名

紹介議員 紙 智子君

際限のない年金削減は、現在の年金受給者のみならず、現役世代にとつても見過ごすことができない。高齢者を取り巻く状況は、老人漂流社会、無縁社会、親子共倒れあるいは下流老人など、厳しい状況を強いられている。医療・介護の保険料や利用料金も負担増が続き、出費を切り詰める余裕もなくなっている。ただでさえ少ない年金を物価上昇にもかかわらず引き下げることは、年金を主な収入とする高齢者の生活実態を無視した乱暴なやり方である。これ以上年金を減額することは、高齢者の暮らしを圧迫するだけでなく、地域経済にもマイナスである。年金は、ほぼ一〇〇％が消費に回り、特に高齢者の消費支出が経済に大きな比重を占める地方経済に与える影響は深刻である。消費が冷え込めば、地域の雇用や経済にも打撃となり、現役世代の収入にも影響する。年金財政の強化のためには、何より現役労働者の賃金引上げと安定雇用につとめることが必要である。

る。

ついでには、若い人も高齢者も、現在から将来にわたつて安心・安定して暮らしていくため、次の事項について実現を図られたい。
一、際限のない年金削減を行わないこと。
二、年金積立金は国内外の株式投資を改めて、国内債券を中心に安定運用を行い、年金保険料軽減など、国民に還元させていくようにすること。
三、消費税によらず全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。

第四三二号 平成二十九年十一月二十九日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
請願者 北海道島牧郡島牧村 藤田あゆみ 外一万七千七百四十名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四三三号 平成二十九年十一月二十九日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
請願者 札幌市 三隅大輔 外一万七千七百四十名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四三四号 平成二十九年十一月二十九日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
請願者 札幌市 永田ゆかり 外一万七千七百四十名
紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四三五号 平成二十九年十一月二十九日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願

請願者 札幌市 東山千春 外一万七千七百四十名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四三六号 平成二十九年十一月二十九日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
請願者 北海道茅部郡鹿部町 奈良康子 外一万七千七百四十一名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四三七号 平成二十九年十一月二十九日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
請願者 札幌市 源野さおり 外一万七千七百四十名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四三八号 平成二十九年十一月二十九日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
請願者 札幌市 鈴木淑子 外一万七千七百四十名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四三九号 平成二十九年十一月二十九日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
請願者 札幌市 宮下智子 外一万七千七百四十名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四〇号 平成二十九年十一月二十九日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願

基準を改善することに関する請願

請願者 札幌市 木村洋子 外一万七千七百四十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四一号 平成二十九年十一月二十九日受理

子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願

請願者 札幌市 猪川泰 外一万七千七百四十名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四二号 平成二十九年十一月二十九日受理

子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願

請願者 札幌市 和泉弥生 外一万七千七百四十名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四三号 平成二十九年十一月二十九日受理

子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願

請願者 札幌市 澤谷真希 外一万七千七百四十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四四号 平成二十九年十一月二十九日受理

子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願

請願者 札幌市 江口学 外一万七千七百四十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四五号 平成二十九年十一月二十九日受理

子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願

請願者 札幌市 松下明子 外一万七千七百四十名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四六号 平成二十九年十一月二十九日受理

子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願

請願者 東京都調布市 松島士郎 外八百九十四名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四七号 平成二十九年十一月二十九日受理

医療・介護の負担増の中止に関する請願

請願者 兵庫県姫路市 吉田永遠 外一万三千九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

第四五〇号 平成二十九年十一月二十九日受理

子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願

請願者 山口県下関市 村治篤 外九百九十九名

紹介議員 野田 国義君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四五一号 平成二十九年十一月二十九日受理

子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願

請願者 広島市 二藤綾子 外九百九十九名

紹介議員 森本 真治君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

十二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行する。

附則

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、給付金支給等業務に要する費用として約九億円の見込みである。

十二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、保険で良い歯科医療の実現に関する請願(第四八八号)

一、誰もがが金銭の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに要する請願(第四八九号)(第四九〇号)(第四九一号)(第四九二号)(第四九三号)(第四九四号)(第四九五号)

一、国の責任で、お金の心配なく誰もがが必要な医療・介護を受けられるようにすることに要する請願(第四九六号)(第四九七号)(第四九八号)(第四九九号)

一、人間的に暮らしを実現するため、憲法をいかして格差と貧困を解消し、雇用を改善することに要する請願(第五二一号)

一、介護保険制度の見直しに関する請願(第五二二号)

一、若い人も高齢者も安心できる年金を求めることに要する請願(第五二三号)

八号)(第四九九号)(第五〇〇号)(第五〇一号)(第五〇二号)(第五〇三号)(第五〇四号)(第五〇五号)(第五〇六号)(第五〇七号)(第五〇八号)(第五〇九号)

一、全国一律最低賃金制度の実現に関する請願(第五一〇号)

一、人間的に暮らしを実現するため、憲法をいかして格差と貧困を解消し、雇用を改善することに要する請願(第五二一号)

一、介護保険制度の見直しに関する請願(第五二二号)

一、若い人も高齢者も安心できる年金を求めることに要する請願(第五二三号)

一、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善に関する請願(第五二四号)

一、障害福祉についての法制度の拡充に関する請願(第五二五号)

一、難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第五二六号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願(第五二七号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願(第五二八号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願(第五二九号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願(第五三〇号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願(第五三一号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願(第五三二号)

一、保険で良い歯科医療の実現に関する請願(第五三三号)(第五三四号)

一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業における公正な賃金・労働条件の確保に関する請願(第五三九号)

第四八八号 平成二十九年十一月三十日受理

保険で良い歯科医療の実現に関する請願

請願者 京都市 堀一郎 外五百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四八九号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 広島市 金井泰樹 外千三百八十二名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第四九〇号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 広島市 山本太郎 外千三百八十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第四九一号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 山梨県南アルプス市 鈴木和子 外千三百八十一名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第四九二号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 山梨県甲府市 新田瑠子 外千三百八十一名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第四九三三号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 京都府京丹後市 吉岡正宣 外千三百八十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第四九四号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 大阪府枚方市 柴田啓子 外千三百八十一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第四九五号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 京都市 富樫ちひろ 外千三百八十一名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第四九六号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 東京都東久留米市 諏訪友子 外千三百八十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第四九七号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 東京都東久留米市 鶴岡増夫 外千三百八十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第四九八号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 青森県平川市 山田悦子 外千三百六十名

百十名

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第四九九号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 東京都東久留米市 篠原重信 外千三百六十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第五〇〇号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 東京都東久留米市 鈴木勇規 外千三百六十名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第五〇一号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 奈良県北葛城郡王寺町 市来あゆ子 外千三百六十名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第五〇二号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 奈良県生駒市 上原卓也 外千三百六十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第五〇三三号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 奈良県生駒市 上原卓也 外千三百六十名

請願者 東京都東久留米市 富沢五郎 外千三百六十名

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第五〇四号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 奈良県桜井市 嶋田あゆみ 外千三百六十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第五〇五号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 奈良県大和高田市 藤田健人 外千三百六十名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第五〇六号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 奈良県大和高田市 藤田あゆ子 外千三百六十名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第五〇七号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 奈良県桜井市 山田高子 外千三百六十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第五〇八号 平成二十九年十一月三十日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 奈良県桜井市 山田高子 外千三百六十名

介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 奈良県生駒郡平群町 大西直子

外千六百十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第五〇九号 平成二十九年十一月三十日受理

国の責任で、お金の心配なく誰もがが必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 東京都東久留米市 角ミサ子

外千六百十名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第五一〇号 平成二十九年十一月三十日受理

全国一律最低賃金制度の実現に関する請願

請願者 島根県松江市 能海幸子

外三百四十一名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。

第五一一号 平成二十九年十一月三十日受理

人間らしい暮らしを実現するため、憲法をいかして格差と貧困を解消し、雇用を改善することに関する請願

請願者 さいたま市 大熊勝子

外百三十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第五一二号 平成二十九年十一月三十日受理

介護保険制度の見直しに関する請願

請願者 京都府宇治市 平林英男

外百八十二名

紹介議員 倉林 明子君

介護保険制度の見直しでは、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料二割負担の対象者を拡大する、要介護一、二の通所介護を市町村が実施する総合事業に移す

など、更なる給付の削減・負担増を図る内容が検討された。利用者からは「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」「利用料が二倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する悲痛な声が多数寄せられた。家族の介護負担を増大させるこうした内容の見直しは、政府が掲げる介護離職ゼロ政策そのものにも真っ向から反するものである。サービスの削減・負担増一辺倒の見直しでは、高齢者の生活を守り、支えることはできない。これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく行き届いた介護が保障される制度への転換は、全ての高齢者・国民の願いである。そして、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければならぬ。

については、次の措置を採らねばならない。
一、生活援助を始めとするサービスの削減や利用料の引上げを実施しないこと。
二、家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと。
三、介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化を図ること。
四、以上を実現するために、政府の責任で必要な財政措置を講ずること。

第五一三号 平成二十九年十一月三十日受理
若い人も高齢者も安心して年金を求めることに関する請願
請願者 東京都板橋区 澤田二三男

外千八百八十六名
紹介議員 倉林 明子君

消費税の増税や円安による物価上昇で庶民の暮らしは苦しくなるばかりである。法人税減税など大企業優遇の一方で、社会保障は改悪が続き、貧困と格差がますます広がっている。取り分け、年金ではマクロ経済スライドという仕組みを使って今後三十年間も下げ続けるなど許すことはできない。

い。これでは老後の暮らしは成り立たない。若者の年金離れや未納の拡大も懸念される。今必要なのは、安定した雇用を保障し、社会保障を充実させることである。若者も高齢者も誰もが安心して年金の実現が強く求められる。

については、次の事項について実現を図られたらいい。
一、年金を毎年下げ続けるマクロ経済スライドを廃止すること。
二、年金の支給開始年齢引上げ、保険料の納付義務期間延長など、更なる年金改悪はやめること。
三、安心の老後を保障するため、全額国庫負担の最低保障年金制度を早急に実現すること。

第五一四号 平成二十九年十一月三十日受理

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善に関する請願

請願者 長野県上田市 横沢修

外九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

医療や介護の現場は、慢性的な人手不足のため、働き続けることが困難な状況である。厚生労働省は夜勤交代制労働の負担軽減など勤務環境整備を求める通知を发出し、医療法に勤務環境改善の努力義務が規定され、都道府県に勤務環境改善支援センターも設置された。二〇〇七年に改定された福祉人材確保指針においても、労働者の負担軽減や介護・福祉の質の確保のための体制づくりが重要であるとしている。しかし、依然として、十六時間を超える長時間夜勤や休息もできない短い勤務間隔、介護施設などでの一人夜勤など、労働者の健康だけでなく、患者・利用者の安全と尊厳が脅かされる実態が改善されていない。労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない緊急の課題である。二〇〇七年の参議院における採択請願（夜間は患者十人以上に一人以上、昼間は患者四人に一人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月八日以内の規制など）の早期実現は

もちろん、ILO看護職員条約・勧告、EU労働時間指令などの国際基準に照らした改善が求められる。

については、安全・安心の医療・介護の実現のため、次の措置を採らねばならない。

一、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。
1 一日八時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
2 夜勤交代制労働者の労働時間を短縮すること。
3 介護施設などにおける一人夜勤を早期に解消すること。
二、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
三、患者・利用者の負担軽減を図ること。

第五一五号 平成二十九年十一月三十日受理

障害福祉についての法制度の拡充に関する請願

請願者 京都府京丹後市 吉岡和子

外五千六百三十九名

紹介議員 井上 哲士君

二〇一六年六月、障害者総合支援法の施行三年後の見直しが行われた。本来この見直しは、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が二〇一一年にまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」の積み残し課題が検討されるはずであった。しかし、二〇一五年六月の財政制度等審議会の「財政健全化計画等に関する建議」などによって国の財政抑制が強調され、障害者総合支援法見直しは大きく制約されたと言っても過言ではない。特に、障害者総合支援法第七條「介護保険優先原則」は、改められなかった。それだけでなく、同法の見直し過程では、「障害福祉サービス事業所を介護保険事業所になりやすくする」

など、障害福祉と介護保険の統合への地ならしの方向性が示された。第七条を補完するための「障害福祉と介護保険の併用を認める」という国の通知が出されているが、六十五歳を迎えた障害のある人に機械的に介護保険への移行を求める自治体が後を絶たない。それらに対し、各地で不服申立てや裁判が起り、介護保険サービスを拒否する障害のある人も生まれている。一方、介護保険は利用抑制や負担増などの見直しが続く、多くの障害のある人は大きな不安を抱えている。にもかかわらず厚生労働省は、利用者負担二割の対象者拡大や被保険者の年齢引下げ案、つまり介護保険への障害福祉の事実上の統合を提案している。また、障害のある人の所得保障の柱である障害基礎年金は、生活保護よりも低い水準のままである。二〇一六年五月に発表されたきょうさんの障害のある人の地域生活実態調査では、相対的貧困とされる年収百二十万円の貧困線を下回る障害のある人が八・六％にも及んでいた。介護保険の抑制と利用者負担の大幅な増大とともに障害福祉の統合が進められてしまうと、障害のある人は、憲法第二十五条にうたわれた健康で文化的な最低限度の生活どころか、生きることさえとても困難な事態になってしまう。

ついで、日本政府が二〇一四年に批准した障害者権利条約に基づいて年齢に関係なく障害を理由とする差別をなくし、障害のある人が他の者との平等を基礎として地域で安心して暮らすことができるよう、次の事項について実現を図られた。

- 一、障害があっても一人の市民として生活できるよう必要な支援は原則無償にするとともに、年金などの所得保障を拡充すること。
- 二、障害者総合支援法の介護保険優先原則を廃止するとともに、誰もが安心して利用できる介護保障制度を実現すること。
- 三、利用者支援を充実させるために、報酬の日払い方式と常勤換算方式を見直すとともに、本体報酬を増額すること。

四、地域活動支援センターについては、国がその実情を把握し、安定した運営ができるよう予算確保のための措置を講ずること。

五、障害関連予算の配分率を少なくとも先進国の平均レベルまで引き上げること。

第五一六号 平成二十九年十一月三十日受理
難病・長期慢性疾患・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願
請願者 京都府京田辺市 大崎三郎 外五
千三百二十七名
紹介議員 井上 哲士君

二〇一五年一月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)によって、我が国の難病対策は、法的根拠を持つ総合的対策として新しく出発した。難病法第二条の基本理念では、難病患者が地域社会において尊厳を持って生きることができるよう、共生社会の実現に向けて、「難病の特性に応じて、社会福祉その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に行われなければならない」と定められた。難病法第四条に基づいて厚生労働大臣が定めた「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」(基本方針)では、難病の患者に対する医療等の施策の方向性について、法の基本理念にのっとり、「難病は、一定の割合で発症することが避けられず、その確率は低いものの、国民の誰もが発症する可能性があり、難病の患者及びその家族を社会が包含し、支援していくことがふさわしい」との認識を基本として、広く国民の理解を得ながら難病対策を推進することが必要である」との基本的な認識をうたっている。障害者施策や就労支援など少しずつ施策の改善が始まっているが、難病患者の障害が見えづらいことから、一層の周知を始めまだまだ多くの課題が山積している。国及び地方自治体がこの基本的な推進方向に沿った難病対策の総合的な推進と国民への周知を一層進めるとともに、難病以外の長期慢性疾患患者が安心して暮らしている社会に向けて総合的な対策を推進することを求める。

一、難病法第四条に基づく基本方針の早期実現、研究の促進、治療法の開発、指定難病対象疾病の拡大及び周知を進めること。

二、長期にわたって治療を必要とする難病や長期慢性疾患患者の医療費負担の軽減を図るために、長期療養給付制度の導入と高額療養費制度の更なる見直しを検討すること。

三、難病や長期慢性疾患を持つ子供たちや家族への支援、成人期対策の充実を図ること。

四、全国どこに住んでも我が国の進んだ医療を受けることができるよう、地域医療と専門医療の連携と充実を図るとともに、医師、看護師、専門スタッフの不足による地域医療の格差の解消を急ぐこと。

五、「全国難病センター」(仮称)の設置等により、都道府県難病相談支援センターの充実や一層の連携、患者・家族団体活動への支援、難病問題の国民への周知等を充実させること。

第五二五号 平成二十九年十一月三十日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
請願者 大阪府河内長野市 西峯和奏 外九百九十九名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第五二六号 平成二十九年十一月三十日受理
保険で良い歯科医療の実現に関する請願
請願者 大阪市 藤田葉未 外三千名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三三号と同じである。

第五三九号 平成二十九年十二月一日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
請願者 福島市 田中智 外九百七十五名

紹介議員 岩瀨 友君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第五四〇号 平成二十九年十二月一日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
請願者 神戸市 福岡保則 外九百九十九名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第五四一号 平成二十九年十二月一日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
請願者 福岡市 藤瀬義久 外九百九十九名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第五四二号 平成二十九年十二月一日受理
子供のための予算を大幅に増やし、保育の環境と基準を改善することに関する請願
請願者 長野県東筑摩郡筑北村 宮下良久 外九百九十九名
紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第五四三号 平成二十九年十二月一日受理
保険で良い歯科医療の実現に関する請願
請願者 京都府城陽市 小林静子 外四百三十一名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三三号と同じである。

第五四四号 平成二十九年十二月一日受理
保険で良い歯科医療の実現に関する請願
請願者 宮城県亘理郡亘理町 上原忍 外二千六百四十九名
紹介議員 岩瀨 友君

この請願の趣旨は、第三三号と同じである。

第五五九号 平成二十九年十二月一日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業における公正な賃金・労働条件の確保に関する請願

請願者 東京都八王子市 久保哲也 外九

百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

二〇一一年三月に発生した東日本大震災は未曾有の被害と原発事故をもたらし、避難者はいまだに住み慣れた地に戻る目途すら立っていない。二〇一六年四月には熊本地震が発生し、大きな被害をもたらしている。また、全国各地で台風の大雨による堤防決壊など広範囲に浸水被害をもたらしている豪雨や、戦後最悪の被害をもたらした御嶽山を始め、口永良部島の新岳、箱根山、阿蘇山の噴火など、全国各地で災害に見舞われ、日本は災害列島と呼ばれるほど、どこで暮らしていても自然の脅威にさらされている。東海・東南海・南海地震や首都直下地震などの大規模地震も切迫しており、国民の安全・安心を守るための防災やインフラ整備は緊急な国民的課題となっている。こうした災害を未然に防止・軽減するためには、河川・道路・港湾などの社会資本の維持管理やその役割を担う地域建設業の役割が欠かせない。二〇一二年十二月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故に見られるように、現在の社会資本は、戦後の高度経済成長期に多くが建設され、老朽化が著しく、放置すれば国民生活の安全・安心に影響を及ぼしかねない。耐用年数が経過した施設の更新には年間約二十兆円もの費用が必要とされ、財政難の中では、今後計画的な維持管理を施して新規構造物よりも既存施設を維持・保全していく方向に公共事業を転換させる必要がある。同時に、防災や施設の維持管理の最前線に立つ地域建設業をその担い手にふさわしく再生しなければならぬ。しかし、建設産業の置かれている低賃金や労働条件の劣悪さから、入職者は減

少し、産業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っている。企業の存続や技術の継承、建設労働者の確保困難などに対応するため、いわゆる建設産業の担い手三法が制定されたが、最前線で働く労働者の適正賃金確保や労働環境改善には至っていない。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、公正な賃金・労働条件と中小業者の適正な収入・仕事を確保すること。

1 公契約法（公共事業における賃金等確保法）を制定すること。

2 建設現場労働災害、じん肺・アスベスト被害の発生を抑えるために予防・防止対策を強化すること。また、不幸にして被災した患者を速やかに救済すること。

3 建設業及び建設関連業の各業種を労働者派遣法の適用対象としないこと。